

災 害 予 防 対 策

第 1 章 被害の発生抑止・軽減

【第 1 章の構成】

第 1 章 被害の発生抑止・軽減		
第 1 節	建築物の耐震化・不燃化	P. 55
第 2 節	都市基盤施設の被害防止	P. 60
第 3 節	津波被害防止対策の推進	P. 65
第 4 節	水害予防対策の推進	P. 71
第 5 節	土砂災害予防対策の推進	P. 83
第 6 節	危険物等災害予防対策	P. 88

第1節 建築物の耐震化・不燃化

【第1節の施策体系】

第1節 建築物の耐震化・ 不燃化	第1 既存建築物の防災対策の促進	P.56
	主担当：建築都市局	
	第2 建築時点での建築物の安全性確保に関する指導	P.57
	主担当：建築都市局	
	第3 宅地耐震化の促進	P.58
	主担当：建築都市局	
	第4 建築物内での負傷防止対策の促進	P.58
	主担当：危機管理室	
	第5 建築物の耐震化・不燃化における市民の役割	P.58
	主担当：市民・事業者	
第6 埋立地等の液状化対策の啓発推進	P.58	
主担当：建築都市局		
第7 アスベスト使用建築物等の把握	P.59	
主担当：建築都市局		

堺市地震災害想定総合調査において全壊棟数が70,929棟（上町断層帯地震）、平成25年度の大阪府による被害想定において全壊棟数11,053棟（南海トラフ巨大地震）と想定されているように、大規模地震が発生した場合、古い木造家屋を中心に多くの住宅や事業所施設が倒壊、破損し、人的、物的に甚大な被害の発生が懸念されている。また、火災による焼失棟数についても、それぞれ25,637棟（上町断層帯地震）、3,165棟（南海トラフ巨大地震）と想定されている。

さらに、死者数の想定は3,017名（上町断層帯地震）、71名（南海トラフ巨大地震）となっており、想定される死者の大多数は建築物の倒壊及び火災によるものである。ただし、南海トラフ巨大地震が発生したときに、津波に対する避難を迅速に行わなかった場合は、津波による想定死者は6,032名となっている。

市は、災害による建築物の倒壊や火災による被害を抑止・軽減するため、建築物の耐震性能の向上、防火・避難対策の推進などで建築物の安全化を促進する。なお、建築物の耐震化については、「堺市住宅・建築物耐震改修促進計画」（平成28年12月策定）に基づき、令和7年における住宅の耐震化率95%を目標とする。

第1 既存建築物の防災対策の促進

【建築都市局】

市（建築都市局）は、「堺市住宅・建築物耐震改修促進計画」（平成28年12月策定、令和3年5月一部改訂）に基づき、防災関連施設、指定緊急道路及び避難路を閉塞するおそれのある建築物、その他特定建築物の耐震改修、昭和56年以前に建築された木造住宅や分譲マンションを重点とした住宅の耐震改修の促進に努め、不特定多数の人が利用する建築物や要配慮者に係わる施設など防火・避難の確保に緊急を有する建築物を重点に防火避難対策の向上を図る。

1 耐震対策の促進

(1) 公共建築物

- ア 市（各施設管理者）は、その管理する公共建築物について、防災上の重要度に応じた分類により、順次耐震診断を実施し、その結果に基づき、重要性や緊急性を考慮し耐震対策を計画的に実施し、これを公表する。
- イ 市（各施設管理者）は、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、ブロック塀の転倒防止、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図るものとする。また、超高層ビルにおける長周期地震動対策を講じるものとする。
- ウ 市（建築都市局）は、市営住宅について計画的な建替事業等及び長寿命化を進め、耐震化を推進し、オープンスペース等の一体的整備に努める。
- エ 市は、公共建築物の建設にあたり、防災上の重要度に応じた耐震対策を実施する。
- オ 市（建築都市局）は、避難場所内市有建築物の耐震化を促進する。
- カ 市（建築都市局）は、発災時に防災中枢施設の機能を維持するため、老朽化の進んだ出先施設の耐震化を推進する。
- キ 市（建築都市局）は、建築基準法及び国等の定める液状化に関する設計基準等に基づく措置を講じる。
- ク 市は、指定避難所等について、老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

(2) 民間建築物

- 市（建築都市局）は、以下を実施する。
 - ア 耐震診断・耐震改修の必要性について広報さかい、ホームページや出前講座などを活用した啓発活動
 - イ 特定建築物への耐震診断・耐震改修補助の実施
 - ウ 木造住宅の無料耐震診断の実施
 - エ 住宅への耐震診断、耐震改修補助の実施
 - オ 耐震診断が義務付けられている病院等の不特定多数の人が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難行動要支援者が利用する建築物のうち大規模なものなどの所有者から耐震診断結果の報告を求め、その内容を公表し、改

修の指導・助言、指示等を行うことにより、耐震化の促進を図る。また、特定既存耐震不適格建築物（一定規模以上の病院等不特定多数の人が利用する建築物）等の所有者に、耐震診断や改修の指導・助言、指示等を行い、進行管理に努める。

カ 老朽化の進んだ分譲マンションの管理組合及び区分所有者等に対し、建て替えや耐震改修について、専門家による技術面、法律面での相談等実務的な支援の実施

キ 老朽化の進んだ木造賃貸集合住宅等の建て替えに対する補助、従前居住者に対する家賃補助等の支援の実施（新湊地区）

ク 共助の避難場所（地域の自治会館等）への耐震診断・耐震改修などの補助の実施

2 防火・避難対策の促進

市（建築都市局）は、以下を実施する。

- (1) 特定建築物等についての定期報告制度の活用
- (2) 定期報告における未報告物件やいわゆる雑居ビルなど防火・避難の確保について緊急性を有する建築物を中心に、関係機関と連携のうえ、定期的にパトロールを実施する。
- (3) 防火性能・耐火性能の向上を促進する。
- (4) 消防用設備の維持管理や耐震化にかかる改善指導

3 ブロック塀等の安全対策

道路に面するブロック塀等が倒壊した場合、通行人に危害が及ぶ可能性があり、避難・救援活動の支障となることから、市は安全点検の実施や補助金制度について周知し、地震時の道路等の通行の安全、迅速な避難のための経路の確保を促進する。

第2 建築時点での建築物の安全性確保に関する指導

【建築都市局】

市（建築都市局）は、建築物の安全性を確保し、住民の生命を保護するため、建築物の構造、敷地の安全性について、建築基準法等に基づく指導を行い、必要な情報を収集し、広く住民に提供する。

- 1 建築基準法に基づく中間検査の的確な実施
- 2 完了検査率の向上
- 3 高層建築物や特定建築物等への防災計画の作成指導
- 4 宅地防災指導

市及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。

第3 宅地耐震化の促進

【建築都市局】

宅地の耐震化を促進するため、宅地防災パトロールを実施し、被害のおそれのある盛土造成地等を把握し、住民に対して周知し、耐震化対策に関する補助制度等の整備に努める。

第4 建築物内での負傷防止対策の促進

【危機管理室】

大規模地震災害が発生した場合、建築物自体の損傷が軽微であっても、家具や事務什器の転倒、落下物、ガラスの飛散等により負傷者が多数発生することが懸念される。

市は、これらの被害を軽減するため、生涯学習課所管の出前講座や、防災ガイドブック等を通じて、市民及び事業所等に対し、転倒防止措置等の負傷防止対策の実施を促進する。

第5 建築物の耐震化・不燃化における市民の役割

【市民・事業者】

市内の大多数の建築物は、民間所有のものであり、建築物の耐震化・不燃化を市全域で推進するためには、市民及び事業者の主体的な活動が不可欠である。

市民及び事業所等は、自身の生命・財産は自身が守るという自助の精神のもと、自身の居住あるいは所有する建築物の安全性を認識し、必要な対策を行うため、以下について積極的な取り組みを行うものとする。

- (1) 自ら実施できる簡易な耐震診断手法や、市の設置する「木造住宅簡易耐震診断窓口」等を利用して、耐震に対する知識を深め、地震災害による建築物倒壊の危険性を認識する
- (2) 耐震診断・耐震改修に関する助成制度、低利融資、税制の優遇措置を活用した耐震診断・耐震改修の実施
- (3) 家具等の転倒防止措置等建築物内の負傷防止対策
- (4) 地震保険・共済への加入

第6 埋立地等の液状化対策の啓発推進

【建築都市局】

ハザードマップ等により液状化危険地域を周知するなど、被害発生の抑止・軽減を図るため、液状化対策の啓発を推進する。

第7 アスベスト使用建築物等の把握

【建築都市局】

災害発生時に速やかにアスベスト飛散防止等の応急対応を実施するため、平常時から建築物等におけるアスベスト使用状況の情報の把握に努める。

第2節 都市基盤施設の被害防止

【第2節の施策体系】

第2節 都市基盤施設の 被害防止	第1 土木構造物の耐震対策等の推進	P.60
	主担当：建設局、建築都市局、鉄道事業者	
	第2 ライフライン・放送施設災害予防対策	P.61
	主担当：上下水道局、ライフライン・放送関係事業者	
	第3 市の施設	P.64
	主担当：危機管理室、各施設管理者	
	第4 文化財	P.64
	主担当：文化観光局	

第1 土木構造物の耐震対策等の推進

【建設局・建築都市局・鉄道事業者】

土木構造物の管理者は、地震発生時における市街地の安全及び各構造物の持つ機能を確保するため、自らが管理する道路、河川、鉄軌道施設等の構造物について耐震対策等を実施する。

1 道路・橋りょう等の安全確保

道路は人や物資を輸送する交通機能だけでなく、災害時には避難、救援・救護、消防活動等の動脈として、また火災延焼を防止する防災空間として多様な機能を有している。このため、災害時に、安全性、通行の確保などその機能を十分に活用できるよう配慮し、幹線道路の改良等を進め、沿道環境との調和及び火災の延焼防止のため、緑化等の質的向上を図る。

(1) 道路の適正な維持管理

道路の法面及び路面等の調査を行い、震災時において横断歩道橋が落下等より交通障害物となることを防止するため、耐震点検等を実施し、必要に応じて対策を実施する。また、門型標識、カルバート等のトンネル、道路の補修が必要な箇所については、その対策工事の推進を図る。

(2) 橋りょう等の耐震化及び長寿命化

橋りょう等の耐震性及び健全度の向上を図るため、緊急交通路等における橋りょうの耐震化を行い、橋梁長寿命化修繕計画に基づき定期的に点検を実施し、計画的に修繕を行う。

2 河川・水路の安全確保

河川・水路の決壊等による水害を防止するため、堤防、護岸などの河川構造物を調査し、危険箇所には必要な対策を講じ、耐震性の向上に努める。又、スーパー堤

防化の必要な箇所については、その促進に努める。

3 ため池施設の安全確保（産業振興局）

ため池の決壊、水路の氾濫等による浸水被害を防止するため、適正な維持管理のもと、府、ため池管理者等と連携して、ため池施設の改修・補強を進め、防災意識の向上を図るハザードマップの作成、情報伝達・連絡体制整備を進める。

4 鉄軌道施設の安全確保（鉄道事業者）

事業者は、脱線等による災害の未然防止を図るため、鉄軌道施設について、耐震性の向上に努める。

第2 ライフライン・放送施設災害予防対策

【上下水道局、ライフライン・放送関係事業者】

ライフラインに関わる事業者は、それぞれの事業計画により耐震性、耐火性、耐浸水性の強化を中心として、災害に強い施設の整備を進める。

1 上水道施設

上水道施設の耐震化を、老朽化施設の整備及び改良とあわせて推進し、施設の常時監視及び点検を強化、保全し、災害発生に伴う被害を最小限度にとどめる。

(1) 配水場施設等

水道部は、配水池の耐震補強を行い、市民に供給する水を確保する機能をもたせるために、配水場等の配水池に緊急遮断弁を設置する。

(2) 送・配水管路施設

水道部は、送水管及び配水管の耐震化や、老朽管などの布設替えを重点的に行い、耐震管路網を整備する。特に指定避難所や医療施設等への給水ルートを優先的に耐震化する。

また、応急給水施設として小学校の避難所等に災害時給水栓を設置し、断水時に水の相互融通を可能にする緊急連絡管を大阪広域水道企業団及び近隣6事業者との間で整備している。

2 下水道施設

ポンプ場、処理場、幹線管渠等の主要構造物は、地震、風水害等の災害に耐えられる構造にし、管渠の点検を行い、現状を把握し、不良部分については清掃、浚渫、補修及び改良を行い、地震及び風水害による被害を最小限度とする。特に地震については、下水道総合地震対策計画に基づき年次的に事業を実施する。

(1) 処理施設

電気及び機械設備については、維持管理を適切に行い、耐用年数及び老朽度を考慮して必要な改築更新を実施する。

土木構造物については、電気及び機械設備の改築更新に合わせて必要な補強を実施する等、効率的な対策を行う。

また、下水処理場間のネットワーク化を図り、被災時の水処理機能を確保する。

(2) 重要物流道路、緊急交通路、軌道敷に埋設されている管渠及び防災拠点と下水処理場を結ぶ重要な幹線等の耐震化を行う。

(3) 管路施設

下水道管路部は、定期的なパトロールの実施及び常時保守点検に努め、機能保全を図り、接合不良、不等沈下又は損傷が発生している管渠の補修及び改築更新（布設替え、管更生）を行う。

今後布設するすべての管渠は、耐震設計を行う。既設下水管については、緊急交通路、軌道敷に埋設されている管渠及び防災拠点と下水処理場を結ぶ重要な幹線等の耐震化を行い、改築・更新時等に必要に応じて耐震補強の対策を講じる。

(4) 再生水送水施設

下水道部は、電気設備及び機械設備等施設全般の保守点検を行い、機械設備の耐用年数及び老朽度を考慮し、補強する。

3 電力施設

自然災害及び事故等による電気の供給停止を防止するため、電力施設設備の強化と保全に努める。

(1) 発電・変電施設、送・配電施設、通信設備について、台風、地震の被害を最小限にとどめる強度の確保を図る。

(2) 電力供給系統の多重化を図る。

(3) 電気事業法、保安関係諸規定等に基づく施設設備の維持保全、並びに常時監視を行う。

(4) 施設の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

4 ガス施設

災害によるガスの漏洩、供給停止を防止するため、ガス施設設備の強化と保全に努める。

(1) ガス施設（製造所・供給所等）について、各種災害に耐えうる十分な強度の確保と、緊急操作設備の充実強化を図る。

(2) 高圧・中圧・低圧のそれぞれのガス導管、継手には、耐震性の高い管材料及び伸縮可撓性継手の使用に努める。特に、低圧導管に可撓性の高いポリエチレン管の使用を促進する。

(3) ガス事業法、保安関係諸規定等に基づく施設設備の維持保全、並びに常時監視を行う。

(4) 施設（管路）の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

5 電気通信（西日本電信電話株式会社、KDDI 株式会社（関西総支社））等

災害による通信の途絶を防止するため、電気通信設備及びその付帯設備（建物を含む。以下、「通信設備等」という。）の強化と保全に努める。

(1) 電気通信設備等の高信頼化（防災設計）

ア 豪雨、洪水、高潮又は津波のおそれがある地域にある電気通信設備等について耐水構造化を行い、建物内への浸水防止のため水防板、水防扉の更改を実施する。

イ 暴風のおそれがある地域にある電気通信設備等について耐風構造化を行う。

ウ 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を行う。

(2) 電気通信システムの高信頼化

ア 主要な伝送路を多ルート構成又はループ構造とする。

イ 主要な中継交換機を分散設置とする。

ウ 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。

エ 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。

(3) 電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化

電気通信設備の設備記録等重要書類並びに通信処理システム及び通信システム等のファイル類について、災害時における滅失又は損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を講ずる。

(4) 災害時措置計画の作成と現用化

災害時における重要通信の確保を図るため、伝送装置、交換措置及び網措置に関する措置計画を作成し、現用化を図る。

6 電線共同溝の整備（近畿地方整備局、府、市）

ライフラインの安全性、信頼性を確保する都市防災及び災害に強いまちづくりの観点等から、道路管理者はライフライン事業者と協議のうえ、電線共同溝の整備を計画的に進める。

電線共同溝（C・C・BOX）は、2以上の電力、電気通信事業者及びその他電線管理者の電線を収容する。

7 放送施設（日本放送協会、一般放送事業者）

災害時の放送が確保されるよう、放送施設設備の強化と保全に努める。

(1) 日本放送協会は、災害対策規定（災害対策実施細目）に基づき、放送施設、局舎設備等について、各種予防措置を講ずる。

(2) 一般放送事業者は、各々の実情に応じた防災に関する計画を定め、放送施設、局舎設備等について、各種予防措置を講ずる。

第3 市の施設

【危機管理室、各施設管理者】

市の施設については、防災の観点から次の事項について留意する。

1 施設利用者の安全確保

火災、地震等の発生時の「施設利用者の安全」を第一に考え、避難誘導マニュアルなど施設利用者の安全確保のために必要な規定及び体制を整備する。

2 体制の整備

非常時における各職員及び施設利用者の役割及び行動について、各施設の内容に応じた実践的な想定を踏まえ、職員及び利用者に対する定期的な訓練の実施を推進する。

3 防災点検の実施

危険物等の引火性物資の安全管理、施設建物及び壁・塀等の耐震・耐火性能の調査・補強、防災設備の作動点検等を行い、平常時から危険排除に努める。

4 施設の整備

市の施設は、地震等の災害時において、利用者及び職員の安全を確保するため、耐震性能の確保を図る。特に市立幼・小・中・高等・支援学校の施設については、幼児・児童・生徒の安全確保はもちろん、指定避難所としての機能を踏まえた整備・保全に努める。

第4 文化財

【文化観光局】

市（文化財課）及び関係機関は、文化財を災害から保護するため、防災意識の高揚、防災設備等の整備を図る。

- 1 住民、文化財の所有者又は管理者等に対する防災意識の普及と啓発
- 2 予防体制の確立及び防災設備の整備
 - (1) 初期消火の確立及び地域住民との連携
 - (2) 防災関係機関との連携
 - (3) 消防用設備等の設置促進及び点検管理の指導
 - (4) 建造物、美術工芸品保存施設の耐震化促進の指導

第3節 津波被害防止対策の推進

【第3節の施策体系】

第3節 津波被害防止対策 の推進	第1 津波対策	P.65
	主担当：危機管理室、区役所、建設局、建築都市局、各施設管理者	
	第2 津波に関する避難指示等情報伝達体制・手段の整備	P.66
	主担当：危機管理室	
	第3 南海トラフ巨大地震による津波からの避難対策	P.67
	主担当：危機管理室、区役所、建築都市局、健康福祉局、子ども青少年局、教育委員会	
	第4 津波防災地域づくりの推進	P.69
	主担当：危機管理室、建築都市局、府	
	第5 防災事務に従事する者（職員等）の安全確保と初動体制の確立	P.70
	主担当：危機管理室	
第6 臨海部における津波避難対策	P.70	
主担当：危機管理室		

第1 津波対策

【危機管理室、区役所、建設局、各施設管理者】

1 市

市（危機管理室・区役所）は、津波によって浸水が予想される地域について、津波避難計画を策定し、避難場所・避難路等を示した津波ハザードマップを活用し、住民等に周知を図る。

津波については、限られた時間で一人ひとりが主体的に迅速かつ確実な避難行動が重要であることに鑑み、国や府と連携し、津波の危険や津波警報・避難情報等の意味合い、避難方法等を住民等に広く啓発する。

2 水防関係機関（建設局）

市及び府をはじめとした水防関係機関は、水防活動に従事するものの安全の確保に配慮し水門等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法について定めるものとする。

3 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者（府、建設局、各施設管理者）

河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、南海トラフ巨大地震など津波を伴う地震が発生した場合に備えて、防潮堤、堤防及び水門等の外水排除施設等について、施設整備、補強、点検等の方針・計画を定め、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。

南海トラフ巨大地震などで発生する津波を伴う地震が発生した場合に備えて、次の事項について別に定めるものとする。

府は、津波災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定したうえで2つのレベルの津波に分けて対策を講じる。

- 1 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波（レベル1）
- 2 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波（レベル2）

なお、レベル1については、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、府は、海岸保全施設等の整備を進める。また、レベル2に対しては、防潮堤対策等についてはレベル1 + α のハード対策に取り組む。

4 道路管理者（建設局）

道路管理者は、津波によって浸水が予想される道路区域において、道路利用者に対し津波の危険があることを明示する標識等による啓発等を行う。

5 関係機関の連携

国の中央防災会議や大阪府防災会議等に設置される専門部会の審議結果を踏まえながら、近畿地方整備局、自衛隊、関西広域連合、大阪府及び府内関係市町、その他関係機関、津波率先避難等協力事業所などと連携し、津波ハザードマップ等を活用した防災啓発や避難訓練の実施など津波避難対策を推進する。

第2 津波に関する避難指示等情報伝達体制・手段の整備

【危機管理室】

災害時には、電話回線が途絶・輻輳するなど情報収集・伝達が停滞するおそれがあることから、防災行政無線のほか、インターネット配信や携帯電話、SNSを活用するなど、多様な手段を活用した津波に関する避難指示等情報伝達・収集体制の整備を図る。

さらに、J-ALERT と防災行政無線を接続すること等により、災害情報等を瞬時に伝達する。

1 防災行政無線など既存設備の再点検と対策

津波発生時の住民への情報伝達手段の一つである屋外スピーカー（モーターサイレン）の可聴範囲調査を実施し、津波浸水想定地域への増設を行う。

2 多様な伝達手段の確保

防災ポータルサイト（おおさか防災ネット）による情報提供やメールによる配信（防災情報メール）、携帯電話事業者が提供する緊急速報メールによる配信、その他の多様な伝達手段の確保を図る。

また、聴覚障害者へFAXにより情報伝達できる体制整備を行う。

3 電源確保体制の整備

J-ALERT、防災行政無線等の機能確保のため非常用電源を確保し、津波による浸水を想定した設置場所を選定する。

4 地震発生時の速やかな情報伝達体制の整備

迅速な避難指示等の発令を行い、避難指示等の対象となる地域の住民のほか、自治会、自主防災組織等への伝達体制を整備する。

5 観光客などへの避難指示等の情報伝達体制の整備

観光客、走行中の車両等に対し、情報伝達体制の整備を行うことによって、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるよう取組を行う。

第3 南海トラフ巨大地震による津波からの避難対策

【危機管理室、建築都市局、健康福祉局、子ども青少年局、教育委員会、区役所】
南海トラフ巨大地震による津波浸水地域における避難対策を実施する。

1 津波避難計画等の策定

地震発生から津波到達までの約100分の間において、JR阪和線を目標に東側の高い所への徒歩避難を原則に、校区自治連合会や自主防災組織との協働により、避難路や避難方法について検討し、津波避難計画の策定、津波ハザードマップの作成を行う。

2 津波避難ビルの指定

津波影響範囲において逃げ遅れたり、遠くまで避難することができない住民等が緊急一時避難する場所を確保するため、「津波避難ビル」を指定する。

民間ビル等を津波避難ビルとして活用する場合には、あらかじめ施設管理者と協定を結ぶなど、津波発生時に確実に避難できる体制を構築する。

3 避難路の安全確保

市は、府、府警察及び道路管理者と連携して、住民の安全のために避難路の確保に努める。

4 津波避難ビル等表示看板の設置

避難場所・避難所・津波避難ビル等に蓄光石やライトを活用した表示看板を設置し、分かりやすく表示する取組を推進する。また、避難路及び避難階段とあわせて、市民に周知を徹底する。

5 避難誘導體制の整備

大阪府警察等防災関係機関及び自主防災組織等の活動による円滑な避難誘導體制の構築を図る。

6 徒歩避難原則の徹底

車による事故、渋滞を避け、安全で円滑な避難のために徒歩避難を原則とする。

7 学校園・認定こども園等の対応

津波避難の原則を踏まえ、保護者・地域との連携のもと、乳幼児、児童、生徒の安全を確保するため、津波避難計画を基に、定期的に訓練を実施する。

8 津波避難に関する啓発推進

(1) 津波、防災知識の普及啓発

全ての伝達手段が機能しない場合でも、住民自らの判断で避難できるよう津波知識等、防災知識の普及啓発を行う。

地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、地震直後に発表される津波警報や津波到達予想時刻等には、一定の限界があること、指定緊急避難場所、指定避難所として指定された施設の孤立や被災もありうること等、津波に関する想定・予測の不確実性があること、また、「想定にとらわれない」「状況下において最善を尽くす」「率先避難者になる」という避難三原則など、東日本大震災による教訓を活かした啓発を推進する。

(2) 津波避難に関する地域の活動促進

津波ハザードマップ等を活用し、津波避難の必要性を市民へ周知し、津波の影響範囲の地域については、地域の防災活動における津波避難に関する取り組みを促進する。

また、津波など災害に関する正確な知識の普及と避難方法の検討を実施するなど、地域活動を通じた啓発を行う。

(3) 浸水想定区域の周知と避難行動の徹底

津波ハザードマップ等を活用し、避難が必要な地域をあらかじめ住民等へ周知し、避難行動の徹底を図る。

9 避難行動要支援者への避難支援

高齢者や障害者など避難行動要支援者の避難を迅速に行うため、地域において津波避難ビルの活用を含めた自助・共助を基本とする支援方策を事前に取り決めるよう活動促進を図る。

10 南海トラフ巨大地震防災対策に係る相談窓口の設置

市（危機管理室・区役所）は、南海トラフ巨大地震対策の実施上の相談を受ける窓口を設置する等、具体的に居住者等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を得るための体制の整備についても留意するものとする。

第4 津波防災地域づくりの推進

【危機管理室、建築都市局、府】

1 津波浸水想定の設定及び推進計画の作成

府は、津波浸水想定（津波があった場合に想定される浸水の区域及び水深）を設定し公表する。これを踏まえ、市は、必要に応じて津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を作成する。

2 津波に強いまちの形成

府及び市は、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所・津波避難ビル等、避難路・避難階段などの避難関連施設の計画的な整備や民間施設の活用による確保、建築物や公共施設の耐震化・耐水化等により、津波に強いまちの形成を図るものとする。

3 津波災害警戒区域及び津波災害特別警戒区域の指定

- (1) 府は、津波浸水想定を踏まえ、市と十分な協議を行い、必要に応じて津波による人的被害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を津波災害警戒区域として指定する。
- (2) 府は、津波災害警戒区域のうち、津波が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある土地の区域で、一定の開発行為及び建築を制限すべき土地の区域を、津波災害特別警戒区域として指定する。

4 津波災害警戒区域への対策

市は府による津波災害警戒区域の指定があったときは、次の対策を講じる。

- (1) 市は、当該区域ごとに、津波に関する情報、予報及び警報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、地下街等又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定めるものとする。
- (2) 市は、津波災害警戒区域内の主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設について、当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。
- (3) 市は、津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

5 地域における津波避難計画の策定と自助・共助・公助の連携

市は、具体的な地域ごとの津波避難の計画として、校区ごとに避難経路や避難目標を示した校区カルテを作成するなど、より実効性の高い津波避難計画を策定し、住民主体の訓練をはじめ、自助・共助・公助が連携した取り組みを推進する。

第5 防災事務に従事する者（職員等）の安全確保と初動体制の確立

【危機管理室】

1 津波到達までの職員の安全確保の方策と初動体制の整理

職員への情報伝達の方策を講じ、津波が到達するまでの間において、職員の安全確保と迅速な初動対応が実施できるように初動体制を確立する。

2 防災対応や避難誘導に係る行動ルールの策定

避難指示等の伝達、避難誘導、水門の閉鎖等については、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定める。

3 職員の安否確認システムの構築

災害発生後、速やかに職員の安否確認情報を収集し、伝達できる体制の整備及びシステムの構築を推進する。

第6 臨海部における津波避難対策

【危機管理室】

臨海部における津波避難対策については、大阪府石油コンビナート等防災計画と十分調整を図り、事業所従業員等の安全確保に向け、大阪府、堺・泉北臨海特別防災地区協議会、沿岸部の近隣自治体と連携し、安全な避難対策を推進する。

第4節 水害予防対策の推進

【第4節の施策体系】

第4節 水害予防対策の 推進	第1 洪水対策	P.71
	主担当：近畿地方整備局、府、建設局	
	第2 雨水出水対策	P.72
	主担当：建設局、上下水道局	
	第3 高潮対策	P.73
	主担当：建設局、港湾管理者	
	第4 水害減災対策の推進	P.73
	主担当：近畿地方整備局、府、危機管理室	
	第5 下水道の整備	P.80
	主担当：上下水道局	
第6 ため池の整備	P.81	
主担当：産業振興局		
第7 雨水貯留浸透施設	P.82	
主担当：建設局、上下水道局、教育委員会事務局		

河川、下水道、水路、港湾、海岸及びため池における洪水、雨水出水、高潮等による災害を未然に防止するため、計画的な水害予防対策を実施する。また、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努める。

国や大阪府によって洪水浸水想定区域等の指定があった場合は、市地域防災計画において、当該洪水浸水区域等ごとに、洪水予報の伝達方法、避難場所等に関する事項、浸水想定区域内における地下街等、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）及び大規模な工場その他の施設の名称・所在地、その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定める。

また、定めた事項を住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ）の配布を行う。

第1 洪水対策

【近畿地方整備局、府、建設局】

1 国土交通大臣管理河川（近畿地方整備局）

国土交通大臣は、市内では一級河川大和川を管理している。

国では、200年に一度発生する可能性のある降雨による洪水に対応できるよう、計画的に河川改修などを進める。下流部では、流下能力不足を解消するための河道掘削を実施し、局所的に堤防高が低い区間の浸水被害を解消するための施策を行う。

河道改修などのほかに、流域貯留施設の整備や雨水の流出抑制など、地方公共団体と連携し、総合治水対策を進める。

また、「人命を守る」ということを最重視し、人口が集中し堤防が決壊すると甚大な人的被害が発生する可能性が高い大和川において、洪水による壊滅的な被害を未然に防止するため、計画を上回る洪水に対しても、堤防が決壊しないよう高規格堤防を整備する。

2 大阪府知事管理河川（大阪府）

大阪府知事は、市内では一級河川西除川、東除川、平尾小川、二級河川石津川ほか6河川を管理している。

河川の改修にあたっては、様々な降雨により想定される河川氾濫・浸水の危険性から、人命を守ることを最優先とする。

府では、長期目標として、1時間雨量80ミリ程度の豪雨に対応できるよう治水施設の整備を進める。また、今後20～30年程度で目指すべき当面の治水目標を1時間雨量50ミリ程度で床下浸水を発生させない、かつ少なくとも1時間雨量65ミリ程度で床上浸水発生させないこととし、「地先の危険度」の低減のため、流出抑制、治水施設の保全・整備、耐水型都市づくり、情報伝達・避難の治水手法を総合的・効果的に組み合わせる。

また、治水安全度の向上と、河川と市街地のまちづくりとが一体となった整備を行う。

3 堺市長管理河川（堺市）

準用河川、普通河川及び一級河川狭間川、二級河川内川・土居川・内川放水路を管理している。

準用河川、普通河川については、10年に一度の降雨に対応できるよう、また、一、二級河川においては、各河川の河川整備計画に基づいた整備を進め、治水機能を確保し、水と緑の空間として環境に配慮した改修を進める。

第2 雨水出水対策

【建設局、上下水道局】

府及び市は、市街地における浸水被害の軽減を図るため、下水道等の整備による雨水対策に努める。

第3 高潮対策

【建設局、海岸管理者】

1 護岸の整備

市の海岸線は堺泉北臨海工業地帯の造成などにより複雑となったが、海岸線の予防対策として防潮堤を設置し、高潮等に備えている。昭和36年の第二室戸台風の際には、潮位がO.P. +4.5mまで上昇し、市内でも多くの被害が発生した。

現在、防潮堤は、伊勢湾台風級の超大型台風による高潮に十分対応できるよう、海岸管理者である大阪府において、地区によりO.P. +5.5～6.0mの計画天端高で延長10,920mの整備を行っている。また、背後市街地の豪雨時の内水排除はポンプで行い、安全を図っている。

2 水門・樋門等の点検

市内には、27か所の水門・樋門等があり（資料編5-9）、施設管理者は内外水位の調整を図って市内を防護し、これら施設の機能を維持するため定期的に点検して現況を把握し、関係機関に通達して情報の共有に努め、高潮等の対策を行う。また、感潮河川である内川・土居川に対し、内川排水機場の整備・補修を行い、堅川水門及び古川水門閉鎖時の内水排除の体制整備に努めている。

また水門・樋門等の操作については高潮警報・高潮注意報・津波警報・津波注意報の発表時等に操作責任者が実施する。

第4 水害減災対策の推進

【近畿地方整備局、府、危機管理室、建設局、上下水道局、消防局】

洪水、雨水出水、高潮に対する事前の備えと洪水や高潮時の迅速かつ的確な情報伝達・避難により、被害の軽減を図るため、洪水予報、洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）、水位周知下水道の雨水出水特別警戒水位、水位周知海岸の高潮特別警戒水位の設定及び到達情報の発表、水防警報の発表、水位情報の発表、想定し得る最大規模の降雨・高潮による浸水想定区域の指定・公表、避難体制の整備を行う。

1 洪水予報及び水防警報等

(1) 洪水予報

本市における洪水予報河川としては、国の管理する大和川が該当する。近畿地方整備局は、二以上の府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きく洪水により重大な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した大和川について、大阪管区气象台と共同して洪水予報を行い、府知事及び市町村長に通知し、報道機関の協力を求めて一般に周知する。

府は、上記により通知を受けた場合は、直ちに水防管理者等に通知する。

近畿地方整備局及び府は、市町村長による洪水時における避難指示等の発令に

資するよう、市町村長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努める。

(2) 特別警戒水位の設定及び到達情報の発表

府は、洪水により相当な損害を生ずる恐れがあるとして水位周知河川に指定した石津川、西除川、東除川について、避難判断水位（市町村長の高齢者等避難の目安となる水位）、及び氾濫危険水位（水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位で、市町村長の避難指示の判断の目安となる水位）に到達した場合には、その旨を水防管理者等に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する。

また、その他の河川についても、役所等の所在地に係る河川については、雨量の情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ河川水位等の情報を提供するよう努める。

府又は市は、各々が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した下水道（水位周知下水道）において、雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位（雨水出水特別警戒水位）を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、水防管理者等に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する。

府は、管理海岸のうち、高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した海岸（水位周知海岸）について、高潮氾濫危険水位（水防法第13条の3で規定される高潮特別警戒水位で、高潮による災害の発生を特に警戒する水位）に到達した場合には、その旨を水防管理者等に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する。

(3) 水防警報の発表

近畿地方整備局は大和川について、洪水のおそれがあると認めるときは水防警報を行い、直ちに府に通知する。

府は石津川、西除川、東除川について、洪水、津波又は高潮の恐れがあると認めるときは、水防警報を行い、直ちに水防管理者に通知する。

府は、上記により通知を受けた場合は、直ちに水防管理者等に通知する。

水防管理者は、水防警報が発せられたときは、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認めたときは、消防機関を出動又は、出動準備させる。

(4) 水位情報の公表

府及び市は、水位観測所を設置した管理河川、下水道、海岸においては、その水位状況及び水位予測の公表を行う。

(5) 浸水想定区域の指定・公表

近畿地方整備局は、想定し得る最大規模の降雨により、洪水予報河川が氾濫した場合に浸水が予想される区域を洪水浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表する。

府は、想定し得る最大規模の降雨により、洪水予報河川及び水位周知河川が氾濫した場合に浸水が予想される区域を洪水浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表する。

府及び市は、想定し得る最大規模の降雨により、水位周知下水道に指定した排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該排水施設から河川その他の公共水域等に雨水を排除できなくなった場合に、浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表する。

府は、想定し得る最大規模の高潮により、水位周知海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。

(6) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保等

市は、浸水想定区域の指定があった場合は、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとし、住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じる。

ア 洪水予報等の伝達方法

イ 避難場所等避難経路に関する事項、避難訓練の実施、その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

ウ 浸水想定区域内における地下街等、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）及び大規模な工場その他の施設の名称・所在地

エ ウの施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法

(7) 地下街等における避難体制

ア 地下街等の範囲

水防法第15条に基づき、浸水想定区域内において地下街等の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められる地下街等の範囲は、次のとおりとする。

(地下街等の範囲)

地下街等の範囲	<p>1 消防法（昭和23年法律第186号）第8条第1項の規定により防火管理者を定めなければならない特定防火対象物で、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 地階が、消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第1（一）項から（四）項まで、（五）項イ、（六）項、（九）項イ又は（十三）項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの。ただし、関係者のみが利用するもの及び延床面積5,000㎡未満を除く。</p> <p>(2) （十六の二）項。ただし、延床面積1,000㎡未満を除く。</p> <p>2 地階に駅舎を有するもの。</p>
---------	--

イ 本計画で定める地下街等の名称及び所在地は資料のとおりとする。

ウ 避難確保計画等の作成

上記の地下街等の所有者または管理者は、単独または共同で、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた避難確保計画（「避難確保・浸水防止計画」）を作成し、避難確保・浸水防止計画に基づき自衛水防組織を設置する。作成した避難確保・浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告する。また、当該計画を公表し、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施する。

なお、避難確保・浸水防止計画を作成しようとする場合においては、接続ビル等（地下街等と連続する施設であって、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのある施設）の管理者等の意見を聴くよう努める。

避難確保計画等については、「地下街等浸水時避難計画策定の手引き」（平成16年5月（財）日本建築防災協会）、地下街等に係る避難確保・浸水防止計画作成の手引き（洪水・内水・高潮編）（水防法）（平成29年1月）及び「地下街に係る避難確保計画作成の手引き（津波編）」（津波防災地域まちづくりに関する法律）（平成29年1月）の内容を踏まえて作成することとする。

エ 洪水予報等の伝達体制の整備

市は、上記の地下街等の所有者または管理者に対し、電話、電子メール、メールを活用したファックス、防災行政無線などによる洪水予報等の伝達体制を整備する。

(8) 要配慮者利用施設における洪水予報等の伝達体制

ア 要配慮者利用施設の範囲

水防法第15条の3、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条の2に基づき、避難確保計画の策定義務の対象となる要配慮者利用施設の範囲は、次のとおりとする。

(要配慮者利用施設の範囲)

要配慮者利用施設の範囲	1 高齢者施設、保護施設、児童福祉施設、障害児・者施設等の社会福祉施設 2 病院、診療所の医療施設（有床に限る。） 3 幼稚園、聴覚支援学校、視覚支援学校及び特別支援学校
-------------	---

イ 本計画で定める要配慮者利用施設の名称及び所在地は資料のとおりとする。

ウ 上記の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練の実施に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）を作成する。また、自衛水防組織の設置に努め、避難確保計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告する。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

エ 市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努める。また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

オ 洪水予報等の伝達体制の整備

市は、上記の要配慮者利用施設に対し、電話、電子メール、ファクシミリ、防災行政無線などによる洪水予報等の伝達体制を整備する。

(9) 大規模工場等における避難体制等

ア 大規模工場等の範囲

水防法第15条に基づき、洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認めら

れる大規模工場等の範囲は、次のとおりとする。

(大規模工場等の範囲)

大規模工場の 範囲	用途：工場、作業場又は倉庫 規模：延べ面積 10,000 m ² 以上
--------------	---

イ 本計画で名称及び所在地を定める大規模工場等は当該施設の所有者または管理者から申出のあった場合に限るものとし、資料のとおりとする。

ウ 上記の大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた計画（「浸水防止計画」）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛水防組織の設置に努め、作成した浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告する。また、当該計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。

エ 洪水予報等の伝達体制の整備

市は、上記の大規模工場等の所有者または管理者に対し、電話、電子メール、メールを活用したファクシミリ、防災行政無線などによる洪水予報等の伝達体制を整備する。

2 洪水・高潮リスクの開示

(1) 洪水リスクの開示

府は、管理河川において様々な降雨により河川氾濫・浸水が予想された区域及びその区域が浸水した場合に想定される危険度並びに水深を公表する。

市は、洪水浸水想定区域等の指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供及び助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを公表する。

(2) 洪水・高潮リスク及び避難に関する情報の周知及び利用

府及び市は、公表された洪水・高潮リスクを住民に周知し、災害時にとるべき行動について普及啓発するため、説明会・講習会等の必要な措置を講じるように努める。また、洪水・高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を策定する際に参考とする。

市は、ハザードマップ等の作成にあたっては、浸水想定区域を明示し、加えて、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努め、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がない

こと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

3 防災訓練の実施・支援

府及び市は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練等を実施し、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の風水害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。また、水災に的確に対処する危機管理方策の習熟を図るため、水害を想定し、実践型の防災訓練を実施するよう努めることとし、訓練の実施に当たっては、ハザードマップを活用しつつ行う。

また、府及び市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画の策定状況や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。併せて、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

4 水防と河川管理等の連携

府は、水防計画の策定に当たっては、洪水・雨水出水・高潮の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮し、必要に応じて、河川管理者又は下水道管理者の同意を得た上で、河川管理者等の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川又は下水道に関する情報の提供等水防と河川管理等の連携を強化するものとする。

市は、国や府が組織する複合時な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大和川下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会」等を活用し、国、府、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築する。

河川管理者は、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、「ダム洪水調節機能協議会」等を組織し、利水ダム等の事前放流の取組を推進する。

5 ため池の治水活用

市は、府、ため池管理者等関係機関と連携して、ため池の持つ洪水調節機能の保全に努める。

第5 下水道の整備

【上下水道局】

公共下水道施設整備には、大きく分けて汚水整備と雨水整備がある。

汚水整備に関しては、令和2年度末で、堺市の行政区域面積14,982haに対して、下水道必要整備面積が12,707haあり（臨海工業地帯と緑地の一部を除く。）、そのうち処理区域の面積は10,172haで、下水道処理人口普及率98.5%となっている。（下水道処理人口普及率とは、行政区域内人口に対する下水道法9条による供用開始の公示区域内人口の割合。（人口は住民基本台帳））

雨水整備事業に関しては、昭和27年に下水道法事業認可を取得し、浸水対策事業を開始した。

しかし、昭和40年代半ば以降の宅地開発や土地利用の高度化等の都市化により、雨水流出抑制機能を果たしてきた田畑、緑地、空地が減少し、新たな浸水被害が生じるようになった。そのため、昭和50年の事業認可変更時には、雨水ポンプ場の増強や雨水バイパス幹線を追加し、さらに昭和57年の豪雨災害以降には雨水調整池を位置付けた計画とし、浸水被害を早期かつ効率的に軽減できることを目指している。

1 公共下水道における雨水整備

(1) 管渠、ポンプ場の整備

公共下水道計画では、管渠、ポンプ場の整備に際しては、10年に一度の降雨（1時間雨量50ミリ程度）に対応できることを目標に、浸水頻度の高い区域を中心に整備を進めている。

また、下水道管渠により自然放流できない低地帯においては、管渠の整備に併せてポンプ場を整備又は増強しながら浸水対策を行う。

今後も雨水ポンプ場の新設や増設及び雨水幹線の整備を行っていく。

(2) 雨水貯留施設の整備

近年、局地的な豪雨により浸水を引き起こす事例が多く見受けられるようになり、早期の対応が求められている。

このような状況の中で、放流先の河川改修に時間を要すると考えられる区域や、下水道管渠を整備するという対応では多大な時間等を要すると考えられる区域等においては、雨水貯留施設での対策を講じる方が早期に対応できる場合があり、これらの区域においては雨水貯留施設で対応を行っている。

本市の場合は、主に内陸部において、雨水貯留施設としての雨水調整池5か所の整備を完了した。次に一覧を示す。

（雨水調整池）

名称	貯留能力	供用年月日
南向陽調整池	15,000 m ³	H 2. 3

芦ヶ池調整池	5,000 m ³	H 5.3
長曽根新池調整池	2,200 m ³	H12.3
窪田池調整池	16,500 m ³	H20.5
菩提新池調整池	15,100 m ³	H26.8

第6 ため池の整備

【産業振興局】

1 ため池の現状

市内には500か所余りのため池があり、約830haの水田の灌漑用水源として重要な役割を果たしている。また、地域によっては、都市化の進展により灌漑用の機能から、雨水貯留の機能に役割を変えつつあるため池もあり、水害防止の面からも大きく寄与している。

2 ため池の改修

ため池の決壊による災害を未然に防止するため、堤の老朽化の著しいため池について、管理者に対し、適正な維持・管理について指導し、その補強や改修を計画的に実施すべく、管理者や関係機関との協議・調整を行う。

これにより、治水能力の保持、親水空間としての利活用を図ることもできる。

3 地震防災上必要なため池の整備

市は、府をはじめ防災関係機関等と協力し、避難路、緊急輸送路として必要な道路の確保又は人家の地震防災上、改修等が必要なため池について、その整備に向け、管理者・関係機関との協議・調整を行う。また、水防上重要なため池について、府と協力して耐震診断を行う。

4 ため池等農業用水利施設の総合的な防災・減災対策

ため池の決壊、水路の氾濫等による浸水被害を防止するため、適正な維持管理のもと、府、市町村、ため池管理者等関係機関は連携して、ため池等農業用水利施設の改修・補強に努め、情報伝達・避難等に必要となる、防災意識の向上を図り、ソフト対策（ため池ハザードマップ作成等）と併せ、総合的な防災・減災対策に努める。

5 ため池の治水活用

市は、台風や局地的豪雨時の流域における洪水発生の防止や浸水被害の軽減など、地域の安全安心を確保するため、ため池の持つ洪水調節機能を活用した余水吐の改良等の整備を行い、府やため池管理者等関係機関と連携して、その機能の保全に努める。

第7 雨水貯留浸透施設

【建設局、上下水道局、教育委員会事務局】

雨水貯留浸透施設は、総合的な治水対策の一手法として、敷地内への降雨を、一時的に貯留あるいは浸透させることにより、流出を抑制し、下流河川に対する洪水負担の軽減を目的として設置されたものであり、また、地下水を涵養し地域の水循環を改善することも期待できる。

一級河川大和川、東除川、西除川、平尾小川及び二級河川石津川流域内の市立小中学校や公園に整備を進めている。

第5節 土砂災害予防対策の推進

【第5節の施策体系】

第5節 土砂災害予防対策 の推進	第1 土砂災害警戒区域等における防災対策	P.83
	主担当：府、危機管理室、建設局、建築都市局	
	第2 土石流対策（砂防対策）	P.85
	主担当：近畿地方整備局、府、危機管理室、建設局	
	第3 地すべり対策	P.85
	主担当：近畿地方整備局、府、危機管理室、建設局	
	第4 急傾斜地崩壊対策	P.86
	主担当：近畿地方整備局、府、危機管理室、建設局	
	第5 土砂災害警戒情報の作成・発表	P.86
主担当：大阪管区气象台、大阪府		
第6 宅地防災対策	P.87	
主担当：建築都市局		

災害の発生が予測される危険箇所について、防災体制の整備、予防措置の指導及び発生を予測するシステムの整備を行い、地域住民の安全確保に努める。また、土砂災害による災害の発生のおそれのある土地の区域について、当該災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努める。

市は国や大阪府によって危険箇所の指定があった場合は、避難場所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を記載したハザードマップの作成等を行い、住民周知に努める。

なお、大阪府砂防ボランティア協会が整備する砂防ボランティア（斜面判定士等）制度を活用し、一次災害の防止に努める。

第1 土砂災害警戒区域等における防災対策

【府・危機管理室・建設局・建築都市局・健康福祉局】

土砂災害から人命を守るため、土砂災害の恐れのある区域等についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等のソフト対策を推進する。

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定（府）

府知事は、土砂災害により被害の恐れのある地域の地形、地質、降水及び土地利用状況等についての基礎調査を行い、市長の意見を聴きながら、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策

の推進に関する法律第7条・9条)し、その範囲を示した図面を公表する。

2 土砂災害特別警戒区域内での開発規制（府・市）

土砂災害特別警戒区域においては、住宅宅地分譲や社会福祉施設等のための開発行為について制限する。

3 建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進（府・市）

土砂災害特別警戒区域においては、建築基準法に基づく構造規制を踏まえ、建築物の構造が安全なものとなるよう努める。

4 建築物の移転等の勧告

土砂災害特別警戒区域においては、土砂災害発生時に著しい危害が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告を行う。

5 警戒避難体制等

市は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定があった場合は、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難及び救助等警戒避難に関する事項について定め、円滑な警戒避難が行えるよう必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じなければならない。また、要配慮者利用施設であって、土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設にあつては、その名称及び所在地について地域防災計画に定める。市は、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条）

土砂災害（特別）警戒区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）を作成する。また、作成した計画は市長に報告し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

府及び市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努める。

また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

6 土砂災害特別警戒区域内における住宅の移転等についての補助制度の周知

市は、土砂災害特別警戒区域に指定された日以前から区域内に存在する住宅の除

却・移転等に要する経費や土砂の待ち受け壁の設置に対する補助制度について、積極的に周知し制度の活用を促進する。

7 「緊急調査」及び「土砂災害緊急情報」の周知

府は、地すべりにより、地割れや建築物等に亀裂が発生又は広がりつつある場合、想定される土地の区域及び時期を明らかにするため緊急調査を実施し、その結果を関係自治体に通知し、一般に周知する。

(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第28条、29条、30条)

8 土砂災害リスク及び避難に関する情報の周知

市は、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努め、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル3で「避難に時間のかかる高齢者や障害者は危険な場所から避難」、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」、警戒レベル5で「命の危険 直ちに安全確保」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

第2 土石流対策（砂防対策）

【近畿地方整備局、府、危機管理室、建設局】

- 1 国土交通大臣は、土石流など土砂流出による災害を未然に防止し、下流への土砂流出を抑止するため、「砂防指定地」（砂防法第2条）を指定する。
- 2 府は、砂防指定地において、一定の行為を禁止・制限し、砂防事業を実施する。
- 3 市は、関係機関と協力し、土石流等による土砂災害の発生が予想される危険箇所について、その危険性の把握と周知に努める。
- 4 市は、土石流による災害を未然に防止するため、関係機関と協力して定期的にパトロール等を実施する。
- 5 市は、災害発生の危険性が高まった場合に、地域住民、要配慮者利用施設等への確かつ迅速に情報を伝達し、早期に安全な避難が行えるよう日頃から、警察及び地域住民の協力を得て、その体制づくりに努める。
- 6 市は、地域住民からの情報や気象予警報及び雨量情報等の情報収集連絡体制を整備する。

第3 地すべり対策

【近畿地方整備局、府、危機管理室、建設局】

- 1 国土交通大臣は、多量の崩土による災害を未然に防止し、土砂移動を抑止するた

- め、「地すべり防止区域」（地すべり等防止法第3条）を指定する。
- 2 府、近畿地方整備局は、地すべり防止区域において、地すべりを助長又は誘発する原因となる行為を禁止・制限し、地すべり対策事業を実施する。
 - 3 市は、関係機関と協力し、地すべりによる土砂災害の発生が予想される危険箇所について、その危険性の把握と周知に努める。
 - 4 市は、地すべりによる災害を未然に防止するため、関係機関と協力して定期的にパトロール等を実施する。
 - 5 市は、災害発生の危険性が高まった場合に、地域住民、要配慮者利用施設等への確かつ迅速に情報を伝達し、早期に安全な避難が行えるよう日頃から、警察及び地域住民の協力を得て、その体制づくりに努める。
 - 6 市は、地域住民からの情報や気象予警報及び雨量情報等の情報収集連絡体制を整備する。

第4 急傾斜地崩壊対策

【府、危機管理室、建設局】

- 1 大阪府知事は、急傾斜地におけるがけ崩れを未然に防止し、法面の崩壊を抑止するため、「急傾斜地崩壊危険区域」（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条）を指定する。また、「災害危険区域」（大阪府建築基準法施行条例第3条）を指定し、必要に応じて居住用建物の建築制限等を行う。
- 2 崩壊の危険のある急傾斜地については、基本的には土地の所有者、占有者または管理責任者が崩壊防止工事を実施すべきものであるが、一定の条件を備え、急傾斜地崩壊危険区域の指定を受けた場合は、府が事業主体となり崩壊防止工事等を実施している。
- 3 市は、関係機関と協力し、急傾斜地におけるがけ崩れの発生が予想される危険箇所について、その危険性の把握と周知に努める。
- 4 市は、急傾斜地におけるがけ崩れを未然に防止するため、関係機関と協力して定期的にパトロール等を実施する。
- 5 市は、災害発生の危険性が高まった場合に、地域住民、要配慮者利用施設等への確かつ迅速に情報を伝達し、早期に安全な避難が行えるよう日頃から、警察及び地域住民の協力を得て、その体制づくりに努める。
- 6 市は、地域住民からの情報や気象予警報及び雨量情報等の情報収集連絡体制を整備する。

第5 土砂災害警戒情報の作成・発表

【大阪管区气象台、大阪府】

大阪管区气象台と府は連携し、大雨による土砂災害の危険度が高まった際、市長が防災活動や住民への避難指示等の災害予防対応を適切に行うことができるよう、土砂災害警戒情報を作成・発表し、市長等に通知及び一般へ周知し、避難指示等の発令対

象地域を特定するための参考情報として、土砂災害警戒情報を補足する情報の提供に努める。通知又は発表を受けた市は、市民に対し速やかに情報を伝達し周知するものとする。

第6 宅地防災対策

【建築都市局】

1 宅地造成に関する指導

市は、宅地造成工事規制区域（宅地造成等規制法第3条にいう宅地造成に伴い災害が生じる恐れのある市街地又は市街地になろうとする土地の区域）において、開発事業者に対して、宅地造成工事に関する技術基準に適合するよう指導し、必要に応じて監督処分を行う。

2 宅地防災パトロールの実施

宅地の災害発生を未然に防止するため、宅地防災パトロールを実施し、危険な宅地については防災措置を指導する。

3 大規模盛土造成地の周知及び造成宅地防災区域の指定の検討

市及び府は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した、大規模盛土造成地マップを作成・公表し、市民の防災意識を高め、滑動崩落の恐れが大きい大規模盛土造成地において、宅地の安全性の把握及び耐震化を促進するよう努める。また、滑動崩落のおそれが大きく、かつ宅地の災害で相当数の居住者その他の者に危害を生じるおそれがあると判断するものについて、「造成宅地防災区域」の指定等の検討を行う。

第6節 危険物等災害予防対策

【第6節の施策体系】

第6節 危険物等 災害予防対策	第1 危険物災害予防対策	P.88
	主担当：消防局	
	第2 高圧ガス及び火薬類災害予防対策	P.89
	主担当：消防局	
	第3 毒物劇物等災害予防対策	P.90
	主担当：消防局	
	第4 管理化学物質災害予防対策	P.91
	主担当：環境局、消防局	
	第5 放射線災害予防対策	P.91
	主担当：消防局	
第6 危険物等の輸送災害の予防対策	P.92	
主担当：消防局		
第7 危険物積載船舶等災害予防対策	P.92	
主担当：消防局、港湾管理者、堺海上保安署、 近畿地方整備局		
第8 石油コンビナート等災害予防対策	P.93	
主担当：消防局		

危険物等による災害の発生及び拡大を防止するため、大阪府と連携し自主保安体制の強化並びに関係法規に基づく適切な保安確保措置を講ずるよう、保安教育及び訓練の徹底並びに自衛消防組織等の育成・充実、防災思想の普及啓発の徹底を図る。

第1 危険物災害予防対策

【消防局】

市（消防局）は、消防法をはじめとする関係法令を周知し、必要に応じ規制を行い、危険物施設における自主保安体制の確立、保安意識の高揚に努める。

1 保安教育の実施

危険物取扱事業所における保安管理の向上を図るため、危険物施設の管理責任者、危険物取扱者、危険物保安監督者、危険物施設保安員に対し、講習会、研修会などの保安教育、消火、通報、避難などの訓練を実施する。

2 危険物施設の災害防止対策の推進

- (1) 危険物施設の所有者は、当該施設の構造、設備の耐震化及び安全性の向上を図る。
- (2) 危険物の貯蔵、取扱の実態等に応じた消防資器材の整備充実を図り、新たな危険物の出現等に対応した消火薬剤等の化学消防資器材の充実を図る。

3 保安確保等の充実

消防法をはじめ関係法令に基づき立入検査等を実施し、法令上の技術基準への適合についての指導を行う。

- (1) 危険物施設の位置、構造、設備の維持管理及び施設の老朽化対策に関すること。
- (2) 危険物の貯蔵、取扱等の安全管理に関すること。
- (3) 危険物施設の管理責任者、危険物取扱者、危険物保安監督者、危険物施設保安員の業務遂行に関すること。

4 自衛消防組織等の充実

- (1) 自衛消防隊の組織化を推進し、危険物災害の予防と災害発生時の防御活動の円滑化を図ることにより危険物災害を防除する。
- (2) 危険物施設の所有者は、隣接する事業所間の相互応援体制を確立し、効率的な自衛消防力を確保する。

5 防災思想の普及啓発

危険物安全月間等各種行事及び危険物査察等を通じ、防災思想の普及啓発に努める。

6 事業者

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行い、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

第2 高圧ガス及び火薬類災害予防対策

【消防局】

市は、高圧ガス及び火薬類による災害の発生及び拡大を防止するため立ち入り検査を実施し、市及び関係機関は、中部近畿産業保安監督部近畿支部並びに府と連携し、保安意識の啓発、規制の強化、自主保安体制の整備促進等の災害防止対策に努める。

1 高圧ガス災害予防対策

- (1) 立入検査及び保安検査等の機会を通じ、法令上の技術上の基準の遵守を徹底させ、保安教育、高圧ガス施設の維持管理等を適正に行うよう指導し、自主保安体制の確立に努める。
- (2) 高圧ガス保安活動促進週間等の各種行事を通じ、防災思想の普及啓発に努め、保安意識の高揚を図る。
- (3) 高圧ガス販売業者等の高圧ガス容器所有者及び高圧ガス容器を使用する高圧ガス消費者に対し、高圧ガス容器の管理徹底について指導を行う。

2 火薬類災害予防対策

- (1) 立入検査及び保安検査の機会を通じ、法令上の技術上の基準の遵守を徹底させ、火薬類の盗難防止について周知徹底を図る。
- (2) 火薬類危害予防週間等の各種行事を通じ、防災思想の普及啓発に努め、保安意識の高揚を図る。

第3 毒物劇物等災害予防対策

【健康福祉局、消防局】

健康福祉局は、災害時において、毒物劇物による危害を防止するため毒物劇物販売業者及び毒物劇物を業務上使用する者に対し、販売、使用のあらゆる段階において、次のとおり規制、指導を行い災害防止対策を講じる。消防局は防災関係機関や府及び事業者との協力、連携を図り、より一層の安全化の推進に努める。

府は、災害時において、毒物劇物による危害を防止するため毒物劇物営業者及び毒物劇物を業務上使用する者に対し、製造、販売、使用のあらゆる段階において、次のとおり規制、指導を行い災害防止対策を講じる。また、アスベスト等の人体に有害な物質をはじめ、バイオテクノロジーによる取扱品等についても、災害防止のため必要な措置を講じる。

- 1 毒物劇物営業者及び取扱責任者に対し、常に登録基準に適合する施設を維持させる。
- 2 毒物、劇物によって市民の生命及び保健衛生上に危害を生じる恐れがあるときは、営業者及び毒物劇物取扱責任者に対し、消防局、保健所又は警察署に届出をさせ、災害防止のため応急措置を講じるよう指導する。また、届出に基づく関係機関との連絡を強化し、防災上適切な措置が講じられるよう指導する。
- 3 毒物劇物を大量に使用する業態の現況の把握に努め、これらに対する指導体制の確立に努める。
- 4 営業者等に対し立入検査を実施し、毒物劇物の貯蔵量に対応する設備の指導を実施する。
- 5 毒物劇物を業務上使用するもののうち、シアン化合物、酸類等を大量に使用する業態及び特定毒物劇物使用者等に対し、特に重点的に指導を実施する。

第4 管理化学物質災害予防対策

【環境局、消防局】

市及び府は、管理化学物質として生活環境保全条例で定められた有害物質を取扱う事業者に対し、生活環境保全条例に基づく規制を行い、生活環境保全条例はじめ関係法令の周知徹底を行い、管理体制の確立、管理化学物質による災害発生の未然防止について意識の高揚を図る。

1 規制

- (1) 管理計画書等の策定・届出を徹底させる。

2 指導

- (1) 立入検査を実施し、化学物質適正管理指針に適合する設備にするよう指導する。
- (2) 管理化学物質が流出した際の被害の拡大防止等のための訓練、施設の維持管理等を適正に行うよう指導する。
- (3) 管理化学物質を取扱う事業者等に対し、管理化学物質の流出により住民の健康に被害を生じるおそれがある際等には、応急措置を講じ、その状況を市へ通報するよう、指導する。

3 管理体制の整備

管理化学物質取扱事業者等に対して、管理化学物質が流出した際の指揮命令系統及び連絡体制、避難誘導體制、事故対策本部、モニタリング体制その他の管理体制の整備を指導する。

4 啓発

化学物質適正管理指針に係る説明会、化学物質管理の事例紹介等に係るセミナーを開催し、立入検査を実施する等により、関係者に対して管理化学物質による災害発生の未然防止について意識の高揚を図る。

第5 放射線災害予防対策

【消防局】

防災関係機関及び放射性同位元素に係る施設の設置者等は、放射線災害を防止するため次の措置を講じる。

1 設置者等の責務

放射性同位元素取扱事業者（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第17条に規定する放射性同位元素の使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄事

業者をいう。)等は、放射性同位元素等を原因とする事故(放射線災害)の予防、応急、事後の各対策について、他の法令等によるべき旨のない範囲では、本計画に準じて必要な対策を講じる。

なお、放射性同位元素取扱事業者は、放射性同位元素等の使用、貯蔵、廃棄、輸送等に関して、関係省庁等への許可、届出が義務付けられており、常に関係法令の定める基準に適合するよう維持管理し、放射線障害予防規定等の整備、保安組織の確立、従業員等の教育訓練の励行等に努め、放射線災害の防止に万全の措置を講じなければならない。

2 防災関係機関の対応

防災関係機関は、放射線防災業務に携わる者に対する教育訓練の実施等、災害防止対策を推進する。

また、放射性同位元素を業務として貯蔵し、又は取り扱おうとする者に届出をさせ、放射線施設の災害等の発生時における消防活動等を円滑に実施するため、常に放射性同位元素取扱施設の状況を把握し、災害活動に必要な資器材の整備を図り、災害防衛訓練に努める。

第6 危険物等の輸送災害の予防対策

【消防局】

危険物、高圧ガス等を運搬、移送する場合は、転倒・転落防止、標識等の表示、消火器等の備付けなど種々の規制を遵守させる。

第7 危険物積載船舶等災害予防対策

【消防局、港湾管理者、堺海上保安署、近畿地方整備局】

防災関係機関等は、船舶火災、タンカー事故、油の流出及び油流出に係る海面火災等、港湾での災害を防止するため、次の措置を実施する。

1 特定事業者の予防対策

危険物等積載船舶の荷役及び停泊については、港長の指示に従い、荷役作業に当たっては、陸側と海側との間で緊密な連携を図り、災害の未然防止に努める。

- (1) タンカーの荷役に際しては、オイルフェンスの展張、防除資器材の配備を完全に行い、監視体制を強化し、油流出災害の防止に努める。
- (2) 危険物等を積載した巨大船の着舷に際しては、警戒船を配備し、接近する船舶を監視し、火災、爆発の防止、流出油の早期発見、早期処理に努める。

2 防災関係機関の予防対策

堺海上保安署は、府、市及び消防機関等と連携して次の措置を講ずる。

- (1) 規制

- ア 危険物等積載船舶に対する停泊場所の規制
- イ 危険物等の荷役、運搬の規制
- ウ 危険物等荷役の立ち会い
なお、必要と判断される場合は、船舶交通の制限又は禁止を行う。
 - ① 火薬類の大量荷役
 - ② 核分裂性物質等の荷役
 - ③ タンカーによる引火性危険物の大量荷役
 - ④ その他特に必要があると認められる場合
- エ 引火性危険物等積載タンカーへの他船の接近、接舷の制限
- オ 荒天時における港内交通の制限及び避難の勧告
- カ 巡視船艇による航路の誘導、警戒
- キ 危険物栈橋等の工作物設置に際してあらかじめ検討、協議のうえ許可

(2) 指導

- ア 荷役船舶点検指導
- イ 危険物等専用岸壁、専用栈橋の点検指導
- ウ 海上防災訓練及び海上防災講習会の実施
- エ タンカーの船長及び乗務員に対する指導
 - ① 海上衝突予防法、港則法及び海上交通安全法等の諸法規の遵守
 - ② 走錨の防止及び係留索の保守
 - ③ 接岸作業及び荷役作業中における保安要員の配置
 - ④ 各作業責任の明確化及び漏出油の予防と火気取締りの徹底
 - ⑤ 船内における防災用資器材の整備充実
 - ⑥ 航法、操船の指導
- オ 貯油施設等を有する企業に対する指導
 - ① 防災資器材の備蓄及び保安施設の拡充
 - ② タンカーの係船設備及び荷役設備の整備充実
 - ③ 従業員の教育及び訓練の実施
 - ④ 関係企業間における共同防災体制の整備

(3) 予防活動

- ア 大阪湾・播磨灘排出油等防除協議会構成員の出動の調整
- イ 災害対策に関する関係機関の連絡調整

第8 石油コンビナート等災害予防対策

【消防局】

石油コンビナート等災害防止法に定める特別防災区域に存在する危険物タンクの火災や高压ガスタンクの爆発等により、特別防災区域を超えて、周辺住民の避難を伴う大きな被害が発生する場合に備え、大阪府石油コンビナート等防災計画との整合性を図りつつ、府、市、特定事業者、関係機関が連携して必要な検討を行い、周辺住民

の避難対策等に取り組む。

第2章 災害の拡大の抑止

【第2章の構成】

第2章 災害の拡大の抑止		
第1節	市民防災意識の高揚	P. 96
第2節	自主防災体制の整備	P. 101
第3節	都市の防災機能の強化	P. 107
第4節	火災・延焼予防対策の推進	P. 112
第5節	消火・救助・救急体制の整備	P. 114
第6節	災害時医療体制の整備	P. 118
第7節	避難場所・避難路等及び誘導體制の整備	P. 123

第1節 市民防災意識の高揚

【第1節の施策体系】

第1節 市民防災意識の 高揚	第1 防災知識の普及啓発等	P.96
	主担当：危機管理室、区役所、教育委員会	
	第2 学校園・認定こども園等における防災教育	P.99
	主担当：教育委員会、子ども青少年局	
	第3 災害教訓の伝承	P.100
	主担当：危機管理室	
	第4 文化財所有者等に対する普及啓発	P.100
	主担当：文化観光局	
第5 「災害対応力を強化する女性の視点～男女 共同参画の視点からの防災・復興ガイドラ イン～」等の普及啓発	P.100	
主担当：危機管理室、市民人権局		

市及び防災関係機関は、防災知識の普及啓発、訓練や研修の実施などにより、幼児期からその発達段階に応じ、学校教育及び社会教育等、あらゆる機会を通じて、住民の防災意識の高揚に努める。これらの実施にあたっては、避難行動要支援者の多様なニーズに配慮し、地域において支援し、被災時の男女のニーズの違いや性的少数者の方等被災者の多様性に配慮した体制が整備されるよう努める。

また、行政主導等のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

第1 防災知識の普及啓発等

【危機管理室、区役所、教育委員会】

市及び防災関係機関は、気候変動の影響や過去の災害の教訓、地震・津波災害時のシミュレーション結果等を示しながら、その危険性を周知し、住民が、災害に対する備えを心がけ、災害時には自発的な防災活動を行うよう、教育機関のみならず、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する。

特に、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自ら守る」という意識を持ち自らの判断で一人一人が確実に避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、住民の理解と協力を得るよう取り組む。

また、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケア

マネジャー等)の連携により、高齢者や障害者などの要配慮者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

併せて、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

1 普及啓発の内容

(1) 災害の知識

- ア 規模の大きな地震の連続発生や各災害が複合的に発生する可能性もあること等、様々な災害の態様とその危険性
- イ 各防災関係機関の防災体制とその講ずる措置
- ウ 災害発生回避のための行政、企業、市民それぞれの役割
- エ 地域の地形、危険場所（洪水、津波、揺れやすさ、液状化、造成宅地等）
- オ 被災建築物等において露出したアスベストが飛散する危険性
- カ 過去の災害から得られた教訓の伝承
- キ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、自分は災害に遭わないという思い込み等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
- ク 地域社会への貢献
- ケ 応急対応、復旧・復興に関する知識

(2) 災害への備え

- ア 最低3日間できれば1週間分以上の飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー及び生活物資の備蓄
- イ 非常持ち出し品の準備（貴重品、避難用具、救急箱、非常食品、衛生用品、防じんマスク等）
- ウ 自動車等へのこまめな満タン給油等
- エ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備
- オ 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具、什器類の固定、家屋・施設・塀・擁壁の安全対策
- カ 指定緊急避難場所・安全な親戚や知人宅等の避難場所・避難路・指定避難所、家族との連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取り決め等）の確認
- キ 住宅の耐震診断と状況に応じた耐震改修の必要性
- ク 自主防災組織活動、初期消火・救出訓練をはじめとする防災訓練など防災活動への参加
- ケ 地震保険・共済、火災保険・共済の加入の必要性
- コ 警報等発表時や高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保といった避難情報の発令時にとるべき行動
- サ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき

行動、避難場所や指定避難所での行動

(3) 災害時の行動

- ア 身の安全の確保方法
 - イ 緊急地震速報等の各種災害情報の入手及びその活用方法
 - ウ 気象予警報や避難情報、5段階の警戒レベル等の意味
 - エ 津波発生時（強い揺れまたは弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れが継続した場合）にとるべき行動
 - オ 地震発生時における自動車運転者が注意すべき事項
 - カ 避難行動要支援者への支援
 - キ 初期消火、救出救護活動
 - ク 心肺蘇生法、応急手当の方法
 - ケ 伝言サービスの仕組みや利用方法
 - コ 避難生活に関する知識
 - サ 自らの安全を確保の上、応急対応等の防災活動への参加
 - シ 自らの被害が軽微であった場合の生活物資等の提供等の協力
 - ス 災害緊急事態が布告され、内閣総理大臣から物資の買占めの自粛等の協力要請があった場合の協力
 - セ 広域避難の実効性を確保するための通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
 - ソ 家屋が被災した際、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影するなど生活の再建に資する行動
- (4) 被災地支援時の行動
- ア 小口・混載の支援物資を送ることは被災地の負担になることなど、被災地支援に関する知識の普及に努める。

2 普及啓発の方法

(1) ホームページ、パンフレット等による啓発

防災パンフレット、DVD 等を作成、活用し、広報紙（広報誌）及びテレビ、ラジオなどマスメディアを利用した普及啓発を実施する。

また、点字版、外国語版のパンフレットの作成や DVD への字幕・手話通訳の挿入等、視覚障害者・聴覚障害者や外国人等に配慮した、多様できめ細かな啓発に努める。

- ア ホームページ
- イ 防災パンフレット、ハザードマップ
- ウ 広報さかい

(2) 地域活動等を通じた啓発

水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図りつつ、防災週間、防災とボランティア週間、及び津波防災の日をはじめ防災に関する諸行事にあ

わせた講演会等の開催、住民参加型防災訓練の実施、地域社会活動等の促進・活用による普及啓発を実施する。

- ア 防災学識経験者や市民活動家などを講師に迎えた市民防災講座の創設
- イ 区役所区域毎の行事の実施にあわせた啓発活動
- ウ 出前講座等の市職員自らが実施する防災に関する講演会等の開催
- エ 住民参加型防災訓練の実施
- オ 地域社会活動等の促進・活用

3 市民協働による防災対策の検討を通じた意識啓発

- (1) 校区自治連合会や自主防災組織と協働して、地域における防災対策の検討等の取り組みを進め、防災意識の向上を図る。
- (2) 市民協働による防災対策の検討を通して、津波など災害に関する正確な知識、避難の必要性及び適切な避難方法について理解を得ることで防災意識の向上に繋げる。

第2 学校園・認定こども園等における防災教育

【教育委員会、子ども青少年局】

1 学校園・認定こども園等における防災教育の実施

防災意識を高め、それを次世代へ着実に継承していくためには、学校園における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育が重要である。学校園は、幼児、児童・生徒の安全を守り、今後、地域防災の主体を担い、防災活動に大きな役割を果たすことができる人材を育成するよう、発達段階に応じた防災教育を実施する。

また、市全体の防災対策を踏まえて、各学校園・認定こども園等の実情に応じた組織的な避難訓練を実施し、地域人材の活用や地域の防災訓練との連携を図るなど、津波避難をはじめ、様々な災害に対し、より効果的な防災教育を推進する。

- (1) 教育の内容
 - ア 気象、地形や地震、津波、風水害などの災害についての正しい知識
 - イ 緊急地震速報等の各種防災情報についての知識
 - ウ 気象予警報や避難情報等の意味
 - エ 地域の危険箇所や身の安全の確保方法、指定緊急避難場所・避難路・指定避難所、避難方法、家族・学校との連絡方法
 - オ 備蓄、非常持出し品や家具の固定等家庭での安全対策についての知識
 - カ ボランティアについての知識・体験、地域社会の一員としての自覚の育成
- (2) 教育の方法
 - ア 防災週間等を利用した訓練の実施
 - イ 各種防災教育用資料、DVDの活用
 - ウ 特別活動等を利用した教育の推進
 - エ 堺市総合防災センターの利用

- オ 防災関係機関との連携
 - カ 緊急地震速報等、防災に関する科学技術の活用
 - キ 自主防災組織、ボランティア等との連携
- (3) 教職員の研修
教育委員会は、地震・津波に関する正しい知識や各校の実践的な防災教育の事例を含む研修を実施する。
- (4) 学校における防災教育の手引き
「防災教育指導の手引き」などを通じて防災教育を充実する。
- (5) 校内防災体制の確立
学校は、児童・生徒の安全確保や災害被害の未然防止を目的として、毎年、防災計画を作成し、登下校時の対応を含め、適宜、危機等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の見直しを行い、校内防災体制の確立に努める。

第3 災害教訓の伝承

【危機管理室】

市は、過去に起こった大災害の教訓を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する各種資料を広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント、自然災害伝承碑等のもつ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

第4 文化財所有者等に対する普及啓発

【文化観光局】

市及び府は、市民にとってかけがえのない遺産である文化財を、災害から保護するため、防災意識の高揚を図る。

- 1 文化財防火デーの実施
- 2 防災訓練の実施
- 3 啓発冊子等の配布

第5 「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」等の普及啓発

【危機管理室、市民人権局】

災害時は、平常時の社会課題が顕著になり、女性が置かれている状況がより厳しくなる傾向があるため、平常時から女性の参画をはじめ、男女共同参画の視点を取り入れた減災・防災対策を推進する必要がある。

そのため、市及び防災関係機関や地域が課題等を共有し災害対応ができるよう、令和2年5月に内閣府が策定した「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」等の普及啓発を図る。

第2節 自主防災体制の整備

【第2節の施策体系】

第2節 自主防災体制の 整備	第1 地区防災計画の策定等	P.101
	主担当：危機管理室、区役所	
	第2 自主防災組織の活動支援	P103
	主担当：危機管理室、市民人権局、区役所	
	第3 事業所による自主防災体制の整備	P.104
	主担当：産業振興局	
	第4 救助活動の支援	P.106
	主担当：危機管理室	
	第5 堺市消防協力事業所制度の推進	P.106
	主担当：消防局	

市及び防災関係機関は、減災対策において最も重要である地域防災力を向上させるため、住民及び事業所による自主的な防災活動が、被害の拡大の防止に果たす役割をふまえ、その基礎となる地域コミュニティの活性化を推進し、地域における自主防災体制の整備を推進する。

また、地域の防災拠点となる区役所は、関係機関等と協力し、自助・共助・公助による防災力の向上を図る。

第1 地区防災計画の策定等

【危機管理室、区役所】

1 地区防災計画制度の目的

地区防災計画制度は、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、市内の一定の地区居住者及び事業者（要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者を含む。）（以下「地区居住者等」という。）が行う自発的な防災活動に関する計画を、本市地域防災計画に規定するものであり、地域防災計画に基づく防災活動と地区防災計画に基づく防災活動とが連携して、地区の防災力を向上させ、ひいては市域の防災力を向上させることを目的とする。

また、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合を図り、訓練等により両計画の一体的な運用を図るよう努める。

2 地域防災計画への規定

本市では次の方法で地区防災計画を地域防災計画に規定する。具体的な運用方法については「堺市地区防災計画の規定手続に関する要綱」に基づき実施する。

- (1) 災害対策基本法第42条第3項に基づき規定する計画は、小学校区を単位として結成された自主防災組織（以下「校区自主防災組織」という。）が主体となり策定する計画とする。
- (2) 災害対策基本法第42条の2に基づき規定する計画は、校区自主防災組織以外の団体が主体となり策定する計画とする。

3 実践と検証

- (1) 地区防災計画に基づく防災活動の実施

地区居住者等は、地区防災計画に基づく防災活動を実施する。

市は、当該地区の防災力向上のために、日々の防災活動へのアドバイスや訓練指導、各種情報の提供を継続的に実施するなど、地区居住者等の防災活動を支援する。

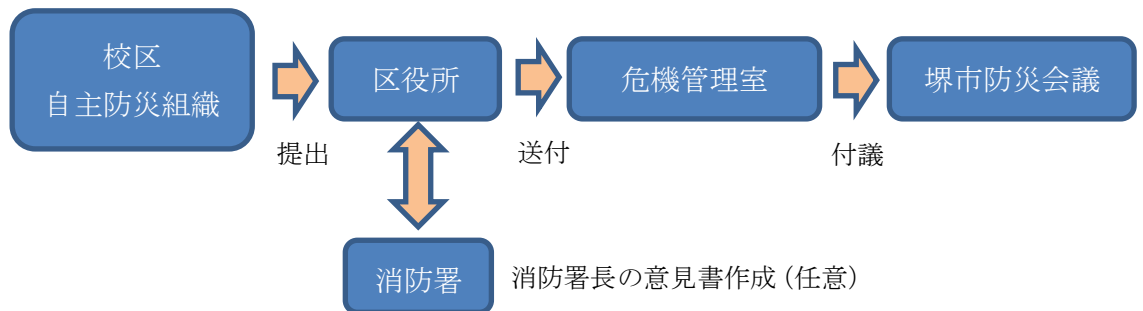
- (2) 計画の見直し

地区居住者等は、地域防災計画の改定内容や、防災訓練等の日ごろの防災活動を踏まえて、地区防災計画の見直しに努めることとする。

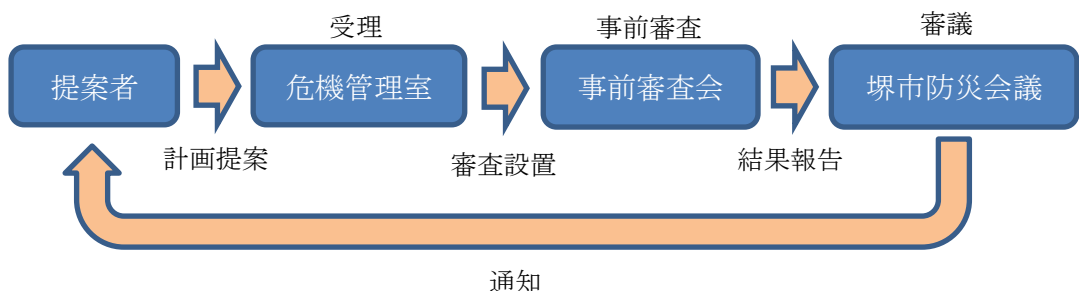
4 地区防災計画を定める手続

地区防災計画を定める手続は以下のとおりとする。

- (1) 校区自主防連携型



- (2) 計画提案型



5 地域防災計画に定める地区防災計画

錦西校区地区防災計画	三宝校区地区防災計画カルテ
安井校区地区防災計画	深阪校区地区防災計画
八田荘校区地区防災計画	深井西校区地区防災計画
八田荘西校区地区防災計画	鳳校区地区防災計画
鳳南校区地区防災計画	上野芝校区地区防災計画
向丘校区地区防災計画	福泉校区地区防災計画
福泉東校区地区防災計画	浜寺東校区地区防災計画
福泉上校区地区防災計画	浜寺石津校区地区防災計画
家原寺校区地区防災計画	上神谷校区地区防災計画
御池台校区地区防災計画	美木多校区地区防災計画
金岡校区防災カルテ	新金岡校区地区防災計画
百舌鳥校区地区防災計画	平尾校区地区防災計画
美原西校区地区防災計画	黒山校区地区防災計画
八上校区地区防災計画	

第2 自主防災組織の活動支援

【危機管理室、市民人権局、区役所】

地域におけるコミュニティ活動を通じて、地域住民の連帯感の醸成を図り、堺市自治連合協議会、堺市赤十字奉仕団等と連携し、防災意識の高揚、防災活動への取組を図り防災組織の活動支援を行う。その際、男女共同参画の視点を取り入れた活動が出来るように女性の参画を促進する。

また、自主防災組織の活動の活性化を図るため、研修の実施などによる防災リーダーの育成、若い世代など多様な年齢層や障害者が参加できるような環境整備などにより、迅速な活動が行える組織体制の形成、訓練の実施を促し、防災士（特定非営利活動法人日本防災士機構認定）と連携して地域防災力の向上を図るものとする。

1 活動内容

(1) 平常時の活動

- ア 防災意識や心構えの普及啓発（ミニコミ誌発行、講習会の開催など）
- イ 災害発生の未然防止（家具の安全診断・固定、建物や塀の耐震診断など）
- ウ 災害時への備え（指定緊急避難場所・避難路・指定避難所、津波避難ビル等の把握、避難行動要支援者の把握、防災資器材や備蓄品の管理等）
- エ 災害発生時の活動の習得（情報伝達、避難、初期消火、救急処置、指定避難所開設運営、炊き出しなど）
- オ 男女共同参画の視点に配慮した避難所運営のための体制づくり

- カ 地域内の企業、事業所との連携・協力体制の整備
 - キ 危険箇所の点検、把握
 - ク 復旧・復興に関する知識の習得
- (2) 災害時の活動
- ア 避難誘導（安否確認、集団避難、避難行動要支援者への援助など）
 - イ 救出救護（救助用資器材等を利用した救出、負傷者の救護など）
 - ウ 初期消火（消火器やバケツリレーによる消火など）
 - エ 情報伝達（地域内の被害情報や避難状況の伝達、救援情報などの住民への周知など）
 - オ 物資分配（物資の運搬、給食、分配）
 - カ 指定避難所の自主的運営（市やボランティア等との連携、炊き出し、避難者の意見集約など）

2 支援方法

市は、地域の実情に応じた自主防災組織の支援に努める。

- (1) 自主防災組織の必要性の啓発
- (2) 地域住民に対する情報提供（研修会等の実施）
- (3) 防災リーダーの育成（リーダー研修会等の開催）
- (4) 防災資器材の備蓄・整備
- (5) 防災訓練の実施
- (6) 自主防災ガイドブックの活用

第3 事業所による自主防災体制の整備

【産業振興局】

事業者は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握し、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。

市は、従業員、利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生という観点から、事業所に対して広報紙又は消防署による予防査察を通じて自主防災体制の整備について指導、助言又は啓発を行う。

市は、事業者が被災による業務中断という事態に積極的に備えていくため、あらかじめ想定されるリスクが発生した場合に事業者が遂行する重要業務をどのように継続させるかについて事前に計画を定めておく必要があるため、そのマネジメントのための事業継続計画（BCP）を策定するよう促進し、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画の策定、計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（BCM）の

取組みを通じて、企業防災の促進を図る。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、府及び市との物資等提供の協定締結、地域の防災訓練等の防災施策の実施に協力するよう努める。

また、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。併せて豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

さらに、要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、施設毎の規定（介護保険法等）や、災害に対応するための災害毎の規定（水防法等）により、自然災害からの避難を含む計画を作成する。また、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

なお、市は商工会議所と連携し、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、事業継続力強化支援計画の策定に取り組む。

市及び府は、事業者による従業員の防災意識の高揚を図る取組みを支援し、事業者の防災力向上を促進する。

また、市及び府は、事業者を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うほか、地域貢献に関する協定の締結に努める。

※ 事業継続マネジメント（BCM）

BCP策定や維持・更新、事業継続を実現するための予算・資源の確保、対策の実施、取組を浸透させるための教育・訓練の実施、点検、継続的な改善などを行う平常時からのマネジメント活動のこと。経営レベルの戦略的活動として位置付けられる。（引用：内閣府作成 事業継続ガイドラインより）

1 指導、助言又は啓発の内容

(1) 平常時の活動

- ア 業務継続計画（BCP）の策定
- イ 防災に対する心構えの普及啓発（社内報、掲示板の活用など）
- ウ 災害発生時の未然防止（社屋内外の安全化、非常用マニュアルの整備、防災用品の整備など）
- エ 災害発生への備え（飲料水・食料・その他物資・資器材の備蓄、非常持ち出し品の準備、避難方法等の確認、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保）

- オ 災害発生時の活動の習得（情報伝達、避難、初期消火、救急処置など）
- カ 地域活動への貢献（防災訓練など地域活動への参加、自主防災組織等との協力）

(2) 災害時の活動

- ア 従業員・利用者の生命の安全確保（安否確認（従業員の家族含む。）、集団避難、避難行動要支援者への援助など）
- イ 救出救護（救助用資器材等を利用した救出、負傷者の救護など）
- ウ 初期消火（消火器や屋外消火栓による消火など）
- エ 情報伝達（地域内の被害情報や避難状況の伝達、救援情報などの周知など）
- オ 地域活動への貢献（地域活動、防災関係機関の行う応急対策活動への協力、施設の開放など）

第4 救助活動の支援

【危機管理室】

市及び防災関係機関は、自主防災組織が実施する諸活動と連携した防災訓練の実施や救助・救急用資器材の整備等を行い、その活動を支援する。

第5 堺市消防協力事業所制度の推進

【消防局】

市（消防局）は地震等大規模災害発生時に自主的に人命救助等の消防活動を行う消防協力事業所の登録を推進し、研修会や訓練を通じ登録事業所の災害対応能力の向上を図ることにより、地域防災力の強化に努める。

第3節 都市の防災機能の強化

【第3節の施策体系】

第3節 都市の防災機能の 強化	第1 防災空間の整備	P.107
	主担当：建築都市局、建設局	
	第2 災害に強い市街地の形成	P.109
	主担当：建築都市局	

市及び防災関係機関は、いわゆるオープンスペースを活用しながら連続的な防災空間を整備し、市街地の面的整備、土木構造物・施設の耐震対策などを実施する。その際、「災害に強い都市づくりガイドライン」を活用するものとする。

府及び市は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。

また、まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、市町村に対し優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう働きかけ、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努める。

第1 防災空間の整備

【建築都市局、建設局】

避難場所・避難路の確保、火災の延焼防止、災害応急活動の円滑な実施を図るため、公園、緑地、道路、河川、ため池、水路、終末処理場などの都市基盤施設の効果的整備に努める。

また、農地などの貴重なオープンスペースや学校、比較的敷地規模の大きな公営住宅などの公共施設等の有効活用を図り、防災空間を確保する。

1 都市公園等の整備

都市公園や緑地は、都市に潤いを与え、市民に憩いの場を提供するなど良好な都市環境を形成する上で重要な役割を果たし、災害時における延焼防止空間、避難場所及び災害救援活動の拠点として防災上重要な役割を担っている。このため、災害に強いまちを支える基幹的な防災空間として、公園、緑地の充実化を重視し、「堺市緑の基本計画（平成30年3月改定）」に基づく体系的な整備、拡大を推進する。な

お、都市公園の整備に際しては、「防災公園計画・設計ガイドライン」（国土交通省（旧：建設省）都市局公園緑地課、国土交通省（旧：建設省）土木研究所環境部監修（当時））、「大阪府防災公園整備指針」（大阪府土木部発行）及び「大阪府防災公園施設整備マニュアル」（大阪府土木部公園課）を参考にする。

(1) 都市公園の現況

令和3年3月31日現在、1,188か所、709.28haの都市公園を開設しており、市民一人当たりの都市公園面積は、8.55㎡である。

(2) 都市公園等の整備目標

地域的なバランスに配慮しながら、都市公園等の面積を1,000ha以上とすることを目標に整備を促進する。

(3) 広域避難地の機能を有する都市公園の整備

周辺地区からの避難者を受け入れ、市街地火災等から避難者の生命を保護する概ね面積10ha以上の都市公園（面積10ha未満の都市公園で、避難可能な空地を有する公共施設その他の施設の用に供する土地と一体となって概ね面積10ha以上となるものを含む。）を整備する。

(4) 一次避難地の機能を有する都市公園の整備

地域住民の集結場所・消火救援活動の拠点として機能する概ね面積1ha以上の都市公園を整備する。

(5) 災害救援活動の拠点となる都市公園の整備

災害発生時に、自衛隊や消防、ボランティア等の救援救護活動や救援物資輸送の中核基地等の機能を発揮する都市公園（後方支援活動拠点（大阪府）、地域防災拠点となる都市公園）の整備を促進する。

(6) 帰宅行動支援に資する都市公園の整備

帰宅困難者が発生すると想定されるターミナル駅周辺や幹線道路沿い等において、一時的な受け入れ、災害用トイレの提供など帰宅行動支援に資する都市公園を整備する。

(7) 災害応急対策施設の設置

避難場所又は避難路における災害応急対策に必要となる施設（屋外子局等の放送施設、指定避難所案内表示板及び災害時用臨時ヘリポート等）を設置する。

2 道路の整備

(1) 幹線道路をはじめとする新設道路の整備、既設道路の改良等を行い、道路交通ネットワークの形成・強化に努める。

(2) 避難路、延焼遮断空間としての機能を強化するため、道路の緑化や無電柱化、不法占有物件の除去や沿道建築物の不燃化に努める。

(3) 開発行為などにおいて、道路の後退指導を行うことによって、狭あい道路の拡幅を図る。

(4) 道路のバリアフリー化の整備を行うことにより、災害時における市民の避難

行動等における安全の確保に努める。

3 市街地緑化の推進

公園緑地等の整備と共に生産緑地や樹林地等の貴重な緑地の保全と河川・道路等の公共施設や民有地の緑化推進等、緑の保全・創出のための施策を「堺市緑の基本計画」に基づき総合的に推進し、緑とオープンスペースによる防災ネットワークの形成を図る。

4 農地の保全・活用

市街地及びその周辺の農地は、良好な環境の確保はもとより、延焼遮断帯・緊急時の避難場所等、防災上重要な役割を担っているため、防災協力農地登録制度の推進などにより適切に保全・活用し、オープンスペースの確保を図る。

5 河川（大和川）部、臨海部における防災機能の強化

「堺市総合防災センター」を補完する支援拠点として、地域総合防災力向上を図るため、緊急避難場所や復旧・復興の支援拠点機能の必要性から、三宝水再生センターの防災拠点化を推進する。

第2 災害に強い市街地の形成

【建築都市局】

市街地再開発事業や土地区画整理事業等の市街地開発事業や、密集住宅市街地整備促進事業など各種整備手法を活用した市街地の整備を進め、都市計画法（昭和43年法律第100号）や宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）に基づく区域指定によって開発建築行為の規制・誘導を図り、堺市開発行為等の手続に関する条例に基づく開発指導を行い、安全で秩序ある市街地を形成していく。

1 市街地の整備

市街地を総合的に整備するには、市街地再開発事業や土地区画整理事業等の市街地開発事業や、住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）などの各種事業手法があり、これら面的整備手法を活用し良好な市街地の形成をすすめ、都市の防災性の向上を図る。

特に、地震時等に著しく危険な密集市街地（住生活基本計画（全国計画）を含む新湊地区においては、住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）により、不足する公共施設の整備や建物の不燃化・耐震化促進などの諸施策を総合的に実施することにより、住環境の改善と防災性の向上を図る。

また、都市再生緊急整備地域「堺東駅西地域」においては、堺市の玄関口に相応しい複合市街地の形成を図るため、官公庁舎の建替えにあわせ、防災性の向上に資する市民交流広場を整備し、老朽化したジョルノビルを建替え、市街地の防災性の

向上を図ることを目的とする堺東駅南地区第一種市街地再開発事業を促進する。

2 地域指定による規制・誘導等

(1) 用途地域等の指定

都市計画区域内の土地についての無秩序な市街化や土地利用の混乱を防ぐため、都市計画法に基づき市街化区域及び市街化調整区域の区域区分を定め、用途地域等の指定により建築物の用途・形態の制限を行い、地域の環境を保全し、適正かつ合理的な土地利用の実現を図る。

また、計画的市街地の形成を目的として、用途地域等の指定について検討を図るほか、建築・開発行為について指導を徹底し、秩序ある市街地の形成に努める。

(2) 防火地域・準防火地域の指定

市街地における火災の危険を防除するため、防火地域・準防火地域の指定により、建築物の不燃化を図る。市街地の密集化の状況等を考慮し、必要に応じて地域指定の見直しに努める。

(3) 宅地造成等規制法に基づく規制等

宅地造成工事又は既成宅地における、がけ崩れ又は土砂の流出を事前に防止するため、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）に基づく規制区域として、昭和39年7月に市内の丘陵地の一部約3,596haを指定した。同法及び都市計画法による開発許可制度により宅地造成等に伴うがけ崩れなどの建築物の被災を防止するため、造成計画、構造及び施工について指導を進める。

また、がけ地等の災害危険箇所について定期的なパトロールを実施し、土地所有者及び使用者等に対して、その防護等について指導助言し、徹底した安全管理を求めていくように努める。

(4) 宅地開発等指導

一定規模以上の開発行為等について堺市開発行為等の手続に関する条例を定め、良好な住環境が形成されるよう指導を行っている。開発に際して同条例等に基づいて開発事業者との事前協議を行い、宅地開発等による災害を発生させないように指導に努める。

3 公共住宅の建替事業の推進によるオープンスペース等との一体的な整備

耐震性、耐火性の低い、老朽化した公共住宅の建て替えを推進し、入居者の安全確保を図り、発災時における入居者、避難者等の一時的な受入れを考慮したオープンスペース等との一体的な整備に努める。

4 空き家等の対策

市は、平常時より空き家等の所有者等の特定を図り、当該所有者等の責任において空き家等の適切な管理が行われるよう意識啓発に努める。

災害予防対策

第2章 災害の拡大の抑止

第3節 都市の防災機能の強化

府は、不動産、建築、法律等の専門家団体との連携により、空き家等の適正管理に係る相談窓口体制を整備し、市と相談窓口の普及啓発に努める。

第4節 火災・延焼予防対策の推進

【第4節の施策体系】

第4節 火災・延焼 予防対策の推進	第1 市街地の火災予防	P.112
	主担当：消防局	
	第2 林野火災の予防	P.113
	主担当：消防局	

市（消防局）は、市街地及び林野における火災の発生を防止し、初期消火の徹底を図り、延焼の拡大を防止するため火災予防対策を推進する。

第1 市街地の火災予防

【消防局】

1 住宅防火対策の推進について

火災予防条例により、既存住宅については住宅用火災警報器設置に関する積極的な啓発活動等を行い、設置の推進を図る。

2 火災予防査察の充実

消防法第4条及び第16条の5に基づき、立入り（査察）等を実施し、防火対象物及び危険物施設の実態把握につとめ、施設・設備の維持管理指導及び防火指導を行い、火災危険の排除及び火災時の対応に関する指導を行う。

3 防火・防災管理者の育成の推進

- (1) 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店等、複合用途防火対象物、その他多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物の所有者、管理者、占有者（以下「所有者」という。）に対し、消防法第8条及び第36条の規定による防火・防災管理者の養成を行い、防火・防災管理上必要な業務を適切に実施するよう指導育成する。
- (2) 統括防火・防災管理者の選任が必要な防火対象物においては、適正に選任させ、当該防火対象物全体についての消防計画の届出を指導し、適切な防火・防災管理業務を推進するよう、各管理権原者、統括防火・防災管理者、各防火・防災管理者に対し、指導・育成を行う。

4 防火対象物・防災管理定期点検報告制度の推進

消防法に基づき、一定の防火対象物に対して防火対象物・防災管理定期点検を適正に実施させ、特に厳格な施設管理、人的管理により火災の予防及び火災時、震災時等の被害軽減を図るよう指導する。

5 住民、事業所に対する指導、啓発

住民、事業所に対し、各種防火行事及び予防査察等を通じ、防火意識の普及啓発に努める。

6 高層建築物の火災予防指導

所有者等に対し、出火防止、火災拡大防止、避難、消防活動等に関する事項を定めた高層建築物の防災指導指針に基づく指導を推進する。

第2 林野火災の予防

【消防局】

火災に対する警報、乾燥又は強風注意報その他気象状況が悪化したとき、又は林野火災の予防上必要と認めたときは、火気の使用の制限など及び林野地帯に広報を行い、林野火災の未然防止に努める。

1 林野火災対策用資機材の整備

市（消防局）は、消防力強化のため、防御資機材の整備と備蓄を推進する。

2 消火作業機器等の整備

林野火災対応コンテナを整備（可搬式ポンプ、ジェットシュータ、チェーンソー等作業器）

第5節 消火・救助・救急体制の整備

【第5節の施策体系】

第5節 消火・救助・救急 体制の整備	第1 消防力の強化	P.114
	主担当：消防局	
	第2 広域消防応援体制の整備	P.116
	主担当：消防局	
	第3 地域の力による救助活動体制の整備	P.117
	主担当：危機管理室、健康福祉局、消防局、区役所	

大規模災害に備えて消防力の強化を図り、また応援体制の整備、関係機関との連携をもって消火、救助、救急体制の充実に努める。

第1 消防力の強化

【消防局】

1 消防施設等の充実

「消防力の整備指針」（平成12年1月20日消防庁告示第1号）に基づき消防署所を配置し、消防車両などの消防施設や情報収集体制、通信機能の強化を図るための消防設備など総合的消防力の充実に努める。

- (1) 指令管制システム、画像伝送システム等で構成される消防行政統合システムの更新による高度化
- (2) 消防車両などの増強・更新

2 消防水利の確保

- (1) 「消防水利の基準」（昭和39年12月10日消防庁告示第7号）に基づき消火栓等を配置する。
- (2) 河川、海などの自然水利やプールの活用、耐震性貯水槽などの防火水槽の整備など、消防水利の多様化を図る。
- (3) 遠距離大量送水システム等の消防水利を有効に活用するための消防施設、設備の整備に努める。

3 消防活動体制の整備

迅速かつ的確な消防活動実施のための諸体制の整備に努める。

- (1) 消防体制の充実
- (2) 情報伝達体制の整備充実

地震災害発生時における情報伝達体制の強化をはじめ、効果的な消防活動が展開できるよう地震災害消防活動訓練を実施し、体制の整備充実に努める。

また、平成25年5月に全国瞬時警報システム（J-ALERT）が整備完了し、大規模災害発生時の初動体制確立のため活用している。

(3) 消防職員の速やかな動員

震災時には、地震災害消防活動計画に基づき、堺市及び高石市内で震度4を観測したときは消防司令長以上の階級にある者と事前に定められた者が、また、堺市、高石市及び大阪狭山市内において震度5弱が観測されたときは全職員が各所属に参集するものとする。

風水害発生時には、風水害消防活動計画に基づき速やかに招集・動員を行うものとする。

(4) 同時多発火災及び大規模火災の対応

被害の拡大及び二次災害の発生を抑止するため、地震災害消防活動計画に指定する消防活動重点地域、重要防ぎょ地区、優先防ぎょ対象物に対して、優先的に消防活動を行う体制を整備する。

また、消防車両の動態管理等、災害の同時多発への対処体制の整備に努め、市内事業所等との協力体制の確立に努め、迅速な消防活動が実施できるよう、体制整備に努める。

(5) 救助・救急資機材の強化

救出活動や現場でのトリアージ、応急処置、及び医療機関への搬送等救助救急活動に要する資機材の整備・強化を図る。

(6) 救急隊員の活動強化

救急救命士等の救急資格者の教育・養成に努める。

(7) 消防水利の有効活用

(8) 消防活動資機材等の備蓄と調達

平成11年に施行した地震災害時用備蓄基準に基づき、地震災害時の消火、救助、救急活動を効率的に遂行するために必要な資機材等について、現有数の不足している資機材等の備蓄を推進する。

また、地震災害をはじめとした大規模災害時の消防活動資機材等の調達のため、平成8年に和歌山市消防局、姫路市消防局、徳島市消防局と堺市消防局の4市間で締結する消防活動資機材及び支援物資等相互応援協定に基づき、陸路または海路により必要資機材を調達する。

(9) 住民広報の徹底

住民の安全確保のため、ホームページを活用した災害に関する注意喚起及び情報の提供、また報道機関への災害情報の提供など、適切な住民広報の実施体制整備に努める。

(10) 防災道路の確保、海路の確保、空路拠点の充実

(11) 大規模消防応援部隊の受援体制の確立

大規模な災害が発生した場合には、速やかに緊急消防援助隊を受け入れるため、消防組織法、緊急消防援助隊運用要綱及び大阪府緊急消防援助隊受援計画

に基づき策定した堺市消防局緊急消防援助隊受援計画により、効果的な消防活動ができるよう、受援体制整備に努める。

(12) 要配慮者への対応

(13) 消防団の活性化

地域に密着した消防団の活動能力の向上を図るため、組織の活性化に努める。

ア 体制整備

人口減少社会を迎える中、地域コミュニティの希薄化により地域のリーダーとなる担い手不足が懸念されることから、若手リーダーの育成、青年層の消防団活動への積極的な参加の促進、処遇の改善などにより組織強化に努める。

イ 装備の強化

安全ベスト・ヘッドライト等の安全確保用装備の充実強化を図る。

ウ 消防団員の教育訓練

消防団員の防災に関する高度の知識及び技能の向上を図り、消防団員の安全確保の観点から、消防団員に安全管理マニュアル等を徹底するため、教育訓練を実施する。

エ 自主防災組織との連携強化

消防団が地域により密着した活動を行うことができるよう、地域の自主防災組織との連携強化に努める。また、自主防災組織等の教育訓練において指導的な役割を担えるよう、必要な対策に努める。

(14) 災害活動支援隊との連携強化

大規模災害発生時に災害活動支援隊員が、消防局及び消防署が行う消火、救急、救助、避難誘導その他の消防活動を支援できるよう教育訓練を実施し、知識及び技能の向上を図り、連携強化に努める。

第2 広域消防応援体制の整備

【消防局】

市では、地震等大規模災害発生に備え、消防組織法第39条に基づき、隣接市をはじめとした泉州地域の消防本部と応援協定を締結しているほか、大阪府内の消防本部との間で消防相互応援協定を締結している。

また、航空機災害の応援協定（大阪国際空港及び関西国際空港）、高速自動車道における大規模災害に関する相互応援協定（近畿自動車道松原那智勝浦線、関西国際空港線及び南阪奈道線）等を締結している。

今後は、協定に基づく体制整備に努め、必要に応じて新たな応援協定の締結を推進する。

第3 地域の力による救助活動体制の整備

【危機管理室、健康福祉局、消防局、区役所】

災害初期においては多数の負傷者が発生することから、すべての負傷者に対して、消防等による救助・救急活動を実施することは困難になると予想される。そのため、地域住民と協力し合って救出・救護活動を行うことが必要となり、このような地域の活動が人命を守るための大きな力となると考えられる。

以上より、市は、地域の力による救助活動体制の整備を図るため、自主防災組織や事業所等と連携し、生涯学習課所管の出前講座や地域の防災訓練の機会を活用して、被災者の救出、応急救助（けがの応急手当、心肺蘇生法、AEDの活用等）、軽傷者の医療救護所への搬送等、地域住民が協力して行う救出活動の教育及び訓練の実施を推進する。

第6節 災害時医療体制の整備

【第6節の施策体系】

第6節 災害時医療体制の 整備	第1 災害時医療の基本的考え方	P.118
	主担当：健康福祉局	
	第2 医療情報の収集・伝達体制の整備	P.119
	主担当：健康福祉局	
	第3 現地医療体制の整備	P.119
	主担当：健康福祉局、堺市立総合医療センター	
	第4 後方医療体制の整備	P.120
	主担当：健康福祉局	
	第5 医薬品等の備蓄及び確保	P.121
	主担当：健康福祉局	
	第6 患者等搬送体制の確立	P.121
	主担当：健康福祉局	
	第7 個別疾病対策	P.121
主担当：健康福祉局		
第8 関係機関協力体制の確立	P.122	
主担当：健康福祉局、堺市立総合医療センター		
第9 医療関係者に対する訓練等の実施	P.122	
主担当：健康福祉局		

災害時の医療救護活動が迅速かつ適切に行えるよう、「大阪府災害時医療救護活動マニュアル」（大阪府医療対策課）に基づき、府及び医療関係機関と連携しながら、災害時医療体制（及びその活動マニュアル）を整備する。

第1 災害時医療の基本的考え方

【健康福祉局】

災害時の医療救護活動は、災害のため医療機関等が被災・混乱し、被災地の住民が医療の途を閉ざされた場合に、医療等を提供し被災者の保護を図るための活動である。

1 現地医療活動

市は、災害拠点病院、市町村災害医療センター、災害医療協力病院等の医療機関や堺市医師会に所属する医師により、あらかじめ構成される堺市医療救護班により、拠点救護所（急病診療センター）及び臨時救護所（中学校）において、被災者の傷害程度に基づく治療の選択（トリアージ）や搬送前の応急処置、軽症者の治療を行う。

2 後方医療活動

市は、救護所等に対応できない重症、重篤患者の二次、三次医療を提供するため、災害拠点病院を中心に市町村災害医療センター、災害医療協力病院等の医療機関と連携しながら次のとおり実施する。

- (1) 市内に対応困難な重症患者は、ドクターヘリや消防防災ヘリ、自衛隊機など航空機等によりできるだけ早く被災地域外の医療機関へ搬送し、治療する。
- (2) 特定の医療機関に患者が集中しないよう、また重症患者であればあるほど、可能な限り多数の医療機関へ分散した搬送・治療を行う。
- (3) 医療機関を機能別、地域別に体制化し、重傷度、緊急度に応じた適切な患者の搬送、受入れを行う。

第2 医療情報の収集・伝達体制の整備

【健康福祉局】

市は、大阪府、堺市医師会と相互に連携し、災害時における医療活動が円滑に行えるよう医療機関の被害状況や空床状況を把握し、大阪府が推進する広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の有効活用を推進する。

また、府、市及び医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。

1 連絡体制の整備

- (1) 市、府及び医療機関は、災害時の連絡、調整窓口や情報内容、情報収集提供方法、役割分担を定める。
- (2) 市は、各医療機関が有する情報収集伝達手段が麻痺した場合においても、医療機関の被害状況や医療情報が収集伝達できるように、災害医療情報連絡員を指名する。

2 その他

市は、医療機関及び医療救護班との情報連絡手段（災害時優先電話回線等）を確保する。

第3 現地医療体制の整備

【健康福祉局、堺市立総合医療センター】

市は、大阪府、堺市医師会及び医療機関と連携し、災害発生時に通常の医療体制では対応できない多数の傷病者が発生した場合や、医療機関の被害によって被災地域に医療の空白が生じた場合に適切な現地医療活動が実施できるよう、現地医療体制を整備する。

1 災害時医療救護活動マニュアル（仮称）の策定

堺市地震災害想定総合調査において、負傷者数が12,812人（上町断層帯地震）、2,870人（東南海・南海地震）と想定されているように、大規模地震が発生した場合、軽傷者と重傷者が混在した多数の傷病者が殺到することが予想される。

市は、災害初動期において多数の傷病者に適切に対応し、ひとりでも多くの人命を救助するため、災害時医療救護活動マニュアル（仮称）を策定し、次の2～4に示す体制整備を図り、救護所の設置、トリアージ、応援の受入れ、広域搬送等の具体的手順を定める。

2 堺市医療救護班の体制整備

市は、現地医療活動に従事する堺市医療救護班の編成・派遣方法について、堺市医師会及び地域の医療機関と連携し、あらかじめ定める。

緊急救護班の中には、災害の発生直後の急性期に活動を開始できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム（DMAT）を含むものとする。

3 救護所等の設置体制整備

市は、堺市医師会及び地域の医療機関と協力し、救護所の開設手順や役割分担等の体制について、あらかじめ整備する。

4 緊急医療班の受入れ体制の整備

市は、大阪府医療対策課への要請により派遣される他市等からの緊急医療班及び医療ボランティア等の受入れ体制について、あらかじめ整備する。

第4 後方医療体制の整備

【健康福祉局】

地域における災害医療の拠点となる医療機関との連携を図り、他の医療機関についても災害時に連携が図られるよう協力体制の整備につとめ、後方医療体制を充実する。

1 災害拠点病院（地域災害拠点病院）

地方独立行政法人堺市立病院機構堺市立総合医療センター

2 市町村災害医療センター

独立行政法人労働者健康福祉機構大阪労災病院

3 災害医療協力病院

救急告示病院 他

第5 医薬品等の備蓄及び確保

【健康福祉局】

1 備蓄

市は、災害時に必要とされる医薬品等の備蓄すべき品目、数量を定め、堺市薬剤師会等の医療関係機関の協力を得て、医薬品及び医療用資器材の備蓄等の確保体制を整備する。なお、日本赤十字社大阪府支部は、血液製剤の確保体制を整備する。

2 その他

1においてもなお医薬品等が不足する場合には、大阪府薬務課に要請する。

第6 患者等搬送体制の確立

【健康福祉局】

市は、災害時における患者、医療救護班及び医薬品等の大量かつ迅速・適切な搬送のための陸路・海路・空路を利用した搬送手段の確保と搬送体制を明確化する。

1 患者搬送

市及び府は、特定の医療機関へ患者が集中しないよう、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の受入れ可能病床情報等に基づく適切な搬送体制の確立を図る。

2 医療救護班の搬送

市をはじめとする医療関係機関は、救護所等における医療救護活動を行うための医療救護班の派遣手段・方法を明確化する。

3 医薬品等物資の輸送

(1) 市

市は、医薬品等の受入れ及び救護所等への配送供給体制を確立する。

(2) 府

市町村から要請があった場合、又は自ら必要と認めたときは、医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資器材の調達、供給活動を実施する。また必要に応じて、国及び他府県に対しても医薬品等の応援要請を行い、受入窓口を設置し調整を行う。

第7 個別疾病対策

【健康福祉局】

市及び府は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等の疾病に対する対策を講じるため、特定診療災害医療センター等の関係機関との連携体

制の整備をする。

併せて、被災者のこころのケアを行う専門チームである災害派遣精神医療チーム(DPAT)についても府、大阪市及び関係機関と連携の上、体制を整備する。

第8 関係機関協力体制の確立

【健康福祉局、堺市立総合医療センター】

1 地域医療連携の推進

市及び府は、堺市域保健医療協議会等を活用し、災害時の医療救護方策の検討や訓練の実施など、地域の実情に応じた災害時医療体制を構築する。

また、市は、災害時のBCP策定、災害時の様々なフェーズに応じた対応策や連絡、訓練等の協議を行う医療団体等で構成された堺地域災害時医療救護対策協議会の活動に協力し、地域医療機関との災害時における医療連携体制を強化する。

2 災害拠点病院等連絡協議会への参画

堺市立総合医療センターは、大阪府が設置する災害拠点病院等で構成する連絡協議会に参画し、災害拠点病院間及び関係機関との連絡・協力体制を確立する。

第9 医療関係者に対する訓練等の実施

【健康福祉局】

1 災害医療訓練の実施

各医療機関は、自ら実施する消防訓練等において災害時を想定した訓練内容を加味して訓練を実施するように努める。

第7節 避難場所・避難路等及び誘導体制の整備

【第7節の施策体系】

第7節 避難場所・避難路 等及び誘導体制の 整備	第1 避難場所、避難路の指定	P.123
	主担当：危機管理室	
	第2 広域避難地、避難路等の安全性の向上	P.126
	主担当：危機管理室	
	第3 指定避難所の指定、整備	P.126
	主担当：危機管理室、健康福祉局、区役所	
	第4 避難誘導体制の整備	P.130
	主担当：危機管理室、健康福祉局	
	第5 広域避難体制の整備	P.131
	主担当：危機管理室、健康福祉局	

災害から住民を安全に避難させるため、広域避難地、避難路及び指定避難所、災害に応じて一時避難するための指定緊急避難場所を指定し、住民に周知し、施設の整備等に努める。

第1 避難場所、避難路の指定

【危機管理室】

市は、避難場所及び避難路を指定し、日頃から住民に対し周知に努める。

指定緊急避難場所については、市は、災害種別に応じて被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される津波や洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

なお、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

1 指定緊急避難場所の指定

洪水、崖崩れ、土石流及び地滑り、高潮、地震、津波、等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を

図るため、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、各災害・現象に応じた所要の基準に適合する施設又は場所を指定緊急避難場所として指定するものとする。

なお、広域避難地、一次避難地、指定避難所及び津波避難ビル等の安全を確保できる所要の基準に適合することにより指定緊急避難場所として指定するものとする。

また、指定した指定緊急避難場所、避難路については、出前講座やハザードマップ等を活用し日頃から住民等への周知を行う。

2 津波避難ビルの指定

津波影響範囲において、内閣府の津波避難ビルガイドラインが目安として示す3階以上で鉄筋コンクリート造もしくは鉄筋鉄骨コンクリート造の新耐震基準を満たしている建物を原則として指定する。

地震発生から堺市に津波が到達するまでの間に、沿岸部から標高の高い東へ逃げるのが津波避難の基本であるが、逃げ遅れたり、遠くまで避難することができない住民等が緊急一時的に、または緊急に避難・退避する施設として、堅固な高層建物等の人工構造物。避難者1人当たり概ね1㎡を確保する避難する場所として確保する。

津波避難ビルの指定に際しては、施設の管理者と協定を結ぶなど、津波発生時に確実に避難できるような体制を構築する。

3 火災時の避難場所及び避難路の指定

(1) 避難場所

ア 広域避難地

火災の延焼拡大によって生じる輻射熱、熱気流から住民の安全を確保できる広域避難地として次の基準により下記の公園等及びその周辺を指定する。

なお、今後、指定状況を検証し、見直しに努める。

- ① 想定される避難者1人当たり概ね1㎡以上の避難有効面積を確保できること
- ② 延焼火災に対し有効な遮断が出来る概ね10ha以上の空地
ただし、10ha未満の空地であっても、周辺地域に耐火建築物等が存在し、火災に対して有効な遮断が可能な場合は広域避難地として指定できる。
- ③ 土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められるもの

(指定広域避難地)

三宝公園、浅香山公園、大浜公園、大仙公園、金岡公園・金岡第1～3公園・大泉緑地、大阪府立大学・白鷺公園、泉北水再生センター・八

田荘公園、陶器配水場、浜寺中学校、登美丘中学校、鴨谷公園、新檜尾公園、西原公園、大蓮公園、浜寺公園（堺市部） 以上 15 か所

イ 一次避難地

火災発生時等に住民が一次的に避難できる概ね 1ha 以上の場所を一次避難地として指定する。

(2) 避難路

広域避難地へ通じる避難路を指定する。

ア 原則として幅員が 16m 以上の道路（ただし、沿道に耐火建築物が多く存在し、避難者の安全が確保できると認められる場合には、幅員 10m 以上の道路）又は 10m 以上の緑道

イ 沿道市街地における土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められる道路又は緑道（アに該当するものを除く。）

ウ 落下物、倒壊物による危険など避難の障害の恐れが少ないこと。

エ 浸水等により交通不能になる恐れがないこと。

4 その他の避難場所及び避難路の指定

津波、浸水、土石流、地すべり及びがけ崩れに備え、それぞれの地域の実情及び災害特性に応じた安全な避難場所、避難路を指定する。

避難場所・避難路の指定にあたり、市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識等を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。あわせて、府と市は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識等の見方に関する周知に努める。

なお、避難場所標識等については、案内図記号（JIS Z8210）の追補 6「災害種別一般図記号」及び図記号を使った表示方法に係る「災害種別避難誘導標識システム（JIS Z9098）」を用いる。

また、指定した避難場所、避難路については、防災マップや津波ハザードマップ等により日頃から周知に努める。

避難場所のうち、臨時ヘリポートに指定されているところにあつては、上空から施設を確認できるよう、施設名の対空表示に努める。

(1) 避難場所

避難者 1 人当たり概ね 1 m²以上を確保できる安全な空地

(2) 避難路

避難場所又はこれに準ずる安全な場所に通じる幅員 3m 以上の安全な道路及び緑道

第2 広域避難地、避難路等の安全性の向上

【危機管理室、建築都市局、建設局】

1 広域避難地等

- (1) 防災行政無線（同報系）屋外スピーカーの増設など避難住民への情報伝達手段の整備
- (2) 広域避難地内市有建築物の耐震化の促進
- (3) 周辺における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進
- (4) 複数の進入口の整備

2 避難路等

- (1) 避難路であることを示す標識の設置
- (2) 沿道における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進
- (3) 落下・倒壊物対策の推進
- (4) 段差解消、誘導ブロックの設置等

第3 指定避難所の指定、整備

【危機管理室、健康福祉局、区役所】

市は、施設管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸水、流失等により避難を必要とする住民を臨時に受入れることのできる指定避難所を指定、整備する。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認し、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。

避難者等の発生規模と指定避難所や応急住宅等による受入れ人数等について、あらかじめ評価し、それらが不足した場合、府と連携し、ホテル・旅館等を含め可能な限り多くの避難所の開設に努め、応急住宅としての空き家・空き室の活用、自宅での生活が可能な者に対する在宅避難への誘導等を行い、受入れの確保を図る。

さらに、平常時から、指定避難所の場所、受け入れ人数等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することを想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

指定避難所のうち、臨時ヘリポートに指定されているところにあっては、上空から施設を確認できるよう、施設名の対空表示に努める。

また、避難施設が指定管理者により管理されている施設については、あらかじめ指定管理者と必要な調整を行うものとする。既に指定された避難施設が、指定管理者による管理施設となったときも、同様に必要な調整を行うものとする。

また、災害に応じて、所要の基準に適合することにより、指定緊急避難場所としても指定するものとする。

なお、指定避難所や津波避難ビルを指定したときは、日頃からの啓発と災害時の円滑な避難行動を確保するため、蓄光石やライト等を活用した夜間でも識別できる表示

看板を設置するなど避難誘導対策を推進する。

また、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

1 指定避難所

市立の小・中・高等学校及び府立高等学校のほか、文化・スポーツ施設を中心として指定する。

令和3年4月現在、風水害時は108か所、地震災害時は161か所の指定避難所を開設する。

災害時の避難者受入可能人数は、地震災害時の指定避難所で約158,000人である。一方で、被害想定に基づく避難所生活者は、約139,000人と予測され、全数としては市の受入能力の範囲内ではあるが、地域により、避難所が不足する事態が想定される。

このため、上記指定避難所を補完するため、公的施設や自治会等が管理・運営を行っている地域会館、自治会館のほか、地域で一時的に提供・協力できるその他の施設を活用し、市民の臨時受入れ施設として活用を図る。また、自宅での生活が可能な者に対する在宅避難への誘導等を行い、受入れの確保を図る。

津波影響範囲の指定避難所においては、津波発生時は津波による人的被害が懸念されることから、指定避難所として直ちに開設し、使用するものではないことを住民に対して周知し、津波避難ビルにも指定されている施設については、津波発生の有無により、その活用方法が異なることを併せて周知する。

2 指定避難所の指定

指定避難所は、非構造部材も含めた耐震化・不燃化の促進、非常用電源の確保等、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努める。具体的には次のとおりとする。

- (1) 市は、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、できるだけ津波による浸水の危険性の低い場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。
- (2) 指定避難所については、市は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに避難者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。
- (3) 市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なもの

であることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

- (4) 市は、指定避難所の施設については、必要に応じ、避難生活の環境を良好に保つために、換気、照明等の設備の整備に努める。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテル・旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

さらに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図り、通信設備の整備等を進め、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

- (5) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備え、平常時から、保健所との連携のもと、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努め、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行う。

また、保健所は、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。

3 要配慮者に配慮した施設整備等

人口減少社会を迎える中、要配慮者となる高齢者の増加、支援者となる若年者の減少が懸念されることから、市町村は、要配慮者が利用しやすいよう、指定避難所に指定された施設のバリアフリー化に努めるなど、次の基準により施設の福祉的整備を図る。また、要配慮者を保護するために、二次的避難所として福祉避難所の指定を進める。また、福祉関係者等の協力も得ながら、指定避難所における介護や医療的ケア等の支援活動を充実させるため、府と連携し必要な人員を確保する。

- (1) 多人数の避難に供する施設の管理者は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）、大阪府福祉のまちづくり条例や堺市福祉まちづくり環境整備要綱、その他要配慮者の権利擁護・配慮に関する法令等に基づき、障害者等が落ち着ける環境を工夫することや、障害特性に対応したコミュニケーション手段を踏まえることや、歩行が困難な障害者等の通路を確保する等、さまざまな対応方法や配慮事項を踏まえた整備・改善に努める。
- (2) 多人数の避難に供する施設（棟）の管理者は、その施設内に福祉仕様のトイレを設置するよう努める（ただし、障害者等が他の施設（棟）の福祉仕様のトイレを支障なく利用できる場合は、この限りではない。）。
- (3) 市は、施設管理者の協力を得て、避難所生活において支障なく移動できるルート（仮設スロープの準備等）を確保するなど、避難生活（水・食料・物資の受け取り、仮設トイレの使用等）に支障のないよう配慮する。
- (4) 市は、施設管理者の協力を得て、府と、日常生活用具等、備品の整備に努める（施設ごとの備品の整備が困難な場合は、緊急時に支障なく使用に供するこ

とができるよう、管理体制を整える。)

4 指定避難所の管理運営体制の整備

市は、指定避難所の開設基準、管理体制、区災害対策本部との連携、指定避難所ボランティア等の地元住民との協力体制を整備する。

- (1) 指定避難所は、堺市災害対策本部からの指示により、指定避難所等対応職員（以下「避難所対応職員」という。）が自主防災組織等の協力を得て開設する。ただし、市域において震度6弱以上を観測した場合は、使用可能の判定後、堺市災害対策本部等の指示を待つことなく速やかに開設する。
- (2) 市（災害対策本部等）と区災害対策本部、指定避難所の連絡、伝達等は、電話又は防災行政無線又は職員招集システムにより行う。
- (3) 指定避難所の運営は、区災害対策本部、避難所対応職員、地域の自治会及び自主防災組織との連携により行う。
- (4) 市（危機管理室）は、府が示した「避難所運営マニュアル作成指針」を踏まえて、指定避難所の管理運営マニュアルをあらかじめ作成するなど、管理運営体制を整備し、マニュアルの作成、訓練等を通じて、市民等に対し、あらかじめ、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。
- (5) 市は、指定緊急避難場所や避難所に避難した避難者について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

5 避難所生活長期化に対応する環境整備

- (1) 避難所としての機能維持のため、必要な非常用電源設備の整備を推進する。
- (2) し尿処理が出来ない場合、水道が復旧しない場合、下水道が復旧しない場合等の衛生対策を推進する。
- (3) 避難して助かった避難者が、避難所で亡くなることのないよう、二次被害の防止対策を推進する。
- (4) 避難所での集団生活や避難生活の長期化による持病の悪化やインフルエンザ等集団感染などを防ぐため、避難者の健康管理、衛生管理体制を整備する。
- (5) 避難所周辺の大気中アスベスト濃度のモニタリングを実施する。
- (6) 女性や性的少数者の方、また子育てに配慮した避難所設計を促進する。
 - ア 男女別トイレ、更衣室の設置
 - イ 誰でも使えるトイレ、個室の更衣室の設置
 - ウ 授乳室、育児室の設置
- (7) 避難所、不在住宅等の防犯対策を推進する。

- (8) 避難所運営訓練を実施し、訓練により明らかになった課題等について避難所運営マニュアルに反映させる。

6 指定避難所の代替施設等の検討

津波災害により沿岸部の指定避難所が使用不能になることを踏まえ、内陸部の避難所の活用を図り、代替施設について市域全体の施設の活用を計画するほか、必要な場合においては隣接する内陸部の自治体への協力要請など、円滑な避難所運営を推進する。

第4 避難誘導体制の整備

【危機管理室、健康福祉局】

1 市

- (1) 市は、災害が発生又は発生するおそれがある場合に対応するため、避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じることとし、周知にあたっては、要配慮者・避難行動要支援者に配慮するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

なお、防災マップの作成にあたっては住民参加型等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

地域特性を考慮した避難誘導体制を整備し、避難行動要支援者の誘導に配慮し、安全な避難が行えるよう自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、赤十字奉仕団や福祉サービス事業者など地域住民と連携した体制づくりを推進する。

また、市は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保といった避難情報について、河川管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法、警戒レベルに対応した避難行動及び避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知を図る。特に、避難指示等が発令された際、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、既に周囲で水害や土砂災害が発生している等、遠方の指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと住民自身で判断した場合には、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を図ることや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合、近隣のより安全な建物等の緊急的な退避場所への「緊急安全確保」も避難行動となることなどの周知を図る。

土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓

練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。

特に津波避難については、全ての伝達手段が機能しない事態も想定し、住民自らの判断で避難できるよう津波に関する基本的な知識等、防災知識の普及啓発を行い、適切な避難行動ができるよう意識の向上を図る。

なお、避難行動要支援者の避難については、避難誘導をはじめ、安否確認、指定避難所における生活等に対する支援を円滑に行うために、避難行動要支援者支援プラン（＝「堺市災害時要援護者避難支援ガイドライン」）に基づいた避難行動要支援者の情報把握、防災部局・福祉部局・避難支援者・関係機関等の間での情報共有、避難誘導及び安否確認の支援体制を整備するように努める。

府は、市が地域の実情に応じて独自に作成・実施する避難行動要支援者支援プランについて、その基本的な考え方や留意点を示した「避難行動要支援者支援プラン作成指針」を作成した。

- (2) 市（危機管理室・健康福祉局・区役所）は、災害時における避難行動要支援者の安否確認について、本人の意思及びプライバシーの保護に十分留意しつつ体制づくりを推進する。
- (3) 市（危機管理室）は、災害時における市管理外の広域避難地等の活用について、府等施設管理者との対応方針や役割分担等の協議を行い、安全に避難が可能な体制づくりを推進する。

2 学校、病院等の施設管理者

学校園、病院、社会福祉施設等の施設管理者は、災害時に施設内の利用者を安全に避難させるための体制づくりを推進する。

学校は、保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定める。また、市は、小学校就学前の子どもの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市間、施設間の連絡・連携体制の構築を行う。

3 不特定多数の者が利用する施設の管理者

劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、突発性の災害の発生に備え、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

第5 広域避難体制の整備

【危機管理室、健康福祉局】

市及び府は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより他の自治体との協力体制を構築し、他の自治体との広域一時滞在に係る応援協定締結や避難者の運送が

円滑に実施されるよう運送事業者等との協定締結、災害が発生又は発生するおそれがある場合の具体的な避難・受入れ方法を含めた手順等をあらかじめ定めるよう努める。

第3章 防災体制の整備

【第3章の構成】

第3章 防災体制の整備		
第1節	総合的防災体制の整備	P. 134
第2節	情報収集伝達体制の整備	P. 156
第3節	緊急輸送体制の整備	P. 161

第1節 総合的防災体制の整備

【第1節の施策体系】

第1節 総合的防災体制の 整備	第1 中枢組織体制の整備	P.135
	主担当：危機管理室	
	第2 防災中枢機能等の確保、充実	P.143
	主担当：危機管理室、総務局、区役所	
	第3 防災拠点の整備	P.144
	主担当：危機管理室、消防局、上下水道局	
	第4 装備資器材等の備蓄	P.145
	主担当：危機管理室、区役所	
	第5 応援体制の整備	P.146
	主担当：危機管理室	
	第6 空地等の管理体制	P.148
	主担当：危機管理室、建築都市局、環境局	
第7 防災訓練の実施	P.148	
主担当：危機管理室、市民人権局、区役所、教育委員会		
第8 人材の教育	P.151	
主担当：危機管理室、総務局、市民人権局、建築都市局		
第9 防災教育	P.152	
主担当：危機管理室、市民人権局、区役所、教育委員会、各施設管理者		
第10 防災に関する調査研究の推進	P.153	
主担当：危機管理室		
第11 自衛隊の災害派遣に対する連絡体制の整備	P.153	
主担当：危機管理室		
第12 行政機能の喪失又は著しい低下等への対応	P.153	
主担当：危機管理室		

市及び防災関係機関は、自らの組織動員態勢及び装備・資機材の整備を図り、防災活動を実施するための拠点整備、訓練や研修の実施を通じ、相互に連携しながら総合的な防災体制の確立に努める。

また、災害時における防災拠点としての公共施設等の役割を、地理的条件、施設の保

有機能等を勘案して位置付けることで、総合的かつ機能的な体制を整備する。

第1 中枢組織体制の整備

【危機管理室】

1 市の組織体制の整備

総合的な防災体制により、市域において迅速防災対策を実施するため、組織体制の整備・充実を図る。

また、府と市は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努める。

(1) 堺市防災会議

防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の幅広い多様な視点を取り入れた防災体制の確立が図られるよう、堺市防災会議委員の委嘱・任命を行う。

- ① 堺市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- ② 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- ③ 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- ④ 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(2) 堺市防災対策推進本部

堺市地域防災計画に基づく防災対策の総合的な推進を図るため設置する。

本部長 危機管理室担任副市長

副本部長 技監、交通政策監、危機管理監

本部員 上下水道局長、市長公室長、政策調整監、市政改革監、ICTイノベーション推進監、泉北ニューデザイン推進監、総務局長、財政局長、市民人権局長、文化観光局長、環境局長、健康福祉局長、子ども青少年局長、産業振興局長、建築都市局長、建設局長、堺区長、中区長、東区長、西区長、南区長、北区長、美原区長、消防局長、会計管理者、上下水道局次長、教育次長、教育監、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長、人事委員会事務局長、議会事務局長

幹事長 危機管理室長

幹事 秘書課参事(危機管理担当)、危機管理課長、防災課長、ICTイノベーション推進室参事(危機管理担当)、泉北ニューデザイン推進室参事(危機管理担当)、総務課参事(危機管理担当)、資金課参事(危機管理担当)、市民人権総務課参事(危機管理担当)、観光企画課参事(危機管理担当)、環境政策課参事(危機管理担当)、

健康福祉総務課参事（危機管理担当）、子ども企画課参事（危機管理担当）、産業政策課参事（危機管理担当）、都市政策課参事（危機管理担当）、建設総務課参事（危機管理担当）、堺区役所部理事（危機管理担当）、中区役所部理事（危機管理担当）、東区役所部理事（危機管理担当）、西区役所部理事（危機管理担当）、南区役所部理事（危機管理担当）、北区役所部理事（危機管理担当）、美原区役所部理事（危機管理担当）、警防課長、出納課長、経営企画室危機管理・広報広聴担当課長、教育委員会事務局総務課参事（危機管理担当）、選挙管理委員会事務局参事（危機管理担当）、監査委員事務局監査課参事（危機管理担当）、農業委員会事務局参事（危機管理担当）、人事委員会事務局参事（危機管理担当）、議会事務局総務課長

なお、幹事は実施計画の推進責任者と位置付ける。

また、幹事長は、防災に係る専門的事項について協議するため、以下の専門部会を設置する。

- ① 風水害水防対策専門部会
- ② 被災者生活再建専門部会
- ③ 要配慮者対策専門部会
- ④ 避難所生活者環境改善専門部会

(3) 堺市災害対策本部

市長は、市域において災害が発生し、または発生する恐れがある場合において、防災の推進を図る必要がある以下の場合に設置する。

- ① 市域において震度6弱以上の地震を観測したとき。
- ② 市域において特別警報が発表されたとき。
- ③ 大阪府に大津波警報及び津波警報が発表されたとき。
- ④ 市域に災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を要する被害が発生したとき。
- ⑤ 大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると市長が判断したとき。
- ⑥ その他市長が必要と認めたとき。

本部長 市長

副本部長 副市長、危機管理監

本部長 教育長、上下水道局長、市長公室長、市政改革監、ICTイノベーション推進監、泉北ニューデザイン推進監、総務局長、財政局長、市民人権局長、文化観光局長、環境局長、健康福祉局長、子ども青少年局長、産業振興局長、建築都市局長、建設局長、堺区長、中区長、東区長、西区長、南区長、北区長、美原区長、消防局長、会計管理者、上下水道局次長、教育次長、教育監、

議会事務局長

- ※ 本部長は、必要があると認めるときは、上記以外の者を本部会議に出席させることができる。事務局員、男女共同参画推進担当部局や男女共同参画センターの職員、(6)に定める危機管理センター長、副センター長、センター員等

(4) 区災害対策本部

災害被災地域の総合的な災害応急対策を円滑に実施する必要がある以下の場合に区役所に設置する。

- ① 市災害対策本部が設置されたとき。
- ② その他区長が緊急を要すると判断したとき。

なお、この場合、区災害対策本部長（以下「区本部長」という。）は、設置後速やかに災害対策本部長（以下「本部長」という。）に報告を行う。

区本部長	区長
同副本部長	副区長、保健福祉総合センター所長
同本部員	区政企画室長（南区役所に限る。）、学校連携支援担当課長（北区役所に限る。）、自治推進課長、市民課長、保険年金課長、生活援護課長（堺区役所は、生活援護第一課長、生活援護第二課長）、地域福祉課長、子育て支援課長、保健センター所長
同事務局員	企画総務課（南区は総務課）職員等

区本部長は、特に緊急を要すると認めるときは、本部長の指示によることなく、管轄区域内の本市関係機関の長に対し、必要な対策の実施を要請することができる。また、区本部長からその要請を受けた本市関係機関の長は、当該所属の対策部長の指示に違反しないときは、その要請に応じるものとする。

上記要請をした場合は、直ちにその旨を本部長に報告するものとする。

(5) 現地災害対策本部

災害対策本部長は、災害の地域特性に応じた災害応急対策を局地的又は重点的に実施する必要がある場合、地域の安全を確認した上で、災害地に現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部長、副本部長及び本部員その他の職員は、被災地域及び災害規模などを勘案し、本部長が指名する。

(6) 危機管理センター

市は、市として総合的な対応が必要であるが対策本部の設置基準には該当しない場合に、危機管理センターを設置し、各部局との連絡、情報の収集・伝達、広報などの初動対応を行い、市長の今後の方針決定を補佐する。危機管理センターは、危機管理監をセンター長に、また、危機管理室長及びセンター長が危機事象の内容、規模等に応じて指名する者を副センター長に充て、危機管理室、各局危機管理担当職員などあらかじめ指名した者で構成し、センター班員は、センター長の指示により速やかに危機管理センターに参集する。

なお、危機管理センター設置時の区の体制は副区長を筆頭とする体制とする。
危機管理センターは、情報収集に努める中で状況が判明していくに伴い、危機管理対策本部、災害対策本部、国民保護（緊急処理事態）対策本部設置の必要性の検討や設置準備など、次の体制への円滑な移行を図る。

(7) 堺市危機管理対策本部

災害対策基本法に定めのない危機事象が発生したときに設置する。

2 市の動員体制の整備

市は、災害時の組織体制の整備に併せて、災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、職員の配備体制及び参集体制を次のように定める。

また、市と府は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努める。

(1) 職員の配備基準

下記基準により、危機管理センター長又は災害対策本部長の命に基づき各対策部長が指令する。

地震、風水害などの自然災害時及び事故等の配置・動員の基準

《地震・津波》

体制		条件	人員
危機管理センター	地震1号配備	大阪府に津波注意報が発表されたとき	情報収集及び伝達に必要な人員を配備
	地震2号配備	堺市域で震度4を観測したとき	
	地震3号配備	堺市域で震度5弱又は5強を観測したとき	応急対策活動に必要な人員を配備
		災害の発生が相当程度予想され、その事前対策をとる必要があるとき 南海トラフ地震に関する情報（巨大地震警戒）※1 又は（巨大地震注意）※2 が発表されたとき	
災害対策本部	地震対策配備	災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生するなど、大規模な災害が発生したとき、又は発生する恐れがあるとき	総合的応急対策活動に必要な人員を配備 ○センター員全員
		大阪府に津波警報が発表されたとき	
	全員配備	堺市域で特別警報（大津波警報・緊急地震速報（震度6弱以上））が発表されたとき	○市職員全員

災害予防対策
 第3章 防災体制の整備
 第1節 総合的防災体制の整備

		堺市域で震度6弱以上を観測したとき	
		市域全域にわたる被害、又は特に甚大な局地的災害が発生したとき	

※1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）：「南海トラフの想定震源域内のプレート境界において、M8.0以上の地震が発生」した場合に気象庁が発表する、後発地震（津波）に対する警戒を呼び掛ける情報

※2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）：「南海トラフの想定震源域内のプレート境界において、M7.0以上、M8.0未満の地震が発生」、「南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側（外洋側）50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生」した場合などに気象庁が発表する、後発地震（津波）に対する注意を呼び掛ける情報

《風水害・土砂災害》

体制		条件	人員
危機管理センター	風水害1号配備	堺市域に大雨（浸水害）警報が発表されたとき	情報収集及び伝達に必要な人員を配備
		情報収集及び災害警戒が必要なとき	
	風水害2号配備	堺市域に暴風警報が発表されたとき	軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員を配備
堺市域に大雨（土砂災害）・洪水警報が発表されたとき			
風水害3号配備	避難所開設が見込まれるとき	総合的応急対策活動に必要な人員を配備	
	災害の発生が相当程度に予測され、その事前対策をとる必要があるとき、又は局地的な災害が発生したとき		
災害対策本部	風水害対策配備	市域に特別警報が発表されたとき	
		陸上での最大風速が秒速30メートル以上の台風が府域に上陸又は最接近することが見込まれるとき（大阪府災害モード宣言）	
		市域に災害救助法の適用を要する被害が発生したとき	
		その他大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると市長が判断するとき	

		その他市長が必要と認めたとき	
	全員配備	市域全域にわたる被害、又は特に甚大な局地的災害が発生したとき	○市職員全員

※1 センター長は、災害の規模・状況に応じて職員の動員配備を行うこととする。

《事故等》

体制		条件	人員
危機管理センター	事故1号 配備	情報収集及び災害の警戒が必要など き	情報収集及び伝達に必要な 人員を配備
	事故2号 配備	災害の発生が相当程度に予測され、 その事前対策をとる必要があると き、又は局地的な災害が発生したと き	災害の発生が相当程度に 予想される場合にその対策又は、 すでに発生している局地的な災害 への対応に必要な人員を配備
災害対策本部	事故対策 配備	災害救助法の適用基準と同程度の被 害が発生するなど、大規模な災害が 発生したとき、又は発生する恐れが あるとき	総合的応急対策活動に必要な人員を 配備 ○センター員全員

(2) 主要防災関係職員への早期情報伝達

主要防災関係職員に対する情報伝達の迅速化を図るため、職員招集システムにより、これらの職員の携帯電話に電子メール等による気象情報の配信を行う。

(3) 危機管理当直制度

災害発生時の緊急初動体制を早期に確立するため、管理職等による危機管理当直を置き、情報の収集及び伝達並びに緊急初動措置を的確に行うことができる体制を確保する。

(4) 指定避難所等対応職員制度

災害が発生し、又はそのおそれがある場合に遅滞なく指定避難所等を供与し、指定避難所等に滞在する避難者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるため、「堺市指定避難所等の開設及び運営に関する規程」に基づき、避難所対応職員が指定避難所等の開設及び運営を行う。

ア 職務

- ① 指定避難所等の開設に関する業務
- ② 指定避難所等の運営に関する業務
- ③ 市災害対策本部及び区災害対策本部との連絡及び調整に関する業務

イ 従事基準

- ① 台風、火災等による災害が発生し、又はその発生が予測される場合において、市災害対策本部から指定避難所等を開設する旨の命令が発せられたとき。
- ② 市域において震度6弱以上の地震を観測したとき。

- ③ 府域において津波警報又は大津波警報が発表されたとき。
 - ④ その他災害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、災害対策本部長がその必要があると認めるとき。
- (5) 災害対応が長期にわたる場合の動員計画
- 各対策部長は、対策配備以降の場合、多くの職員を長時間にわたり災害応急対策に従事させる必要があるため、こころのケアを含めた職員の健康管理を十分に行い、適宜休息時間を設け、従事職員の適切な交替に配慮するものとする。特に、全員配備の場合は、全職員が災害応急対策に当たることとされており、長期の対応に備え、早期にローテーション計画を作成し、計画的な動員体制に努め、職員の健康に配慮するものとする。
- また、危機事象の輻輳時、危機管理センター員での対応が限界を迎えた場合、臨時的応援・対応の位置づけとして、バックアップ要員を選出する。
- (6) 府による市町村支援
- 府は、市の被災程度に応じて、支援が必要な分野に応じた人員を確保し、市を支援する体制の整備に努める。
- ア 緊急防災推進員の指名
- 府は、市町村の被害状況及び対策状況等の収集・伝達による大阪府の災害応急対策の円滑な実施を期するため、本庁の災害対策本部、府民センタービル、広域防災拠点、後方支援活動拠点のほか、市庁舎に自宅から徒歩・自転車等により60分程度で参集可能な職員を緊急防災推進員として指名する。
- また、府は、市が実施する訓練に緊急防災推進員を参加させ、業務の習熟を図る。
- イ 大阪府災害時先遣隊
- 府は、緊急防災推進員に加え、市の被災状況の把握や初動時の災害応急対策の実施を支援するため、市からの要請を待つことなく、府職員を派遣する体制を整備し、情報収集要領を作成する。
- ウ 災害時現地情報連絡員（リエゾン）
- 府は、市の被災状況把握、府と市との連絡調整及び市災害対策本部の運営支援等を行う災害時現地情報連絡員（リエゾン）の派遣体制を整備する。

3 平時から職員が講じておくべき対策

- (1) 災害時における役割の把握
- 職員は、各所属で作成する防災行動マニュアルにおける各自の役割を把握し、災害時における各自の行動を理解し必要な対策を平時から講じておくものとする。
- (2) 家庭等で被災しないための対策
- 職員は、それぞれが災害応急対策を行うべき重要な責務を担っていることを理解し、災害時においても必要に応じて確実に出勤できる体制を平時から整え

るため、災害時に職員やその家族が被災しないよう次のような対策を講じておくものとする。

ア 住宅の耐震化

イ 家具等の転倒防止対策

ウ 家庭内での備蓄（非常用食料、飲料水、非常用持ち出し袋、携帯トイレなど）

(3) 出勤経路の危険度の把握

職員は、出勤経路における危険度（土砂崩れ、ブロック塀倒壊、液状化など）を把握し、災害時の通行経路や出勤手段等を検討しておくものとする。なお、災害時は、出勤経路における被災状況の把握に努めるものとする。

4 防災関係機関の体制整備

市の区域を所管する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関は、法令、防災基本計画、防災業務計画、大阪府地域防災計画及び堺市地域防災計画の定めるところにより、災害の予防対策の的確かつ円滑な実施のため必要な組織を整備する。

5 外部の専門家等の活用

市は、応急対策全般への対応力を高めるため、人材の育成を図り、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。

また、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、自衛隊等の防災関係機関や民間の人材の確保方策をあらかじめ整えるように努めるものとする。

第2 防災中枢機能等の確保、充実

【危機管理室、総務局、区役所】

市は、発災時に速やかな体制をとれるよう、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等に配慮しつつ、非構造部材を含む耐震化を推進する等、防災中枢機能等の確保、充実を図る。

1 防災中枢施設等の整備

市は、防災中枢機能を強化するため、本庁、各区役所、指定避難所及び防災関係機関が有機的かつ合理的に結ばれた総合危機管理情報システム（案内表示板や屋外放送施設等をその一部を含む）の整備を図る。

また、発災時に防災中枢施設の機能を維持するため、老朽化の進んだ施設の耐震化を推進し、各施設の耐震性を確保し、災害対策本部等の防災中枢施設の整備を図る。

2 災害対策本部等の機能確保

大規模災害時に、市災害対策本部等の機能の喪失又は著しい低下が懸念されることから、次の事項について対策を講じることとし、災害対応を行う拠点機能を確保する。

(1) 庁舎

庁舎の立地条件を把握し、耐震性、通信基盤の点検・整備を推進する。

(2) 代替施設の確保

庁舎が被災することにより災害対策本部の運営に支障を来さないように代替施設を確保する。

ア 災害対策本部等の代替施設を確保する（耐震性、標高を確認）。

イ 災害対策本部等の移転の判断や代替施設の決定手続き、移転手段の確保に必要な手順等について事前に定めておく。

(3) 電源・機材の確保体制の点検・整備

防災拠点の機能を維持するため、機器類・備品等の整備や、中長期の停電に対応できる非常用電源設備（自家発電設備等）を確保し、非常用電源設備の稼働持続時間を把握し、民間企業との協定締結等により燃料確保体制の整備を推進する。

3 災害対策本部等用備蓄

市は、災害対策本部等の機能を確保するため、仮眠スペース、飲料水、食料等を庁舎内に整備・備蓄する。

第3 防災拠点の整備

【危機管理室、消防局、上下水道局】

市は、大規模災害時の適切な災害応急活動や市民への防災の啓発活動が効果的に実施できるよう、活動拠点及び備蓄拠点を計画的に整備する。防災拠点は、相互に補完し合う体制を整備するものとし、応援部隊（緊急消防援助隊、自衛隊等）の集結・出動・宿営、救援物資の集積・配分、医療等の災害応急活動を行う前線拠点の整備を併せて図る。

1 防災センターの整備

次の役割を有した「堺市総合防災センター」の整備など、堺市域を包括できる防災拠点整備を図る。

【機能】

- (1) 市民に対する防災意識及び災害対策能力向上のための啓発機能
- (2) 災害用資器材等の備蓄
- (3) 物資備蓄・配送拠点
- (4) 災害対策本部の代替機能

- (5) 災害時用臨時ヘリポート
 - (6) 消防、警察、自衛隊等広域応援部隊の駐留拠点
 - (7) 消防職員や消防団員の災害対応能力を高めるための教育訓練施設
- また、臨海部においては、堺2区に立地する国の基幹的広域防災拠点との連携による効果的な防災体制の構築を図るため、また、河川（大和川）部における防災機能の強化を目指すことから「堺市総合防災センター」を補完する支援拠点として、三宝水再生センターの災害対策センターを中心に防災拠点化を推進する。

2 拠点備蓄倉庫の整備

市は、大規模災害時における迅速かつ的確な応急対策を実施するため、物資中継輸送機能を備えた拠点備蓄倉庫を整備する。拠点備蓄倉庫は、直近市町への応援派遣及び他自治体等からの受援も想定してこれを整備する。

【機能】

- (1) 市の備蓄拠点、物資輸送拠点

3 区役所備蓄倉庫

市は、区災害対策本部の設置場所となる各区役所庁舎内に区役所備蓄倉庫を設置し、災害時の円滑な救援活動を行うため必要な、主に食料等の備蓄を行う。

4 指定避難所備蓄倉庫の整備

市は、指定避難所である市立小学校等に、避難者への迅速な対策を実施するために必要な、次の機能を有するコンテナ型備蓄倉庫を整備し、分散備蓄を推進する。また、上空から施設を確認できるよう、施設名の対空表示に努める。

【機能】

- (1) 指定避難所セット（毛布、シーツ、枕、マット等）
- (2) 救助用資器材セット（スコップ、ツルハシ、ハンマー、バール等）
- (3) ラジオ等の情報受信手段
- (4) 新型コロナウイルス感染症対策物品（消毒液、マスク、非接触型体温計、段ボールベッド、パーテーション等）

第4 装備資器材等の備蓄

【危機管理室、区役所】

市は、応急対策、二次災害の防止及び応急復旧に迅速に対応するため、必要な人材の育成、確保及び装備、資器材等の確保に努める。特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化することとする。

1 資器材等の備蓄及び技術者等の把握

燃料、発電機、建設機械等の装備、資器材等の充実に努め、関係団体との連携により資器材、技術者等の確保体制の整備に努める。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進し、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

その他、府、市及び近畿地方整備局は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進し、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

2 資器材等の点検

備蓄、保有する装備、資器材は、定期又は随時点検並びに補充交換を行い、保全に万全を期するものとする。

3 人材の育成

職員の危機意識の徹底を図り、また災害時に迅速な対応と判断できる力を養い、円滑な防災活動の実施を期するため防災教育を実施する等人材の育成に努める。

4 データの保全

戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図、構造図、情報図面等の復旧に必要な各種データを整備、保管する。特に、データ及びコンピューターシステムのバックアップ体制に万全を期する。

第5 応援体制の整備

【危機管理室】

大規模災害時の防災活動を適切に実施するため、広域的な視点から相互応援体制を整備し防災体制の確立を図る。

1 自治体相互の応援体制の整備

緊急物資、人材や情報交換など、災害時相互応援協定に基づく相互応援体制の整備を推進する。

また、近隣自治体との応援協定の締結により、津波災害時には内陸部の近隣自治体からの支援を確保するほか、広域災害を想定し、堺市と同時に被災することのない遠隔の自治体との応援体制の整備を推進する。

2 緊急消防援助隊等の大規模消防応援部隊との連携・受入れ体制の整備

大規模災害時における消防活動を実施するため設置されている緊急消防援助隊等の大規模消防応援部隊との連携並びに受入れ体制の整備を図る。

3 その他関係団体との相互応援体制の整備、強化

大規模災害に対応するため、関係団体との積極的な相互応援体制の整備を推進する。

4 民間事業所等との災害時応援体制の整備、強化

市は、企業等との間で連携強化を進め、多様な協力体制の整備を推進する。民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結するなど、協力体制を構築することにより、民間事業者のノウハウや能力等を活用しながら、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努め、協定締結等の連携強化にあたっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。また、市は、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握に努める。

5 ボランティアとの連携強化

ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性を踏まえ、社会福協議会等と協力し、災害対策全般において、ボランティア団体等と連携した取り組みが行えるよう、防災協定の締結やコーディネート機能の強化に努める。

6 自治体等からの受援計画の整備

市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の自治体等から応援を受けることができるよう受援計画を策定し、受援に関する手順、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の準備及び輸送体制等について必要な準備を整える。また、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受入れについて、訓練等を通じて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

(1) 受援計画の目的

支援を要する業務や受入れ体制などを定め、計画としてまとめておくことで、大規模災害時に、市単独の行政機能だけでは対応が困難な場合に、他の自治体等からの支援を円滑に受け入れることを目的とする。

(2) 計画に定める主な内容

- ア 計画の基本的な考え方
- イ 計画の位置付け
- ウ 受援体制
- エ 受援対象業務

7 基幹的広域防災拠点と連携した防災体制の構築

京阪神都市圏における直下型地震や東南海・南海地震等の大規模災害時に、広域的な災害対策活動を効果的に展開するため、堺2区に立地する国の基幹的広域防

災拠点との連携による効果的な防災体制の構築を図る。

【基幹的広域防災拠点の機能】

- (1) 救援物資の中継、分配
- (2) 広域支援部隊等の一時集結
- (3) ベースキャンプの設営 等

第6 空地等の管理体制

【危機管理室、建築都市局、環境局】

公共用地等の空地等は、震災発生直後の一時避難場所から、その後の救援活動拠点、輸送拠点、災害廃棄物等の仮置き場、応急仮設住宅建設用地まで、利用目的や需要が時系列に変化していく。

そのため、限られた空地を効果的に活用するため、時系列に変化していく利用需要を踏まえながら、必要度の高いものから利用方法を決定していく必要がある。

このため、あらかじめ、公共用地等の空地のリストアップと時系列に応じた利用用途を整理しておく。

第7 防災訓練の実施

【危機管理室、市民人権局、区役所、教育委員会】

市及び防災関係機関は、地域防災計画や防災業務計画等の習熟、連携体制の強化、住民の防災意識の向上及び災害時の防災体制の万全を期することを目的として、避難行動要支援者や女性の参画を含め多くの住民の参加を得た各種災害に関する訓練を民間事業者等と連携しながら実施する。

その際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努め、被災時の男女のニーズの違いや性的少数者の方等被災者の多様性に十分配慮するよう努める。

実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、地震及び被害の想定を明らかにし、大規模広域災害時の円滑な広域避難など、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者等関係機関との連携や、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。

また、業務継続計画（BCP）の実効性を高めるために、業務資源の有用性や非常時優先業務の実行可能性等が検証できる訓練を行う。

訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行い、次回の訓練に反映、及びBCPの見直しを行う。

新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練も実施する。

1 総合訓練

協力体制の確立及び応急対策活動を円滑に実施するため、防災関係機関及び住民の協力を得て、組織動員、避難、通信、消火、救助・救急、医療、ライフライン対応、緊急輸送、緊急地震速報対応、地震直後の風水害等の複合災害に備えた訓練等の総合的訓練を実施する。

2 市及び防災関係機関が個別に実施する訓練

(1) 消防訓練

現有消防力の合理的運用及び的確な消防活動に万全を期するため、消防技術の徹底及び習熟を目的とした訓練を行う。また、広域災害に対応するため、大阪府内消防機関をはじめ近隣府県並びに全国消防機関との合同訓練に参画する。

- ア 地震災害消防活動訓練
- イ 特別防災地区総合防災訓練
- ウ 関西国際空港航空機災害訓練
- エ 緊急消防援助隊大阪府隊訓練
- オ 緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練
- カ 国際緊急援助隊救助チーム総合訓練

(2) 水防訓練

出水時における職員の迅速かつ的確な水防活動の実施を図るため、土のう作成等の水防訓練を適宜実施する。

(3) その他の訓練

災害時における職員の迅速かつ的確な災害応急対策の実施を図るため、大規模地震の発生等を想定した次のような訓練を適宜実施する。

- ア 情報収集・伝達訓練
防災行政無線等を使用し、通信途絶時の情報収集・伝達を確実にできるよう実施する。
- イ 非常参集訓練
夜間休日等において職員の動員、配備を迅速かつ確実にを行うため実施する。
- ウ 避難救助訓練
避難救助訓練は、住民の協力を得て迅速に行われるよう誘導、指示、勧告等について行う。更に自力避難不可能な孤立者、負傷者、避難行動要支援者等の救助等についても訓練を行う。
- エ 図上訓練
想定した災害の被害への対応を検討し、組織動員体制、災害予防対策及び災害応急対策を検証するため訓練を行う。
- オ その他

3 市民、事業所等の訓練

自主防災組織及び自治会、事業所は、災害時の自主的な防災行動力を高め、また、

防災意識の向上、組織活動の習熟及び防災関係機関との連携を図るため、次に掲げる項目を参考に、防災訓練を実施する。

- (1) 情報伝達訓練
- (2) 避難誘導訓練
- (3) 初期消火訓練
- (4) 救出・救護訓練
- (5) 炊出し訓練等
- (6) 指定避難所運営訓練
- (7) 緊急地震速報を活用した訓練

4 区役所区域での防災訓練

大規模な地震が発生した場合、地域が交通や通信手段等の混乱又は途絶により、一時的に孤立状態に陥るような事態を想定し、各区域単位で自主防災組織等が主体となり、各種訓練を行う。

5 校区単位での防災訓練

地域におけるコミュニティ活動を通じて、地域住民の連帯感の醸成に努め、消防署等防災関係機関や各校区自治連合会等と連携し、防災意識の高揚、防災活動への取組を図り防災組織の育成に努める。

また、大規模な地震が発生した場合、地域が交通や通信手段等の混乱又は途絶により、一時的に孤立状態に陥るような事態を想定し、校区単位で自主防災組織等が主体となり、各種訓練を行う。

6 乳幼児・児童・生徒等の防災訓練

各学校園・認定こども園等は、災害を想定した避難訓練を定期的実施し、乳幼児・児童・生徒の避難行動及び緊急地震速報への対応行動、教職員・保育所職員による誘導・防災活動等の習熟を図る。

また、市全体の防災対策を踏まえて、各学校園・認定こども園等の実情に応じた組織的な避難訓練を計画し、地域人材の活用や地域の防災訓練との連携を図る。

7 南海トラフ巨大地震を想定した防災訓練の実施

- (1) 市、府をはじめ防災関係機関は、南海トラフ巨大地震を想定した津波からの避難のための災害応急対策を中心とした防災訓練を実施する。

【内容】

- ① 津波警報等の情報収集・伝達訓練
- ② 参集訓練及び本部運営訓練
- ③ 水門等の操作訓練
- ④ 救出・救助訓練

⑤ 医療救護訓練

- (2) 東日本大震災の被害実態を踏まえ、訓練を通じて住民に避難路、避難場所、避難所、津波避難ビルなど、自分の身を守る方法を改めて周知するため、津波の発生を想定して、津波避難に主眼をおいた防災訓練等を実施する。

第8 人材の教育

【危機管理室、総務局、市民人権局、建築都市局】

市及び防災関係機関は、各々の防災体制の強化と併せて、専門的知見を有する防災担当職員の育成を行うことにより災害対応力の向上を図るため、男女共同参画の視点を取り入れ、職員への防災教育を充実する。

また、市は、府や関西広域連合等が実施する専門的な研修等を活用し、幹部職員及び防災担当職員の災害対応能力の向上を図る。

1 職員に対する防災教育

市は、災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期すため、連携して職員に対し防災教育を実施する。

(1) 教育の方法

ア 危機管理センター員及び区対策本部員等

複雑化する災害の態様に即応できるよう高度かつ専門的な教育訓練を実施する。

- ① 他の防災機関への研修派遣
- ② FEMA（米連邦危機管理庁）、消防庁、関西広域連合、大阪府、人と防災未来センター等が実施する講習会、研修会等への参加
- ③ 出前講座等での講演
- ④ 見学、現地調査等の実施

イ 一般職員

- ① 大阪府、堺市等が実施する講習会、研修会等への参加
- ② 見学、現地調査等の実施
- ③ 災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアル等の作成、周知

(2) 教育の内容

- ① 堺市地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
- ② 全員配備体制時の非常参集の区分及び方法
- ③ 気象、水象、地象、その他災害発生原因及び放射性物質・放射線についての知識並びに災害の種別ごとの特性
- ④ アスベストについての知識
- ⑤ 防災知識と技術
- ⑥ 防災関係法令の適用

- ⑦ 図上訓練の実施
- ⑧ 緊急地震速報の活用
- ⑨ 男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営
- ⑩ その他必要な事項

2 家屋被害認定を行う者の育成

市は、災害時の家屋被害認定の迅速化と適正化を図るために、家屋被害認定調査員の確保・スキルアップに向け、市における家屋被害認定調査員向けの研修を充実する。

第9 防災教育

【危機管理室、市民人権局、区役所、教育委員会、各施設管理者】

1 市民に対する防災教育

(1) 市民等に対する教育、啓発の実施

市（危機管理室・区役所）は、防災教育、啓発は、地域の実情に応じて行うものとし、より具体的な方法により、自助努力を促し、男女共同参画の視点を取り入れ、域防災力の向上を図ることも留意しながら、次の実践的な教育、啓発を行うものとする。

- ① 防災に関する一般的な知識（特に地震、津波に関する知識）
- ② 災害発生時に防災上とるべき行動に関する知識（地震・津波、河川氾濫、土砂災害、暴風、出火防止、初期消火等）
- ③ 正確な情報入手方法（緊急地震速報等）
- ④ 防災関係機関が講じる災害応急対策等の内容
- ⑤ 各地域における危険箇所等に関する知識
- ⑥ 災害建築物において露出したアスベストの飛散・ばく露防止対策
- ⑦ 男女のニーズの違いを踏まえた避難生活に関する知識
- ⑧ 平素住民が実施しうる家庭内対策の内容（特に生活必需品の備蓄）
特に、津波災害に関する知識の普及・啓発については、次のことを徹底する。
- ⑨ 津波警報・大津波警報が発表されたときはすぐに避難すること
- ⑩ 地震発生後、津波が到達するまでの約100分間に、JR阪和線を目標に、東の高い所へ徒歩で避難すること
- ⑪ 地震発生後、津波が到達するまでの約100分間に、逃げ遅れた方、大急ぎで逃げるのが困難な方は、津波避難ビルなど高い所へ避難すること

(2) 就学前教育、初等、中等教育における防災教育の推進

教育委員会は、幼・小・中・高等学校等の教育活動全体を通じて、防災に関する学習活動を進める。

(3) 出前講座

市は、市民向け出前講座のメニューの一つとして防災に関する講座を設け啓発する。

2 防災上重要な施設管理者に対する教育

市及び府は、防災上重要な施設の管理者に対する研修の実施に配慮することとする。

防災上重要な施設の管理者は、市及び府が実施する研修に参加するよう努めることとする。

第10 防災に関する調査研究の推進

【危機管理室】

市及び防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、かつ総合的、計画的な防災対策を推進するため、災害要因、被害想定及び防災体制等について、調査研究を継続的に実施する。

なお、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の積極的な活用に努める。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化やシステムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制の整備を図る。

第11 自衛隊の災害派遣に対する連絡体制の整備

【危機管理室】

市及び防災関係機関は、大規模災害時における自衛隊との連携を円滑に行うため、平常時から連絡体制の強化や派遣の要請手続きの明確化など、自衛隊との連携体制を整備する。

第12 行政機能の喪失又は著しい低下等への対応

【危機管理室】

1 防災施設、職員の被災を想定した業務継続計画（BCP）の策定

地震など大規模災害が発生した際に予想される本市の通常業務及び災害対策業務の機能停止・低下を最小限に抑えるため、行政自身が被災することで人的・物的資源に制約があることを前提に、優先して遂行する通常業務と災害対策業務を効果的に実施するうえで必要な資源の準備や対応方針を定めたBCPを策定し、適切に運用する。

- (1) 複合災害など様々な災害や感染症の蔓延に対処するため、特定の事象にのみ対応するBCPではなく、庁舎が使用不能な場合、電気が使用不能の場合、多くの職員が業務に従事できない場合など業務資源が使用困難となるような大規模災害から、庁舎等の被害はないが災害対策業務が必要となるような小規模災

害までを想定した災害規模に応じたBCPを策定する。

- (2) 自治体の行政機能が一部停止することによる市民生活や経済活動等への支障を最小限にとどめるため、首長不在時の明確な代行順位、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、自ら保有するコンピューターシステムや重要な行政データのバックアップ対策を講じ、中断が許されない通常業務の継続・早期再開に努める。

2 電源・機材の確保体制の点検・整備

行政機能を維持するため、機器類・備品等の整備や、中長期の停電に対応できる非常用電源設備（自家発電設備等）を確保し、非常用電源設備の稼働持続時間を把握し、民間企業との協定締結等により燃料確保体制の整備を推進する。

災害応急対策業務及び中断が許されない通常業務（非常時優先業務）の整理を行い、その業務の継続を図るため、早期参集等により必要な要員を確保し、執務室をはじめ、電気・水・食料や災害時にもつながりやすい多様な通信手段等にかかる業務資源の確保に努める。

3 人材の育成

多数の職員が被災し参集できない場合、少ない職員でも災害対策本部を機能させることができるよう人材を育成する。

定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行う。

4 被災者支援システムの導入

市は、災害発生後の被災者が生活再建を円滑に行うため、被災者支援システムの導入に努める。

5 受援体制の強化

市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の都道府県や市町村から応援を受けることができるように受援計画を策定し、応援要員の従事を想定する業務の整理、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の準備及び輸送体制等について必要な準備を整える。また、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、訓練等を通じて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

- (1) 災害対応業務では、平常業務と異なる知識、専門性等が求められる。専門性、人数など質と量の両面で要員を確保するため、協定等に基づく外部自治体の応援や外部専門家の活用を検討する。また、訓練等を通じて発災時の連絡先、具体的な受入手続き、役割・責任分担、応援要員の規模等を事前に調整しておく。
- (2) 「関西防災・減災プラン」や「広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画」等との整合を図り、関西広域連合や指定都市市長会等による支援を

活用する。

第2節 情報収集伝達体制の整備

【第2節の施策体系】

第2節 情報収集伝達体制 の整備	第1 災害情報収集伝達システムの整備	P.156
	主担当：危機管理室	
	第2 情報収集伝達体制の強化	P.158
	主担当：危機管理室	
	第3 災害広報体制の整備	P.159
	主担当：市長公室、危機管理室	
	第4 迅速な住民の安否確認の体制整備	P.160
	主担当：危機管理室	
	第5 観測体制の整備	P.160
	主担当：危機管理室	

市及び防災関係機関は、災害時の迅速な被害情報の収集及び相互の情報連絡が円滑に行えるよう、平常時から大規模停電時も含めた情報収集伝達体制を確立させておく。また、災害の未然防止及び被害の軽減のため、気象等の観測体制を整備する。

第1 災害情報収集伝達システムの整備

【危機管理室】

災害時には、通信施設の損壊や送電線の切断等の通信機能への多大な被害が予想される。このため、市をはじめ防災関係機関は、無線通信網の多重化対策、施設や設備の耐震化対策及び停電対策を実施し、相互に連携してシステムの構築を図る。特に、耐災害性に優れている衛星系ネットワークは、大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ、国〔消防庁〕、都道府県、市町村、消防本部等を通じた一体的な整備を図る。また、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。

各防災関係機関は、非常用電源設備を整備し、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。

市及び府は、被災者等への情報伝達手段としてインターネット配信や携帯電話の活用も含め、要配慮者にも配慮した多様な情報伝達手段の整備に努める。

1 危機管理統合情報システム（防災情報システム）の改善

災害時における被害の発生状況を的確に把握し、その後の応急対策を即時かつ効率的に実施可能にするため、観測情報や被害情報の収集伝達を中心的な機能とする危機管理統合情報システム（防災情報システム）の改善を図る。

- (1) GIS の導入
- (2) 災害時の公衆回線網の輻輳及び切断の危険性を回避するための防災行政無線デジタル網、FWA 等により構築される、メインの通信手段としての無線回線ネットワークの整備
- (3) 携帯電話等への防災メール等の情報送信
- (4) 情報提供の多国籍語化
- (5) 罹災証明書発行の電子システム化
- (6) 収集した防災関連情報のデータベース化
- (7) 画像による主要河川氾濫、地すべり及びがけ崩れ等の土砂災害監視
- (8) ASP (Application Service Provider) の活用等によるシステムバックアップの確保

上記のほか、災害対応の初動期における情報収集・伝達機能を強化するため、府と防災情報充実強化事業を実施し、同事業により実現するシステムを活用して以下の機能の実現を図る。

- (1) インターネットを利用した防災情報の収集及び伝達（防災ポータルサイトの設置等）
- (2) 携帯メールや緊急速報メールを利用した情報の収集伝達と職員の参集
- (3) 高所カメラ等を利用した情報空白期における情報収集
- (4) Lアラート（災害情報共有システム）等を利用したデータ放送への防災情報の伝達
- (5) ネットワークを活用した被災者支援システム等被災時の業務支援・情報共有

2 無線通信施設の整備

市及び防災関係機関は、災害時の応急活動にかかる情報通信の重要性に鑑み、通信施設の整備及び運用体制の強化を図る。

- (1) 堺市
 - ア 防災行政無線（同報系及び移動系）デジタル化の整備充実
 - イ FWA や無線 LAN 等を効果的に結合させた電子データ情報通信用無線網の整備
 - ウ 被災現場との情報連絡手段を確保するための移動体（携帯端末）の充実
 - エ MCA 無線、衛星電話、コミュニティ放送、緊急速報メール等、様々なシステムを利用した住民への情報伝達体制の整備
 - オ 衛星携帯電話等により、災害時に孤立するおそれのある地域の住民との双方向の情報連絡体制の確保
- (2) 警察署（大阪府警察）
 - ア 警察無線の整備充実
- (3) 指定行政機関
 - ア 海上保安庁（第五管区海上保安本部）無線の整備充実

- (4) 指定公共機関
 - ア 西日本電信電話株式会社等無線の整備充実
 - ① 孤立防止用無線
 - イ 大阪ガス株式会社無線の整備充実
 - ウ 関西電力送配電株式会社無線の整備充実
- (5) 防災相互通信用無線の整備
 - 市及び防災関係機関は、災害時に相互に通信できる防災相互通信用無線の整備及び増強を図る。
- (6) 府
 - ア 大阪府防災行政無線の整備充実
 - イ 災害拠点病院への防災行政無線の整備充実
 - ウ 下水道防災行政無線の整備充実

第2 情報収集伝達体制の強化

【危機管理室】

市、府及び防災関係機関は、被害情報の収集体制の整備、伝達窓口を明確化し、防災行政無線、テレビ、ラジオ、Lアラート（災害情報共有システム）、関西生活情報ネットワーク、ポータルサイト（おおさか防災ネット）のウェブページやメール、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化・多様化を図る。

また、聴覚障害者へFAXにより情報伝達できる体制整備を行うほか、職員の情報分析力の向上を図り、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入や情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるなど、情報収集伝達体制の強化を進める。

市は、勤務時間外の情報の収集及び伝達を迅速に行うため、危機管理当直を設置し、防災関係職員に対し、堺市職員招集システムにより24時間自動的に携帯電話等に防災情報を送信する。

1 部局間の連携

被害情報を迅速かつ適切に把握するため、危機管理統合情報システム（防災情報システム）防災関係職員を中心に部局間の連携体制の確立を図る。

2 収集体制の拡大

災害時における市職員による情報収集には限界があるため、次の事業者と災害情報収集にかかる協定を締結するなど、収集体制の拡大を図る。

- (1) バス・タクシー等の運輸事業者
- (2) スーパーマーケット、コンビニエンスストア等の流通事業者
- (3) 建設関係団体等

第3 災害広報体制の整備

【市長公室、危機管理室】

市及び防災関係機関は、災害に関する情報及び被災者への生活関連情報を伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図る。その際、被災者や救助作業等への配慮に努める。

また、市及び府は、国等と連携し、安否情報の確認のためのシステムが効果的・効率的に活用されるよう、住民に対する普及啓発に努める。

1 災害広報・広聴責任者の選任

災害時の情報の一元化を図るため、広報課長及び市政情報課長もしくはこれの指名する職員があらかじめ災害広報・広聴責任者に選任される。なお、災害広報・広聴責任者は次の業務を行う。

- (1) 災害発生後の時間経過に応じた提供すべき情報の整理
- (2) 広報文案の事前準備
 - ア 地震情報（震度、震源、地震活動等）・津波・気象・海象・水位・放射線量等の状況
 - イ 住民の不安感の払拭、適切な対応のための呼びかけ
 - ウ 出火防止、初期消火の呼びかけ
 - エ 要配慮者への支援の呼びかけ
 - オ 災害応急活動の窓口及び実施状況
- (3) 要配慮者に配慮した広報手段の確保
- (4) 災害時の広聴体制の整備

府、市及びライフライン事業者は、市民等から寄せられる被害状況や応急対策状況等に関する問い合わせ、要望、意見等に対して適切に対応できるよう、専用電話や専用ファクシミリを設置するなど、相談窓口の体制を整備する。

- (5) 原子力災害広報に係る国との連携
原子力災害に係る広報について、国、大阪府と連携し、情報提供に努める。
- (6) 停電時の住民への情報提供
府、市及び電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。
- (7) 被災者への情報伝達体制の整備
総務省及び電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努め、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

2 居住地以外の市町村に避難する住民への情報提供

市及び防災関係機関は、市外に避難する避難者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

第4 迅速な住民の安否確認の体制整備

【危機管理室】

1 住民の安否確認システム構築

災害発生後、市外へ避難した者を含め、市民の安否確認情報を収集し、伝達できる体制の整備及びシステムの構築を図ることとし、危機管理統合システムと連携した整備を行う。

第5 観測体制の整備

【危機管理室】

災害を未然に防止し被害を最小限にとどめるため、気象、地象等の観測体制の整備・充実を図る。

1 震度計の活用

大阪管区気象台設置の計測震度計及び大阪府震度情報ネットワークシステムの計測情報により、常に震度の観測を行う。

2 テレメータシステムの活用

風水害等の自然災害を防ぐため、総合防災情報システムの機能である防災テレメータや、大阪府防災テレメータ及び大阪府ため池防災テレメータ（簡易防災テレメータを含む）からの情報を活用して市内各所の雨量、河川・ため池の水位等を常時観測する体制を整備し、インターネット等を活用し広く市民への情報配信に努める。

3 高所カメラの活用

市（消防局）が市域の火災等の被害状況を的確に把握するため市庁舎屋上及び北野田駅前に設置している高所カメラを活用し、体制整備を図る。

第3節 緊急輸送体制の整備

【第3節の施策体系】

第3節 緊急輸送体制の 整備	第1 陸上輸送体制の整備	P.161
	主担当：建設局、危機管理室	
	第2 航空輸送体制の整備	P.162
	主担当：危機管理室、消防局	
	第3 水上輸送体制の整備	P.162
	主担当：危機管理室、産業振興局	
	第4 物資配送拠点の選定	P.163
	主担当：危機管理室	
	第5 避難所等への物資供給体制の構築	P.163
	主担当：危機管理室、財政局、会計室、区役所	
第6 支援物資等の集積・輸送体制における民間事業者等との連携体制の整備	P.164	
主担当：危機管理室		
第7 輸送手段の確保	P.164	
主担当：危機管理室		
第8 交通規制・管制の確保	P.165	
主担当：建設局、府警察、堺海上保安署		

市、府及びその他の防災関係機関は、災害発生時に救助、救急、医療、消火並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努め、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、体育館等の輸送拠点について把握・点検する。

第1 陸上輸送体制の整備

【建設局、危機管理室】

1 緊急交通路の指定

市及び府は、府警察及び道路管理者と協議し、災害時に緊急輸送ネットワークを確保して応急活動を迅速かつ的確に実施するため、緊急交通路を指定し、整備に努める。

(1) 広域緊急交通路（府指定）

ア 府県間を連絡する主要な道路

イ 府域の広域防災拠点、後方支援活動拠点、陸上、海上、航空輸送基地などを連絡する主要な道路

ウ 各府民センタービル、市町村庁舎など市町村の輸送拠点及び災害拠点病院を連絡する主要な道路及び接続道路

エ 津波による沿岸部の被災を考慮した、内陸部から沿岸部への楡の歯型のアクセス道路

(2) 地域緊急交通路（市指定）

広域緊急交通路と市庁舎、各区役所、災害用臨時ヘリポート、地域災害拠点病院（堺市立総合医療センター）、市町村災害医療センター（独立行政法人労働者健康安全機構大阪労災病院）、災害医療協力病院及び救援物資集積場所等の防災拠点を連絡する道路

2 災害時の応急点検体制の整備

道路管理者は、平常時からその管理する道路の安全性を十分に監視、点検し、災害時の通行の支障に関する情報の収集体制や応急点検体制を整備する。

3 緊急交通路の周知

市、府、府警察及び道路管理者は、災害時に緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、平常時から住民へ緊急交通路の周知に努める。

4 重要物流道路の指定等

国土交通大臣は、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、道路管理者と協議のうえ、物流上重要な道路輸送網を重要物流道路として指定し、機能強化及び重点支援を実施する。

第2 航空輸送体制の整備

【危機管理室、消防局】

救援物資等の緊急受入れ及び搬出のため、災害用臨時ヘリポートを整備・指定する。市は、応援を受入れるため、災害時用臨時ヘリポートを選定し、府に報告する。

三次救急医療機関等をはじめとする高度医療施設は、負傷者の搬送及び救急活動にヘリコプターを有効活用するため、緊急離着陸場等を確保するよう努める。

府及び市は、災害時に他府県等（自衛隊・警察・消防等）からのヘリコプターによる迅速且つ正確な救助・支援活動を実現するため、誤着陸防止用及び道しるべとして公共施設等へのヘリサインの整備に努める。

第3 水上輸送体制の整備

【危機管理室、産業振興局】

港湾管理者及び漁港管理者は、必要な岸壁の耐震化を促進し、災害時における物資の輸送並びに物資の受入れ等が有効に機能するように施設等の点検体制を整備する。

国、港湾管理者等の関係機関は、港湾の相互間の広域的な連携による航路啓開等の

港湾機能の維持・継続のための対策や緊急輸送等災害時に必要な航路等の機能の確保に努める。また、港湾管理者は航路等の水域沿いの民間港湾施設の適切な維持管理等について指導し、国と連携し民間事業者が耐震対策を実施する際には必要に応じて支援する。

港湾管理者及び漁港管理者は、建設業者等を活用し、発災後の港湾及び漁港の障害物除去、応急復旧等に必要な人員・資機材等の確保に努める。

第4 物資配送拠点の選定

【危機管理室】

災害時において物資の受入れ、一時保管及び市内各区域への配送を効果的に行うため、次の施設の中から物資配送拠点を選定する。

堺市総合防災センター
堺市産業振興センターのイベントホール
大阪府立大学構内の体育館及びグラウンド
泉北水再生センター
大浜・塩浜埠頭 堺泉北埠頭株式会社所有の上屋施設
そのほか民間事業者施設

第5 避難所等への物資供給体制の構築

【危機管理室、財政局、会計室、区役所】

市の備蓄物資や国、各自治体、企業等からの支援物資等を指定避難所等に迅速かつ円滑に供給するため、物資の要請・調達・集積・荷捌き・配送方法など、専門性を有する民間事業者等と連携した物資供給体制を次の事項を踏まえて構築したうえで「災害時物資供給マニュアル」を策定し、関係機関と共有する。

- 1 発災直後に食料や飲料水等の最低限必要と考えられる物資を短時間に効率的に供給するプッシュ型や物資供給が安定した後に、避難者の物資需要（ニーズ）をふまえて、避難所等からの要請に基づき物資の構成を調整して供給するプル型など、発災後の時間経過に応じた仕組みの構築
- 2 国、大阪府、市などの行政と民間事業者等の役割分担や市災害対策本部や関係部署、避難所などの市内部の役割分担を明確にし、市関係部署を横断的に組織した物資供給体制の構築
- 3 関係機関が相互に物資供給に必要な事項を円滑かつ確実に情報伝達するための内容、伝達方法の構築

- 4 市備蓄物資の避難所への配分や配送方法の構築
- 5 専門性を有する民間事業者等と連携した物資配送方法・必要車両の確保策や物資配送拠点の物資配置（レイアウト）、必要資機材の確保などの運営方法の構築

第6 支援物資等の集積・輸送体制における民間事業者等との連携体制の整備

【危機管理室】

災害時の人員、応急資器材等の輸送等を迅速かつ効果的に行えるよう、民間事業者等と緊急時の輸送協力体制について協定締結等その整備を行う。

- 1 物流システムのノウハウを有する民間事業者等の協力を得ることにより、物資の管理・輸送体制を確保する。
- 2 効率のよい物流体制の実現のために民間事業者等から物流専門家の派遣を受け、物資配送拠点等で調整を行う体制を確保する。
- 3 災害時において物資の輸送等に必要な燃料を確保するため、民間事業者及び団体との協定を締結する。

第7 輸送手段の確保

【危機管理室】

防災関係機関は、陸上輸送、航空及び水上輸送などによる人員、物資の輸送手段を確保するための体制や災害時における運用の手順を整備する。

1 車両、航空機、船舶などの把握

防災関係機関は、緊急時において確保できる車両、航空機、船舶などの配備や運用をあらかじめ計画する。

2 調達体制の整備

市は、府と連携し、防災関係機関及び輸送事業者等と災害時の輸送手段の確保や運用についての協定を締結する。

3 緊急交通車両の事前届出

市は、市有車両を充てて災害時における輸送車両の確保に努めるものとし、必要に応じて府公安委員会に対して、「緊急通行車両事前届出書」を提出し、「緊急通行車両事前届出済証」の交付を受けるものとする。

第8 交通規制・管制の確保

【建設局、府警察、堺海上保安署】

1 府公安委員会

災害対策基本法第50条第2項に基づく災害応急対策の実施責任者から、緊急通行車両として使用する計画のある車両についての事前届出があった場合、審査し、緊急通行車両と認めたときは、「緊急通行車両事前届出済証」を交付する。

2 府警察

災害対策基本法に基づく交通規制・管制を円滑に実施するための整備を行う。

(1) 初動措置体制の整備

災害発生時における要員を確保するために必要な整備を行う。

(2) 災害に強い交通安全施設の整備

ア 信号機電源付加装置の整備

イ 災害時の信号制御システム等の整備

ウ 交通情報提供システム、交通情報収集システムの整備

3 道路管理者

被災地域の安定的な人流・物流機能の確保のため、地方公共団体、公共交通事業者、有識者等と連携し、災害時に交通量抑制の呼びかけや広域迂回への誘導、代替輸送手段の確保や道路の混雑対策等を統括的かつ速やかに実施できる体制を構築するものとする。また、災害時における道路施設の破損・欠壊等交通が危険であり応急復旧を必要とする場合に、道路法に基づく通行規制を実施するために必要な資機材、要員の確保に努める。

4 堺海上保安署

港内及び港の周辺海域における海上交通安全確保のため、必要な資機材、要員の確保に努める。

第 4 章 被災者支援の充実

【第 4 章の構成】

第 4 章 被災者支援の充実		
第 1 節	緊急物資の確保	P. 167
第 2 節	ライフライン機能の確保	P. 171
第 3 節	交通機能の確保	P. 178
第 4 節	避難行動要支援者支援対策	P. 179
第 5 節	帰宅困難者対策	P. 184
第 6 節	保健衛生対策	P. 187
第 7 節	遺体の収容及び火葬対策	P. 190
第 8 節	応急住宅対策	P. 191
第 9 節	ボランティアの活動環境の整備	P. 195

第1節 緊急物資の確保

【第1節の施策体系】

第1節 緊急物資の確保	第1 給水体制の整備	P.167
	主担当：上下水道局	
	第2 食料・生活必需品の確保	P.168
	主担当：危機管理室、財政局、会計室、区役所	
	第3 他自治体、事業所からの物資の調達	P.170
	主担当：危機管理室、財政局、会計室	

災害による家屋の損壊、滅失、浸水、流失等により水、食料、生活必需品の確保が困難となった住民に対して、必要な物資を迅速かつ効率的に供給するため、その確保体制を整備する。

また、対象となる住民の年齢、性差、障害等に応じて必要となる物資の供給に努める。

第1 給水体制の整備

【上下水道局】

市（上下水道局）は、災害発生後速やかに1人1日当たり3リットルの飲料水を供給できるよう、日本水道協会が中心となる枠組みに基づく水道事業体による応援体制及び自衛隊等の応援による応急給水体制を整備する。

1 施設等の整備

- (1) 給水基地の整備（緊急遮断弁及び応急給水設備の設置）
- (2) 給水車等の配備、給水資器材の備蓄、体制の整備
- (3) 給水拠点の維持管理（あんしん給水栓、災害時給水栓及び飲料水兼用耐震性貯水槽等）
- (4) 飲料水自動袋詰機（作成能力：毎時2,000袋(10入り)）を配備

2 規定等の整備

- (1) 応急給水活動計画の整備
- (2) 相互応援体制の整備
 既存の都市間災害協定に基づく応援体制の強化及び要員の対応能力の向上を図る。
- (3) 災害協定の締結企業等協力体制の整備
 給水活動実施のため災害協定の締結企業等と災害時における協力体制を強化する。

第2 食料・生活必需品の確保

【危機管理室、財政局、会計室、区役所】

市は、府をはじめとする防災関係機関と協力して、食料、生活必需品の確保に努める。また、備蓄品の調達にあたっては要配慮者、女性、子どもに配慮する。

1 府、市の備蓄等

(1) 重要物資の備蓄

府と市は、南海トラフ巨大地震をはじめとした大規模災害に対し、それぞれ最大の被害をもたらす災害を想定し、被災者支援のために特に必要とする食料など、下表の11品目を重要物資と位置付け、必要量を備蓄する。

備蓄必要量は、堺市域に甚大な影響を及ぼす内陸直下型の上町断層帯地震（1日分）と海溝型の南海トラフ巨大地震（3日分）の想定避難所避難者数を下表の算出式から算出した数量を比較し、多い方の数量とし、府と市で1:1の役割分担（哺乳瓶は市が必要量100%）で備蓄する。

ただし、食料、高齢者用食、乳児用ミルクの市の備蓄必要量は、府備蓄物資の配送遅延等の不測の事態に備えるため、上町断層帯地震の想定避難所避難者数の1日分（3食）を備蓄する。

また、簡易トイレの備蓄必要量は、府の備蓄数量とあわせて50人に1基で算出した数量となるように市で備蓄する。

品 目	算 出 式
食料	避難所避難者数×3食×1.2（注）（南海トラフ想定の場合は3日乗じる） （注）1.2は、避難所避難者以外の食料需要を想定したもの。
高齢者用食	上記で算出した数量のうち、5%（80歳以上人口比率）を高齢者食とする。
毛布	避難所避難者数×必要枚数2枚/人
乳児用ミルク （粉ミルク又は液体ミルク・乳アレルギーに対応したものを含む）	【粉ミルク】 避難所避難者数×1.6%（0～1歳人口比率）×70%（人口授乳率）×130g/人/日（南海トラフ想定の場合は3日乗じる） 【液体ミルク】 避難所避難者数×1.6%（0～1歳人口比率）×70%（人口授乳率）×1リットル/人/日（南海トラフ想定の場合は3日乗じる）
哺乳瓶	避難所避難者数×1.6%（0～1歳人口比率）×70%（人口授乳率）×1本（注）/人 （注）「瓶」以外、「使い切りタイプ」等の場合は5回/人/日とする。 ※市町村は、必要量の100%、府は予備分を備蓄する。
乳児・小児用おむつ	避難所避難者数×2.5%（0～2歳人口比率）×8枚/人/日（南海トラフ想定の場合は3日乗じる）

品目	算出式
大人用おむつ	避難所避難者数×必要者割合 0.005×8枚/人/日（南海トラフ想定の場合は3日乗じる）
簡易トイレ	避難所避難者数×0.02 ※避難所避難者50人に1基 （府は避難所避難者数×0.01、100人に1基で算出）、市町村はBOX型（マンホールトイレ等含む）、府は調達を含め組立式等をそれぞれ確保する。
生理用品	避難所避難者数×48%（12～51歳人口比率）×52%（12～51歳女性人口比率）×5/32（月経周期）×5枚/人/日（南海トラフ想定の場合は3日乗じる）
トイレトーパー	避難所避難者数×7.5m/人/日（南海トラフ想定の場合は3日乗じる）
マスク	避難所避難者数（南海トラフ想定の場合は3日乗じる）

※府の「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針について」より抜粋

(2) その他の物資の確保

長期に渡る避難生活に必要な物資の確保体制をあらかじめ整備する。

飲料水は、応急給水や大阪府の備蓄、流通備蓄等が行き届くまでの緊急措置として高齢者等の要支援者に配布できるよう、全ての指定避難所や各区役所、上下水道局の災害対策倉庫に備蓄する。

なお、医薬品については、医薬品供給班において、別途、応急救護所や指定避難所への供給活動を行う。

ア 日用品セット（タオル、Tシャツ、石鹸、歯磨きセット、マスク、消毒液等）

イ 光熱用品（LPガス、LPガス器具、簡易コンロ、乾電池、懐中電灯等）

ウ 精米、即席麺などの主食

エ 飲料水

オ 炊事道具・食器類（鍋、炊飯用具等）

カ ブルーシート、土のう袋

キ 車いす、視覚障害者用つえ等の福祉用具等

ク 仮設風呂・仮設シャワー

ケ 簡易ベッド、間仕切り等

コ 遺体収容袋など

(3) 備蓄、供給体制の整備

市は、府の広域防災拠点（南部）との連携を図りながら、リスクの分散を図り、また速やかに物資等を輸送、提供するため、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの体制整備を推進し、民間事業者との協定等により物資の確保を図る。

府は、災害の規模等にかんがみ、被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行う

ことが困難な場合にも、避難者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図る。加えて、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

また、市の備蓄物資や国、各自治体、企業等からの支援物資等を指定避難所等に迅速かつ円滑に供給するため、物資の要請・調達・集積・荷捌き・配送方法など、専門性を有する民間事業者等と連携した物資供給体制を整備し、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておく。さらに、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行い、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

- ア 拠点備蓄倉庫、区役所備蓄倉庫、指定避難所備蓄倉庫の整備
- イ 定期的な流通在庫量の調査
- ウ 供給体制の整備
- エ 民間事業者との協定内容に基づく物資の確保

2 関西広域連合

関西広域連合では、民間物流事業者・流通業者等の参画を得て、緊急物資の輸配送及び緊急物資の確保・調達について課題と対応の方向を整理した「緊急物資円滑供給システム」に基づき、関西における災害時の実効性のある物資供給を推進していく。

また、仮設シャワーや空調設備、各種燃料類や医薬品等、備蓄になじまない物資について、企業や業界団体等との協定に基づく流通備蓄の活用等を検討する。

3 その他の防災関係機関

- (1) 近畿農政局（大阪府拠点）
玄米等の備蓄
- (2) 近畿経済産業局
生活必需品等の調達体制の整備
- (3) 日本赤十字社大阪府支部
毛布、緊急セットなどの備蓄

第3 他自治体、事業所からの物資の調達

【危機管理室、財政局、会計室】

災害の規模に応じて必要な緊急物資は災害相互応援協定市に要請し、事業所と災害時の緊急必要物資について調達体制の整備に努める。

第2節 ライフライン機能の確保

【第2節の施策体系】

第2節 ライフライン機能 の確保	第1 上水道	P.171
	主担当：上下水道局	
	第2 下水道	P.172
	主担当：上下水道局	
	第3 電力	P.173
	主担当：関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社	
	第4 ガス	P.174
	主担当：大阪ガス株式会社	
	第5 電気通信	P.175
	主担当：西日本電信電話株式会社等	
	第6 住民への広報	P.176
	主担当：市長公室、上下水道局、各事業者	
	第7 倒木等への対策	P.177
	主担当：関西電力送配電株式会社・建設局	

ライフラインに関わる事業者は、災害が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制の整備・充実に努めるものとする。

第1 上水道

【上下水道局】

災害時における被害の拡大防止、水道水の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

- (1) 市（上下水道局）は、施設の被害状況等を迅速に把握し、復旧活動等及びその支援を的確に行うための体制を整備する。
- (2) 緊急連絡管等の多重化等によりバックアップ機能を強化する。
 （大阪広域水道企業団、同大阪狭山水道センター、高石市、大阪市、富田林市、松原市、和泉市）
- (3) 関係機関との協力体制を強化する。
 - ・公益社団法人 日本水道協会との連携
 - ・19大都市水道局災害相互応援に関する覚書、大阪広域水道震災対策相互応援協定、周辺市（富田林市・高石市・松原市・和泉市）との災害時等相互

応援に関する協定、堺市上下水道局と仙台市水道局の災害時の応援活動に関する覚書に基づく応援体制の強化

- (4) 応急復旧マニュアル等を整備する。
- (5) 管路図等の管理体制を整備する。

2 災害対策用資器材の整備等

市（上下水道局）は応急復旧用資器材の整備及び調達体制の確保を行う。

3 防災訓練の実施

市（上下水道局）は、情報収集連絡体制及び他政令指定都市等との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、市（危機管理室）などが計画する防災訓練に参加し、上下水道局独自の災害訓練、日本水道協会の災害訓練及び協定締結先との災害訓練を継続的に実施する。

4 大阪広域水道企業団との協力体制の整備

市（上下水道局）は、迅速な復旧活動に必要な情報を収集するため、大阪広域水道震災対策中央本部の一員として、協力して府内の水道用水の安定供給及び早期復旧のための体制整備を推進する。

第2 下水道

【上下水道局】

災害時における被害の拡大防止、衛生的生活環境の維持及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備・強化する。

1 応急復旧体制の強化

市（上下水道局）は、被害状況の迅速な把握及び円滑な復旧を図るため、損傷の可能性が高い施設を常に把握し、施設管理図書を複数か所に保存・整備する。

2 災害対策用資器材の整備、点検

- (1) 災害時に必要な復旧用資器材を把握し、調達、備蓄により確保する。
- (2) 資器材の点検に努め、緊急時の輸送体制を確保する。

3 防災訓練の実施

市（上下水道局）は、情報収集連絡体制及び関係機関との協力体制の充実強化、緊急対応の熟知並びに防災意識の高揚を図るため、市（危機管理室）などが計画する防災訓練に参加し、上下水道局独自の災害訓練及び協定締結先との災害訓練を継続的に実施する。

4 協力応援体制の整備

- (1) 施設の点検、復旧要員の確保を図るため、府・政令指定都市間の協力応援体制を整備する。
- (2) 「下水道事業災害時近畿ブロック応援に関する申し合わせ」に基づき、福井県・三重県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県・徳島県の近畿2府7県をはじめ、国、他の地方公共団体及び民間団体との相互支援要請体制を整備する。
- (3) 国、政令市、東京都、日本下水道協会で構成する災害時支援大都市連絡会議は、「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール」の円滑な運営を図る。
- (4) 民間事業者等との協定締結による協力応援体制の整備に努める。

第3 電力

【関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社】

災害時における被害の拡大防止、電力の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

- (1) 被害状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努める。
- (2) 本店、支社の各組織及び保全拠点は、防災体制に対応する災害対策組織をあらかじめ定めておく。また、災害により本店、支社または保全拠点が被災した場合の災害対策活動拠点についてもあらかじめ定めておく。
- (3) 対策要員の動員体制を整備する。
- (4) 重要施設への電力を確保するため、優先復旧についてあらかじめ計画を策定する。
- (5) 市と関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社は、応急復旧時の連携強化を図るため、平常時から、役割分担や緊急時の連絡体制を定める。
- (6) 平時から防災会議への参加により災害時の情報提供、収集など相互連携体制を整備しておく。
- (7) 防災関係機関との連携強化により平時の各種訓練の相互参画、定期的な会議及び情報交換の実施、災害発生時の連絡態勢の確立、相互協力を行う。

2 災害対策用資器材の整備、点検

- (1) 災害復旧用資器材の確保体制を整備する。
- (2) 災害対策用設備（移動用変圧器等）を整備する。
- (3) 災害対策車両（発電機車等）の配備増強を進める。
- (4) 資器材の点検に努め、緊急時の輸送体制を確保する。
- (5) 衛星携帯電話の配備など情報通信手段の多様化を図る。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、最大クラスの災害である南海トラフ巨大地震も想定した各種訓練を計画的に実施する。

- (1) 社員の安全を確保するために地震、津波の襲来を想定した避難訓練、情報連絡訓練を実施する。
- (2) 応急復旧技能を維持するために設備復旧訓練を実施する。
- (3) 迅速、確実な情報連携や的確な意思決定に基づく行動ならびに社外対応を行うために図上訓練を実施する。

4 協力応援体制の整備

単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者から協力を得る体制を整備する。

- (1) 復旧用資器材、要員について、他電力会社および電源開発株式会社等と相互の応援体制を整備する。
- (2) 災害時の一時的な供給力不足に対応するため、「二社間融通電力受給契約」および電力広域的運営推進機関の指示に基づき他電力会社との電力融通体制を確保する。

第4 ガス

【大阪ガス株式会社】

災害時における被害の拡大防止、ガスの安定供給及び迅速かつ確かな応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

- (1) 緊急措置判断支援システム（地震発生時に地震計、圧力計などの情報を迅速かつ確かに把握するシステム）の活用により被災地区の供給停止判断の迅速化を図る。
- (2) 緊急時ガス供給停止システムを強化する。
 - ア 感震自動ガス遮断方式及び遠隔ガス遮断方式によって導管網のブロック単位でガス供給を遮断するシステムの活用により、被災地区の供給停止の迅速化を図る。
 - イ 基準値以上の揺れを感知すると自動的に一般家庭及び業務用の都市ガス供給を停止するマイコンメーターの設置促進を図る。
- (3) 被災を免れた地区への供給を確保し、被災地区の二次災害の防止と早期復旧を図るため、細分化された導管網ブロックの維持管理を行う。
- (4) 被害状況と復旧作業工程に応じて、従業員及び協力会社作業員を効率的に編成動員するため、職能別要員を把握し、連絡体制及び動員体制を整備する。

- (5) 重要施設への供給を早期に確保するため、復旧順序の決め方や臨時供給方法について、あらかじめ計画を策定する。
- (6) ガス管の漏洩箇所の特定、管内異物の効率的除去等の復旧技術の開発、改良及び向上に努める。
- (7) 施設の現況が把握できる施設管理図書等の整備・分散保管を図る。

2 災害対策用資器材の整備、点検

- (1) 災害復旧用資器材及び代替燃料（圧縮天然ガス、カセットコンロ等）の確保体制を整備する。
- (2) 緊急時通信機器の整備充実に努める。
- (3) 消火・防火設備の整備充実に努める。
- (4) 資器材の点検に努め、緊急時の輸送体制を整備する。
- (5) 適切な導管材料備蓄に努める。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、市などが計画する防災訓練に計画的に参加する。

4 協力応援体制の整備

「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」（日本ガス協会）に基づき、単独復旧困難な場合に備え、他の事業者との相互応援体制を整備する。

第5 電気通信

【西日本電信電話株式会社等】

災害により電気通信設備又は回線に故障が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

広範囲な地域において災害が発生した場合、被災設備等の迅速な復旧を図り、通信サービスの確保に万全を期するため、必要な組織において、グループ会社、工事会社等を含めた全国的規模による応援班の編成、応急復旧用資器材の確保と輸送体制、応援者等の前進基地の設営及び作業体制等について計画に基づき確立し、運用する。

2 災害対策用資器材の整備、点検

- (1) 災害発生時において通信を確保し又は災害を迅速に復旧するため、あらかじめ保管場所及び数量を指定して、災害対策用機器並びに車両等を配備する。

- (2) 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、復旧用資材、器具、工具、消耗品等の確保に努める。
- (3) 災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、船舶、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定め、輸送力の確保に努める。
- (4) 災害対策用資器材等は、常にその数量を把握し、必要な整備点検を行い非常事態に備える。
- (5) 非常事態に備え、水、食料、医薬品、被服、生活用備品等の保有量を定め、その確保を図る。

3 防災訓練の実施

防災を迅速かつ円滑に実施するため、次に掲げる内容の訓練を、市（危機管理室）などが計画する防災訓練において計画的に実施する。

- (1) 災害予報及び警報の伝達
- (2) 非常招集
- (3) 災害時における通信の確保
- (4) 各種災害対策機器の操作
- (5) 電気通信設備等の災害応急復旧
- (6) 消防及び水防
- (7) 避難及び救護

4 協力応援体制の整備

- (1) 他の事業者との協調

電力、燃料、水道、輸送等の事業者と協調し、防災対策に努める。具体的には、商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料及び冷却水等の確保並びに緊急輸送等の協力体制を整備する。

- (2) グループ会社との協調

グループ会社、工事会社等と協調し、防災対策に努め、要員、資器材、輸送等について相互応援体制を整備する。

5 発災時の優先回線の確保

災害時の応急対策等にかかる通信サービスの確保に万全を期するため、関係事業者と協調し、市、府及び防災関係事業者による回線利用を優先的に確保できるように努める。

第6 住民への広報

【市長公室、上下水道局、各事業者】

市及びライフラインに関わる事業者は、災害時の対応について広報活動を実施し、需要家の意識の向上を図る。

1 上下水道

大阪広域水道企業団及び市（上下水道局及び危機管理室）は、飲料水や携帯トイレ等の備蓄の重要性等について広報する。また、市（上下水道局）は、指定避難所等に整備される災害時給水栓やマンホールトイレのほか、水質汚濁防止や非常時の下水排除の制限等についても広報する。

2 電気・ガス

関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社及び大阪ガス株式会社は、飛散物による停電の拡大や感電、漏電、ガスの漏洩、爆発、出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項等について広報する。

3 通信

西日本電信電話株式会社等は、災害時の通信輻輳の緩和のため、緊急通話以外の電話の自粛並びに緊急通話する場合にかかりやすい公衆電話等、災害と電話について広報する。

第7 倒木等への対策

【府、関西電力送配電株式会社】

府、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町村との協力を努めるものとする。

第3節 交通機能の確保

【第3節の施策体系】

第3節 交通機能の確保	第1 鉄軌道施設	P.178
	主担当：鉄軌道管理者	
	第2 道路施設	P.178
	主担当：建設局	
	第3 港湾施設、漁港施設	P.178
	主担当：港湾及び漁港管理者	

鉄軌道、道路、港湾、漁港施設の管理者は、災害発生時における安全かつ円滑な交通の確保のため、平常時から体制の整備に努める。

第1 鉄軌道施設

【鉄軌道管理者】

鉄軌道管理者は、乗客の避難、応急復旧のための資機材の整備及び災害発生後直ちに鉄軌道施設の被害状況及び安全点検を行うための、人員確保等の応急点検体制の整備に努める。

第2 道路施設

【建設局】

道路管理者は、道路・橋りょう上の障害物除去のための体制の整備を図る。

また、災害発生後直ちに道路・橋りょう施設の被害状況の把握及び安全点検を行うための、人員確保等の体制整備に努める。

第3 港湾施設、漁港施設

【港湾及び漁港管理者】

港湾及び漁港管理者は、航路の障害物除去及び船舶交通の整理・誘導のための資機材を確保するための体制を整える。

また、災害発生後直ちに港湾施設及び漁港施設の被害状況の把握並びに安全点検を行うための、人員確保等の体制整備に努める。

第4節 避難行動要支援者支援対策

【第4節の施策体系】

第4節 避難行動要支援者 支援対策	第1 要配慮者、避難行動要支援者の定義	P.179
	主担当：健康福祉局、文化観光局	
	第2 避難行動要支援者に対する支援体制の整備	P.179
	主担当：健康福祉局	
	第3 福祉避難所の指定	P.181
	主担当：危機管理室、健康福祉局	
	第4 外国人に対する支援体制整備	P.182
	主担当：文化観光局	
第5 その他の要配慮者に対する配慮	P.183	
主担当：市民人権局、危機管理室		

防災関係機関は、災害時の情報提供、避難誘導など様々な場面において、要配慮者に配慮したきめ細かな対策を行うための体制の整備に努める。

第1 要配慮者、避難行動要支援者の定義

【健康福祉局、文化観光局】

要配慮者とは、災害時に限定せず一般に、「特に配慮を有する者」を意味し、具体的には高齢者、障害（児）者、妊産婦、乳幼児、アレルギー等の慢性疾患を有する者、外国人等を意味する。

避難行動要支援者とは、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者を意味する。

第2 避難行動要支援者に対する支援体制の整備

【健康福祉局】

1 府

(1) 避難行動要支援者支援プランの作成支援等

地域や近隣住民による自助・共助を基本として、災害時の安否確認（被災状況の把握等を含む）や避難誘導などを円滑に行うなど、地域の実情に応じた避難行動要支援者の支援対策を推進するため、災害対策基本法の改正を踏まえ、国が市町村を対象に策定した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（令和3年5月修正）」及び府が改訂した「避難行動要支援者支援プラン作成指針（平成27年2月改訂）」を活用し、市町村に対し助言、相談、情報提供

等の支援を行う。

(2) 大阪府災害派遣福祉チーム（大阪 DWAT）の体制整備

府は、避難所の設置を継続するような規模の災害が発生した場合、高齢者や障害者、子どものほか、傷病者といった地域における災害時要配慮者に対する福祉支援を行う大阪府災害派遣福祉チーム（大阪 DWAT）を被災市町村へ派遣できるように関係機関と共に体制を整備するものとする。併せて、国が実施する活動内容の標準化及び質の確保を図るための研修を活用し、各地域を主導する人材の育成を図る。

2 市

府が示した指針等に基づき、「避難行動要支援者支援プラン」を作成し、本人の意思及び個人情報保護に十分留意しつつ、地域の実情に応じた避難行動要支援者の安否確認や避難誘導等の支援対策を定める。

また、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、支援対策を実施するための基礎とする避難行動要支援者名簿を作成する。さらに、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画の策定を進める。その際には、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、市等が地域の支援者と連携して、個別の避難行動要支援者の状況を踏まえ、策定することに努める。なお、避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち次のとおりとする。

制 度 別 対 象 者
身体障害者手帳（1・2級）所持者
療育手帳（A）所持者
精神障害者保健福祉手帳（1級）所持で独居
要介護認定が「要介護3」以上の方
70歳以上の独居又は世帯の構成員全員が70歳以上で、要介護認定が「要支援1・2又は要介護1・2」
緊急通報登録者（高齢者）
緊急通報登録者（障害者）
指定難病医療受給者

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画については、避難支援等に携わる関係者として消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自治会、自主防災組織、校区福祉委員会等に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等に応じて、定期的に更新する期間や仕組みを構築し、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿及び個別避難計画情報の適切な管理に努める。また、福祉部局をはじめとする関係部局や民生委員・児童委員、福祉事業者、ボランティア団体等が連携し、情報把握に努めることに加えて、名簿及び個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

また、避難支援等に携わる関係者が地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等が行えるように避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。

さらに、府と連携を図りながら、福祉避難所（二次的な避難施設）等において、避難行動要支援者の相談や介護・医療的ケアなどの支援対策が円滑に実施できる要員の確保に努める。

市（健康福祉局）は、福祉サービスの災害時における運用方針等に関し、府や国と密接に連絡を取り、介護・医療的ケアなどの福祉サービスの継続に必要な体制を確立する。

その際、市（健康福祉局）は、他の地方公共団体等からの広域的な応援派遣・受入れも活用しつつ、発災後も福祉・医療関係部局や福祉サービス提供施設等に必要な人員を確保し、関係者と密接な連携を図るものとする。

災害発生時に避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるように、避難情報の発令基準や情報伝達方法について配慮する。

第3 福祉避難所の指定

【危機管理室、健康福祉局】

市は、府と連携を図りながら、社会福祉施設等の管理者との協議により、指定避

難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な避難行動要支援者のため、福祉避難所を指定する。また、避難行動要支援者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において避難行動要支援者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として避難行動要支援者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を、福祉避難所として指定し、福祉避難所の役割について住民に周知する。

また、市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してこないことがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示し、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき避難行動要支援者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、避難行動要支援者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

第4 外国人に対する支援体制整備

【文化観光局】

1 関係機関との連携

府は、外務省をはじめとする国の関係機関や市町村、大阪観光局、大阪府国際交流財団（OFIX）、宿泊事業者をはじめとする民間事業者等の多様な機関と連携し、官民連携により外国人に対する支援の検討・推進を行う。

市は、外務省をはじめとする国の関係機関、市内にある外国公館や大学、宿泊事業者等と連携し、官民連携により外国人に対する支援の検討・推進を行う。

2 情報発信等による支援

(1) 市内在住の外国人に対する支援

ア 市及び府は、防災教育・訓練や防災情報の提供に努める。

イ 市及び府は、情報提供や避難誘導において、多言語化や「やさしい日本語」の活用等に努める。

ウ 気象庁をはじめとする国の防災関係機関は、防災・気象情報が確実に伝達できるよう、多言語化等の環境の整備を図る。

(2) 来阪外国人旅行者に対する支援

ア 市及び府は、災害発生に備え、災害に関する知識や情報入手先等の情報の周知に努める。

イ 市及び府は、早期帰国等に向けた災害情報等を多言語で提供するため、ウェブサイトやSNS等の様々なツールを活用して、多言語での情報発信に努める。

ウ 市及び府は、観光案内所をはじめ、ターミナル駅周辺における多言語での情報提供の充実に努める。

エ 気象庁をはじめとする国の防災関係機関は、防災・気象情報が確実に伝達できるよう、多言語化等の環境の整備を図る。

3 避難所における支援

府は、避難所を運営する市町村が円滑に多言語支援を行えるよう、大阪府国際交流財団（OFIX）と連携し、災害時通訳・翻訳ボランティアの確保・育成に努める。

また、市は、各指定避難所に災害時多言語表示シートを整備し、災害時通訳・翻訳ボランティアの確保に努める。

第5 その他の要配慮者に対する配慮

【市民人権局、危機管理室】

市及び府は、障害者・高齢者・外国人等、その他の要配慮者に対しても、災害時における情報提供や避難誘導その他の必要な支援において、配慮に努める。

第5節 帰宅困難者対策

【第5節の施策体系】

第5節 帰宅困難者対策	第1 帰宅困難者への支援	P.185
	主担当：危機管理室	
	第2 帰宅困難者への啓発	P.185
	主担当：危機管理室	
	第3 事業者等の帰宅困難者対策の促進	P.185
	主担当：危機管理室、産業振興局	
	第4 駅周辺における滞留者の対策	P.185
	主担当：危機管理室	
	第5 徒歩帰宅者への支援	P.186
	主担当：危機管理室	

本市では、昼間時には通勤者・通学者や訪日外国人を含めた観光客等、周辺からの流入・流出人口が存在しており、大規模地震等により公共交通機能等が停止した場合、自力で帰宅できない帰宅困難者が多数発生することが予想される。

このため、市は、府や関西広域連合と連携して、一斉帰宅の抑制を図るため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等を行い、事業所に対して、交通機関の運行が停止した際に従業員や観光客等を待機させることや、その際に必要となる備蓄等を促す。また、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導體制の整備等について働きかけを行う。市は、可能な範囲で地域における「共助」の活動を事業者等に働きかけ、関西広域連合は、構成団体等と連携して、帰宅困難者を受け入れるため、大規模店舗や学校、公的施設、民間の事業所等に協力を求め、受入先の確保を図り、帰宅者が無事に帰ることができるように、コンビニエンスストア等の協力を得て、トイレ、水道水等の提供など徒歩帰宅支援を行う。

民間事業者等との連携のもと進めるこうした対策が十分に機能するためにも、簡易トイレ等の備蓄、帰宅経路の情報提供、安全な歩行空間や休憩場所の確保等、徒歩帰宅者を支援する環境整備等、ソフト・ハードにわたる取組みを大阪府・関西広域連合等とも連携しながら進める。

また、市、国、府、関西広域連合等は連携して、鉄道の代替としてバス等による輸送が円滑に実施できるよう、関係機関との情報伝達や運行調整などを行う枠組みの構築を図るほか、徒歩帰宅者への支援を行う。

なお、具体的な対策としては、関西広域連合が策定した「関西広域帰宅困難者対策ガイドライン」に基づき実施される訓練などを通じ、実効性のある帰宅困難者支援の取組みを行う。

第1 帰宅困難者への支援

【危機管理室】

市は、府及び民間事業者等との連携のもと、大規模地震等により徒歩帰宅を余儀なくされる人に対し、主要幹線道路や鉄道の運行状況の情報の提供などの支援を行い、徒歩による帰宅が困難な人のために、一時滞留施設を確保するなど円滑な帰宅を支援する対策の推進を図る。

また、情報の提供にあたっては、防災関係機関が連携し、利用者自らが次の行動を判断できるよう、利用者視点での情報提供に取り組む。

第2 帰宅困難者への啓発

【危機管理室】

市は、徒歩による帰宅が困難な人については、一時安全な勤務先等に留まり、交通機関の復旧等に応じて徐々に移動する必要があることから、府と連携し、こうした帰宅困難者の行動について啓発を行う。

また、帰宅困難者の自らの備えとして、平常時から徒歩帰宅に必要な装備等を準備するなど、帰宅に際して自らの安全を確保するための啓発を行う。

第3 事業者等の帰宅困難者対策の促進

【危機管理室、産業振興局】

市は、災害発生後、従業員等がむやみに移動を開始して二次災害が発生することを防止するため、府や関西広域連合、経済団体と連携して、企業等に対して次のような施設内待機等に係る計画を策定するための働きかけを行う。

- ・むやみに移動を開始することは避ける。
- ・発災時間帯別に企業等が従業員等にとるべき行動の周知。
- ・企業等内に滞在するために必要な物資の確保。
- ・従業員等に対する情報入手、伝達方法の周知。
- ・従業員等が家族等の安否確認を行う手段の確認（家族間であらかじめ決定）。
- ・これらを確認するために訓練の実施

第4 駅周辺における滞留者の対策

【危機管理室】

駅周辺に多くの滞留者が発生することによる混乱を軽減するため、民間事業者を中心とした対策協議会を設置し、平常時から訓練等により連携体制を確立する。また、飲料水やトイレ等の提供体制の整備、避難行動要支援者や観光客等を考慮した滞留者の避難誘導対応等についての検討を行う。併せて、帰宅困難者について、地域救援活動の応援要員としての役割についても検討を行う。

第5 徒歩帰宅者への支援

【危機管理室】

1 給油取扱所における徒歩帰宅者への支援

府域で地震による災害が発生し、交通が途絶した場合に、大阪府石油商業組合の組合員は、徒歩帰宅者支援「協力店」のポスターを表示したそれぞれの給油取扱所（「防災・救急ステーション」と呼称）において、徒歩帰宅者に対し、次のような支援を行う。

- ア 一時休憩所として、飲料水、トイレ等の提供
- イ 地図等による道路等の情報、ラジオ等で知り得た通行可能な歩道に関する情報の提供

2 コンビニエンスストア・外食事業者による徒歩帰宅者への支援

市は、関西広域連合がコンビニエンスストアや外食事業者等と締結する「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」に基づき、災害時の徒歩帰宅者を支援するために関西広域連合と覚書を締結することで支援体制を整備する。

これにより、災害時には各店舗（『災害時帰宅支援ステーション』）へ「水道水」、「トイレ」、「道路状況などの情報」の提供を要請できるものとし、平時から店舗入口付近にステッカーを掲出し、住民への啓発、認知度の向上を図る。

また、府は、民間事業者等との連携のもと進めるこうした対策が十分に機能するためにも、簡易トイレ等の備蓄、帰宅経路の情報提供、安全な歩行空間や休憩場所の確保等、徒歩帰宅を支援する環境整備等、ソフト・ハードにわたる取組みを国・市町村・関西広域連合等とも連携しながら進める。

第6節 保健衛生対策

【第6節の施策体系】

第6節 保健衛生対策	第1 防疫体制の整備	P.187
	主担当：健康福祉局	
	第2 し尿処理	P.187
	主担当：危機管理室、環境局、建設局、上下水道局	
	第3 ごみ処理	P.188
	主担当：環境局	
	第4 がれき等災害廃棄物処理	P.188
	主担当：環境局	

第1 防疫体制の整備

【健康福祉局】

1 活動体制の整備

市（健康福祉局）は、災害が発生後、迅速に生活衛生や感染症などの健康危機管理対策を行うことができるよう、活動体制の整備に努め、組織及び動員計画を構築し、必要な資材の確保計画を立案する。

また、災害時において、府、自衛隊等の防災関係機関の応援を速やかに得られるよう、協力体制の整備を推進し、防疫業者等と災害時の対応に関する協力協定の締結を推進する。

2 防疫用薬剤及び資器材の整備

災害が発生した場合に、災害時の防疫活動に必要な消毒剤や資器材等を速やかに調達できるよう、調達先となる関係業者の確保に努める。

第2 し尿処理

【危機管理室、環境局、建設局、教育委員会、上下水道局】

1 活動体制の整備

災害時における環境衛生の保全のため、処理施設の現況を適切に把握し、施設設備の強化と保全に努め、迅速かつ適切な処理体制を整備する。

2 災害用トイレ機能の確保

災害用トイレについて、自主防災組織等による備蓄を推進し、被災後数日で必要な数のトイレを充足できるよう、「仮設型トイレ」、「マンホール型トイレ（貯留式・可流式）」、「携帯型トイレ」などを整備・備蓄する。また、避難所となる学校施設

のトイレの耐震化を行うなど、トイレ機能の確保を図る。

第3 ごみ処理

【環境局】

災害時には、平常時に排出される生活ごみに加え、指定避難場所に避難した被災者からの生活ごみが排出される等、平常時と異なるごみ処理体制が求められる。そのため、市（環境局、危機管理室）は、災害によるごみ処理施設の機能の低下、停止を防止するため、ごみ処理施設設備の強化と保全に努め、以下の対策を実施し、市の衛生環境の確保に努めるものとする。

1 災害時ごみ処理体制の構築

災害時のごみ処理が円滑に行えるよう、委託処理業者と協力・連携しながら、ごみ処理体制の整備に努める。

ごみ処理施設において補修等に必要な資材（燃料、薬剤等）を一定量確保するよう努める。

2 臨時ごみステーションの設置

生活ごみを速やかに収集・処理するため、必要に応じて臨時のごみステーションが設置できるよう、指定避難所等における設置計画を検討するものとする。

臨時ごみステーションの設置に際し、収集・運搬が進まず、長期間ごみが保管されることが想定される場合には、衛生状態を保持するため、殺虫剤、消臭剤等の備蓄に努める。

3 ごみ収集処理見込み量の把握

処理体制を円滑に整備するため、災害時におけるごみ収集処理見込み量の把握に努める。

4 広域的な相互支援体制の確立

災害時相互応援協定に基づき、委託処理業者の被災等によりごみ処理が困難となった場合に備えた広域的な相互支援体制を確立する。

第4 がれき等災害廃棄物処理

【環境局】

災害時には、家屋の倒壊等により大量のがれき等震災廃棄物が発生することが想定され、これらは災害廃棄物として処理する必要がある。早期の復旧・復興の支障とならないよう早期の廃棄物の処理体制の確保に努める。

市は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや

仮設トイレのし尿等)の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺市町村等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画等において具体的に示す。

また、市(環境局)は、以下の対策を実施し、災害廃棄物処理を迅速かつ的確に進められるよう、体制を整備するものとする。

1 災害廃棄物処理体制の構築

災害時の廃棄物処理が円滑に行えるよう、災害廃棄物の処理体制を府(循環型社会推進室)及び公益社団法人大阪府産業資源循環協会等と連携して構築する。

2 一次集積場所(仮置場)の指定及び確保

各区1か所以上を目標に、幹線道路沿いにおいて、がれき等災害廃棄物の一次集積場所(仮置場)の指定及び確保について検討し、近隣市区等に用地の提供を要請し、一次集積場所(仮置場)の確保に努めるものとする。

仮置場の衛生状態を保持するための殺虫剤、消臭剤等の備蓄に努める。

3 広域的な相互支援体制の確立

災害時相互応援協定に基づき、災害により発生した廃棄物の処理に対する広域的な相互支援体制を確立する。

府は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行い、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合における仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。

府は、大量の災害廃棄物の発生に備え、国や他の府県と協力して、広域処理体制の確立や十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努める。また、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。

府又は市は、災害廃棄物からのアスベスト等の飛散による環境汚染に備えて、あらかじめモニタリング体制を整備しておく。

府又は市は、災害廃棄物に関する情報及び災害廃棄物処理支援ネットワーク(D. Waste-Net)や地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。

市又は府は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

第7節 遺体の収容及び火葬対策

【第7節の施策体系】

第7節 遺体の収容及び 火葬対策	第1 遺体安置場所の選定	P.190
	主担当：健康福祉局	
	第2 火葬のための施設・資器材の確保	P.190
	主担当：健康福祉局	

大規模地震による死者数の想定は3,017名（上町断層帯地震）、6,103名（南海トラフ巨大地震）となっているように、甚大な死傷者の発生が懸念されている。

市は、大規模地震災害による死者数の半減を目標に掲げ、建築物の倒壊防止策の推進等死者数減少方策を推進するが、合わせて、遺体の収容及び火葬対策として、災害時の死傷者が多数発生した場合に備え、柩、ドライアイス等の資器材確保のためにあらかじめ関係業者あるいは隣接市等との協定を締結する等の事前対策を進める。

第1 遺体安置場所の選定

【健康福祉局】

災害により市内各所で死者が発生し自宅等での安置が困難な場合を想定すると、一時的な遺体安置所を設ける必要がある。そこで、遺体安置所を速やかに設置できるよう、関係先の理解を得た事前の選定を検討する。

第2 火葬のための施設・資器材の確保

【健康福祉局】

災害により発生した死者の遺体に対して、遺体の尊厳に配慮しつつ速やかに火葬を行うことができるよう、近隣の火葬場を把握し、市内の寺院に対する協力要請や葬祭業者等との災害時の遺体処理に係る協定締結を推進する。

第8節 応急住宅対策

【第8節の施策体系】

第8節 応急住宅対策	第1 部局間の連携体制の整備	P.191
	主担当：建築都市局	
	第2 応急危険度判定体制の整備	P.191
	主担当：建築都市局	
	第3 応急仮設住宅等の事前準備	P.192
	主担当：建築都市局	
	第4 斜面判定制度	P.193
	主担当：建設局	
	第5 罹災証明書の発行体制の整備	P.193
	主担当：財政局、区役所、消防局	

堺市地震災害想定総合調査において、全壊棟数が70,929棟（上町断層帯地震）、6,004棟（東南海・南海地震）、火災による焼失棟数が、25,637棟（上町断層帯地震）、数棟（東南海・南海地震）と想定されている。全壊棟数と焼失棟数の合計は、上町断層帯地震で96,566棟となるように、大規模地震が発生した場合、迅速に応急危険度判定を実施し、多数の応急仮設住宅の整備を行う必要がある。

市は、建築物等の二次災害を防止するための危険度判定体制の整備、応急仮設住宅等の事前準備及び土砂災害から住民を守るための斜面判定制度の活用を進める。

第1 部局間の連携体制の整備

【建築都市局】

被害情報を迅速かつ適切に把握するため、部局間の連携体制の確立を図る。

第2 応急危険度判定体制の整備

【建築都市局】

市は、府と連携し、住民の安全確保を図るため、建築関係団体と協力し、地震により被災した建築物や宅地の二次災害防止に努める。また、指定避難所の開設規模や仮設住宅の建設戸数確定に寄与するための危険度判定体制を整備する。

1 被災建築物応急危険度判定体制の整備

(1) 被災建築物応急危険度判定士の養成、登録

市（建築都市局）は、広く、府等が主催する応急危険度判定講習会の受講を呼びかけ、応急危険度判定士の養成・登録を勧める。

- (2) 被災建築物応急危険度判定コーディネーターの養成・登録
市（建築都市局）は、市職員に、応急危険度判定コーディネーター講習会を受講させ、判定コーディネーターの養成・登録を進め、判定コーディネーターなど判定士を束ねる資格取得を推進し、実施訓練を行う。
- (3) 実施体制の整備
市（建築都市局）は、判定主体として、資器材の整備、被災建築物応急危険度判定士受入れ体制の整備など実施体制の整備を図る。
- (4) 避難所の応急危険度判定体制の整備
災害発生時に避難所として活用する施設について、速やかに利用の可否を把握し、避難所としての開設の判断を行い、関係機関及び住民に周知する必要がある。このため、市（建築都市局）は、避難所として活用する施設に対する優先的な応急危険度判定の実施体制を整備する。
- (5) 防災拠点施設の応急危険度判定体制の整備
市庁舎及び出先施設等の防災拠点施設について、災害時の消防活動や救急救助活動の指揮、災害に関わる情報伝達等、防災活動を実施する中枢機能を確保するため、施設利用の可否を速やかに把握し、必要に応じて代替施設へ中枢機能を移設するなどの判断を迅速に行う必要がある。このため、市（建築都市局）は、防災拠点施設に対する優先的な応急危険度判定の実施体制の整備に努める。

2 被災宅地危険度判定体制の整備

- (1) 被災宅地危険度判定士の養成・登録
市（建築都市局）は、広く、府等が主催する被災宅地危険度判定講習会の受講を呼びかけ、被災宅地危険度判定士の養成・登録を行う。
- (2) 被災宅地判定調整員の養成・登録
市（建築都市局）は、被災宅地判定調整員の養成・登録を進める。
- (3) 実施体制の整備
市（建築都市局）は、被災宅地危険度判定士受入れ体制の整備など、実施体制の整備を図る。
- (4) 被災宅地危険度判定制度の普及啓発
市は、建築関係団体と協力し、住民に対して、制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

第3 応急仮設住宅等の事前準備

【建築都市局】

1 応急仮設住宅建設候補地の事前選定

市（建築都市局）は、あらかじめ、各種災害に対する安全性に配慮しつつ、都市公園、公共空地等の中から応急仮設住宅の建設候補地を選定する。

現状で指定する建設候補地面積での建設可能戸数は4,621棟であり、上町断層

帯地震で想定される全壊棟数と焼失棟数の合計の 96,566 棟に対して大きく不足していることから、災害時における被災者用の住居として利用可能な公共住宅や民間賃貸住宅の空家等の把握に努め、災害時に迅速に提供できる体制の整備に努める。

2 応急仮設住宅の調達体制等の確立

市は、応急仮設住宅の建設・借上げ及び被災住宅の応急修理を円滑に実施するため、あらかじめ関係団体と協定を締結する。また、要配慮者の住宅の仕様については合理的配慮を行う。

第4 斜面判定制度

【建設局】

府は、土砂災害から住民を守るため、NPO 法人大阪府砂防ボランティア協会の斜面判定制度の活用を図る。

1 実施体制の整備

府は、市町村、砂防関係団体との連携により、斜面判定制度の整備を図る。

2 斜面判定士の登録

NPO 法人大阪府砂防ボランティア協会は、斜面判定士の登録を行う。

3 斜面判定制度の普及啓発

府及び市町村は、NPO 法人大阪府砂防ボランティア協会と連携し、住民に対して、制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

第5 罹災証明書の発行体制の整備

【財政局、区役所、消防局】

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、家屋被害認定調査員の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、罹災証明発行業務手順の明確化、住家被害認定調査及び罹災証明書発行業務の要員名簿の作成等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

さらに、住家被害認定調査の目的、被災建築物の応急危険度判定調査等との違いについて、被災者に明確に説明するものとする。

市は、罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、家屋被害認定調査員のための研修機会の拡充等により、災害時の家屋被害認定の迅速化に努め、育成した調査の担当

者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化に努める。

第9節 ボランティアの活動環境の整備

【第9節の施策体系】

第9節 ボランティアの活動環境の整備

主担当：健康福祉局、区役所

【健康福祉局、区役所】

市は、府、堺市社会福祉協議会、日本赤十字社大阪府支部、NPO その他ボランティア活動団体とそれぞれ連携し、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時に、ボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう必要な環境整備を図る。また、NPO等のボランティア活動との連携やボランティアのネットワーク化等を通じて、更なる地域防災力の充実・強化を図っていく。

1 受入れ窓口の整備

堺市社会福祉協議会をはじめ各機関は、災害時にボランティア活動を行おうとする者の受入れ・活動の調整を行うための窓口の運営について、連絡調整を行う。

特に大規模災害が発生した時には、救急救助、医療、介護等専門ボランティアの必要性が高いため、こうした分野のボランティアの受入れ窓口の整備にも努める。

2 人材の育成

各機関は、災害時にボランティア活動を行える人材の確保・育成に努め、相互に連携してボランティア活動の需要と供給の調整を行うボランティアコーディネーターの養成及びボランティアグループのネットワークづくりの支援に努める。

3 支援体制の整備

災害時にボランティアの受入れ及び活動のための拠点をあつせんもしくは提供できるようあらかじめ計画し、活動のための環境づくりの整備に努める。

また、大規模な災害が発生し、救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合などに、ボランティアの参画による円滑な災害応急活動の推進を図るため、市は、平常時からボランティア団体との連携を図り、災害ボランティア活動の支援体制の整備を図る。

さらに、災害時にボランティアが活動するうえで必要な情報提供及びボランティア・コーディネート機能をもった体制のあり方について検討する。

4 小学校区ごとのボランティア活動の拠点の設置

市民協働のまちづくりや地域活動の活発化を図るため、小学校区ごとに、ボランティアや地域住民の交流・情報の拠点の設置及び活用を推進する。

5 災害時支援協力員制度

上下水道局は、上下水道事業に関する知識や経験を有する元上下水道局職員の協力を得て、水道及び下水道に係る災害・事故等への対応強化を目的に「災害時支援協力員制度」を運用する。

6 情報共有会議の整備・強化

市及び府は、NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の事前登録、研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。